軍隊精神教育の參考

陸軍大尉 後藤 清

陸軍少佐　齊藤市平著

軍隊精神教育の參考

東京

尚兵館

發行

序言

凡そ軍隊教育中精神教育ほど至難にして最も重要なものはあるまい。命令一下硝烟彈雨の下屍山血河を越え、任務の遂行に邁進する底の精神は常に涵養せしめねばならぬ。之が爲には「勅諭」を經とし各典範令の綱領を緯とし部下の脳裡に徹底する如く教育することが肝要である。

一、一般教育。入營當初は兵の境遇一變し、萬事新しく生れ變るので、其の淳朴な精神は克く上官の訓示を直ちに之を受け入れる。其の效果も亦大である。

二、機會教育。一般教育の他、機會を捉へ、各個人につき諄々說き及ぼしたならば、相當の效果がある。之が爲には順序方法を豫め考察準備せねばならぬ。之に反し事理を極めず、徒らに叱責する如きは、却つて兵の反抗心を喚起し、遂に教官に對し怨府を醸す基となる。

三、垂範教育。國軍の楨幹たる將校は常に活模範を垂れ、仰いで以て之に則らしむる事が必要である。之が爲には擧止端正、態度嚴正、言語明晰苟も蔭日向のある行動あるに於ては、精神講話は其の價値を失ふ。

要は兵の心の琴線に觸れ、彼等の享受せる印象を深川ならしむのである。人を見て法を說け、極め

て俗人に入り易き卑近な說話を工夫して以て、且つ其の精神を逃さぬ樣に會得せしめ、所謂自覺の域に導くことが大切である。

著　者　識

軍隊精神教育の參考

目次

目次

戰陣訓

序

夫れ戰陣は、大命に基き、皇軍の神髓を發揮し、攻むれば必ず取り、戰へば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば戰陣に臨む者は、深く皇國の使命を體し、堅く皇軍の道義を持し、皇國の威德を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。

惟ふに軍人精神の根本義は、畏くも軍人に賜はりたる勅諭に炳乎として明かなり。而して戰鬪並に訓練等に關し準據すべき要綱は、又典令の綱領に教示せられたり。然るに戰陣の環境たる、兎もすれば眼前の事象に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の本分に戻るが如きことなしとせず。深く愼まざるべけんや。乃ち既往の經驗に鑑み、常に戰陣に於て勅諭を仰ぎて之が服

行の完璧を期せむが爲、具體的行動の憑據を示し、以て皇軍道義の昂揚を圖らんとす。是戰陣訓の本旨とする所なり。

本訓　其の一

第一　皇國

大日本は皇國なり。萬世一系の天皇上に在しまし、肇國の皇謨を紹繼して無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に遍く、聖德八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖孫相承け、皇國の道義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君臣一體以て克く國運の隆昌を致せり。

戰陣の將兵、宜しく我が國體の本義を體得し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇國守護の大任を完遂せんことを期すべし。

第二　皇軍

軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威德を顯揚し皇運の扶翼に任ず。
常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現ずるもの是神武の精神なり。
武は嚴なるべし仁は遍きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ斷乎之を擊碎すべし。假令峻嚴の威克く敵を屈服せしむとも、服するは擊たず從ふは慈しむの德に缺くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。武は驕らず仁は飾らず、自ら溢るるを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

第三　軍紀

皇軍軍紀の神髓は、畏くも大元帥陛下に對し奉る絶對隨順の崇高なる精神に存す。
上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大權の承行を謹嚴にし、下は謹んで服從の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るるなきは、是戰捷必須の要件にして、又實に治安確保の要道たり。
特に戰陣は、服從の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間に處し、命令一下欣然

として死地に投じ、默々として獻身服行の實を擧ぐるもの、實に我が軍人精神の精華なり。

第四　團結

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渥き聖慮を體し、忠誠の至情に和し、擧軍一心一體の實を致さざるべからず。

軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣藹々たる團結を固成すべし。

上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意圖に從ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全體の爲己を沒するの覺悟なかるべからず。

第五　協同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戰捷の爲欣然として沒我協力の精神を發揮すべし。

各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信じ相援け、自ら進んで苦難に就き、戮力協心

相携へて目的達成の爲力鬪せざるべからず。

第六　攻撃精神

凡そ戰鬪は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。

攻撃に方りては果斷積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉碎せずんば已まざるべし。防禦又克く攻勢の鋭氣を包藏し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は斷々乎として飽く迄も徹底的なるべし。

勇往邁進百事懼れず、沈著大膽難局に處し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる障碍を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七　必勝の信念

信は力なり。自ら信じ毅然として戰ふ者常に克く勝者たり。

必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝膽を碎き、必ず敵に勝つの實力を涵養すべし。

勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戰百勝の傳統に對する己の責務を銘肝し、勝たずば斷じて已むべからず。

本訓　其の二

第一　敬神

神靈上に在りて照覽し給ふ。
心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

第二　孝道

忠孝一本は我が國道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。
戰陣深く父母の志を體して、克く盡忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を顯彰せんことを期す

べし。

第三　敬禮擧措

敬禮は至純なる服從心の發露にして、又上下一致の表現なり。戰陣の間特に嚴正なる敬禮を行はざるべからず。

禮節の精神內に充溢し、擧措謹嚴にして端正なるは強き武人たるの證左なり。

第四　戰友道

戰友の道義は、大義の下死生相結び、互に信賴の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相戒めて、倶に軍人の本分を完うするに在り。

第五　率先躬行

幹部は熱誠以て百行の範たるべし。上正しからざれば下必ず紊る。

戰陣は實行を尙ぶ。躬を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

第六　責任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

責任を重んずる者、是眞に戰場に於ける最大の勇者なり。

第七　死生觀

死生を貫くものは崇高なる獻身奉公の精神なり。

生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。身心一切の力を盡くし、從容として悠久の大義に生くることを悅びとすべし

第八　名を惜しむ

恥を知る者は強し。常に郷黨家門の面目を思ひ、愈〻奮勵して其の期待に答ふべし。生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を殘すこと勿れ。

第九　質實剛健

質實以て陣中の起居を律し、剛健なる士風を作興し、旺盛なる志氣を振起すべし。

陣中の生活は簡素ならざるべからず。不自由は常なるを思ひ、毎事節約に努むべし。奢侈は勇猛の精神を蝕むものなり。

第十　清廉潔白

清廉潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。己に克つこと能はずして物慾に捉はるる者、爭でか皇國に身命を捧ぐるを得ん。

身を持するに冷嚴なれ。事に處するに公正なれ。行ひて俯仰天地に愧ぢざるべし。

本訓　其の三

第一　戰陣の戒

一　一瞬の油斷、不測の大事を生ず。常に備へ嚴に警めざるべからず。
敵及住民を輕侮するを止めよ。小成に安んじて勞を厭ふこと勿れ。不注意も亦災禍の因と知るべし。

二　軍機を守るに細心なれ。諜者は常に身邊に在り。

三　哨務は重大なり。一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す。宜しく身を以て其の重きに任じ、嚴肅に之を服行すべし。
哨兵の身分は又深く之を尊重せざるべからず。

四　思想戰は、現代戰の重要なる一面なり。皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺瞞を破摧するのみならず、進んで皇道の宣布に勉むべし。

五　流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ、動ずること勿れ。皇軍の實力を確信し、篤く上官を信頼すべし。

六　敵産、敵資の保護に留意するを要す。徴發、押收、物資の燼滅等は總て規定に從ひ、必ず指揮官の命に依るべし。

七　皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし。

八　戰陣苟も酒色に心奪はれ、又は慾情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒愼し、斷じて武人の淸節を汚さざらんことを期すべし。

九　怒を抑へ不滿を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。一瞬の激情悔を後日に殘すこと多し。

軍法の峻嚴なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが爲なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の眞情に馳せ、假初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

第二　戰陣の嗜

一　尚武の傳統に培ひ、武德の涵養、技能の練磨に勉むべし。

「毎事退屈する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

二　後顧の憂を絕ちて只管奉公の道に勵み、常に身邊を整へて死後を淸くするの嗜を肝要とす。

屍を戰野に曝すは固より軍人の覺悟なり。縱ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意とせざる樣豫て家人に含め置くべし。

三　戰陣病魔に斃るるは遺憾の極なり。特に衞生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を來すが如きことあるべからず。

四　刀を魂とし馬を寶と爲せる古武士の嗜を心とし、戰陣の間常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。

五　陣中の德義は戰力の因なり。常に他隊の便益を思ひ、宿舍、物資の獨占の如きは愼むべし。

「立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄々しく床しき皇軍の名を、異鄕邊土にも永く傳へられたきものなり。

六　總じて武勳を誇らず、功を人に讓るは武人の高風とする所なり。他の榮達を嫉まず己の認められざるを恨まず、省みて我が誠の足らざるを思ふべし。

七　諸事正直を旨とし、誇張虛言を恥とせよ。

八　常に大國民たるの襟度を持し、正を踐み義を貫きて皇國の威風を世界に宣揚すべし。國際の儀禮亦輕んずべからず。

九　萬死に一生を得て歸還の大命に浴することあらば、具に思を護國の英靈に致し、言行を愼みて國民の範となり、愈々奉公の覺悟を固くすべし。

結

以上述ぶる所は、悉く勅諭に發し、又之に歸するものなり。されば之を戰陣道義の實踐に資し、以て聖諭服行の完璧を期せざるべからず。

戰陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈〻奉公の至誠を擢んで、克く軍人の本分を完うして、皇恩の渥きに答へ奉るべし。

軍隊精神教育の參考

第一篇　精神教育方法

第一章　軍隊教育と精神教育

軍隊教育の目的は軍人及軍隊を訓練して戰爭の任に當らしむるにある。而して戰爭の爲緊要缺くべからざる要素は堅確なる軍人精神竝に嚴肅なる軍紀である。故に軍隊教育は此の要素を涵養するを以て主眼とする。

凡ぞ精神教育は軍人及び軍隊教育の爲極めて重要であつて且叉實際に於て平戰兩時を通じ如何に偉大なる效果を齎らしたかを思はゞ、此の教育に甚大の努力を拂はねばならぬかを理解するであらう。

それには先づ軍人(軍隊)をして自己の確乎たる信念を涵養せしむる。必勝の信念は軍の光輝ある歷

史に根源し、周到なる訓練を以て之を培養せしめなければならぬ。

射撃に就ては一弾一敵を斃すの伎倆は平時の基本射撃に於て訓練し自信を持たしむ。剣術に於て機先を制し斬撃を以て常に勝利を得るの信念を持たしむれば、俄然敵に遭遇するも聊も狼狽することなく、克く任務を遂行することが出來る。

生を棄て義を採り恥を知り名を惜むの犠牲的精神は彼の爆弾三勇士の事績に鑑み、責任を重んじ、艱苦に堪へ奮つて國難に赴き、任務の爲に斃るの精神を涵養せしむるを得。

軍隊は常に攻撃精神充溢し、志氣旺盛でなければならぬ。攻撃精神は忠君愛國の至誠より發する軍人精神に則り之を培養し振起せねばならぬ。

「虎穴に入らずば虎兒を得ず」の格言の如く、危險を冒し攻勢に出なければ勝利を得られない。「蓋シ勝敗ノ數ハ必ズシモ兵力ノ多寡ニ依ラズ精練ニシテ且攻撃精神ニ富メル軍隊ハ克ク寡ヲ以テ衆ヲ破ルコトヲ得ルモノナレバナリ」との精神を徹底せしむ。

輓近物質的風潮に感染し、眼前瞬時の快樂に眩惑され、一時本務を糊塗するが如きものは断然之を排除せねばならぬ。然しながら我が國民の大部分は古來より繼承する精神(大和魂)が腦裡に潜在するのであるから、吾々は精神教育によりて之を喚起し益〻發揮せしめなければならぬ。

第二章　精神教育の手段

精神教育は精神を以てせよとあるが、それに就て方法手段は多々あらうと思ふ。幹部の率先躬行、訓話、經歴談等である。訓話者は常に被教育者の位置に立ち腦力を判斷し之に適切なる如く計畫するを要する。高尙な理解し難い話は效果が少いのみならず却つて惰氣を催し價値を失ふことがある。豫め訓話の計畫を立案し順序方法を究め被教育者の氣分轉換の爲には時々諧謔を加へるも必要である。要は趣旨、要點を脫さぬことである。

率先躬行も可なり。吾人は乃木大將、橘中佐でないから中々容易の業でない。幹部は「獨愼」の精神に則り居常俯仰不愧天地の模範的行動によつて始めて其の效果を得ると思ふ。

要は「人を見て法を說け」の要訣を忘れてはならぬ。

第三章　精神敎育計畫

凡そ事業に完全圓滿なる成果を得んと思はゞ、周到綿密なる計畫準備が必要である。殊に精神教育に方りては周密なる計畫準備を爲すことが極めて緊要である。

一般教育に就ては各期の當初に方り典範令、訓示等を基礎に教育計畫案を立つる如く精神教育に於ても計畫することを必要とする。

一、永久計畫（下士官と兵とに區分すること）

一般兵の精神訓話は在營二年間を基準とし其の間必要とする科目を排列すること

二、年度計畫（下士官と兵とに區分すること）

永久計畫に基き年度計畫を立案、臨時實施の科目は之に加へ遺漏なきこと

三、精神訓話案

1、教育（永久／年度）計畫に基き排列したる科目に就き實施に方り適切に爲すべき腹案を準備し置くこと

2、訓話を効果的ならしめる爲に印刷物を準備すること（實施前日謄寫版刷とする）

3、訓話に必要な品（地圖、寫眞、繪はがき）を準備すること

第四章　精神訓話の實施

精神教育は豫定（臨時）に基き實施する場合にも効果あらしむるが肝要である。

一、日取

日取に就ては豫定に基き計畫し變更しない方が宜しい。月四回、毎週一回を可とす。實施に方り繰越し、遡りて實施するが如きは計畫の杜撰を暴露するもので精神教育上其の效果を失ふ。

二、時刻

精神の平靜狀態の時を選定するを可とする。殊に初年兵第一期間は全員出場し得るを以て午前教練開始前を可とする。第二期以後は成るべく多く集合し得る時間土曜日午後(檢査終了後)を可とする。

臨時實施の場合には隨時行ふを可とする。

三、場所

話題により場所を選定することが必要である。神社前、陸軍墓地前にては兵の頭腦に感慨の念を起さしめ訓話の趣旨を徹底せしむるを可とす。通常內務班を可とす。教官の臨席前集合準備携行品を點呼すること。

四、訓話方法

1、斷言的に話すこと

如何に明快に流暢に話すとも被教育者の腦裏に徹底せしめる爲には斷言的でなければ何を聞いたか薩張り不明のことがある。教官は兵の素養の程度を理解し居れば曖昧な言葉を避け、兵に懷疑の念を起さしめてはならぬ。之が爲斷言的を可とする。

2、眞劍な態度

講話者の態度如何は直ちに內容に價値を及すものである。壇上に立ち悠然と構へ、話題に入り諄々と說き及したなら、兵は克く腦裏に徹底するであらう。四角四面に固くなり、兵も謹聽して居るのでは却つて訓話がお叱言を受けて居るのと誤り價値が少からう。

3、話は論理的に

話題に基き論理的に進めるのが宜しい。自己の實戰談などが飛入して話が橫の道に入り遂に收拾し得ざることがある。最初に順序方法を考へ斷言的に話說する如く實施が必要である。

4、勅諭に歸納すること

總て精神教育は其の本源たる勅諭に歸納することが肝要である。例へば兵の劍術に元氣がない、勅諭武勇の條項に合致しない、贅澤な物品を見て質素の觀念に缺けてゐる、などと勅諭の精神に還元せしむるを要す。

五、訓話實施後の監督

軍隊は不言實行である。班長は點呼立會の際、上官の訓話の徹底如何を監督するを要す。腦力不十分な兵には時々質問し、誤解を正し、或は居室に呼び、特に懇切に敎ふるなどの手段を施し之が勵行如何を監督するを要する。

以上は精神教育に關する私見であつて、微細の穿鑿に亙らず梗概を述べたに過ぎない。取捨選擇に就ては大方の叱正を乞ふ。

第二篇　勅　諭

第一章　忠　節

總　說

忠の字は心の中、口と心を一貫したといはれて居る。口と心と一致した精神は卽ち誠である。心の中は心中を暴露した精神で誠である。忠とは邪念を人間から除いた誠心をいひ、節とは竹に節のあるやうに節度のあることである。卽ち誠心を以て御奉公するのが忠節である。

我が帝國は建國以來悠久二千六百年を經て、上には萬世一系の　天皇を戴き、下に忠勇無比の國民があつて、古より今に至るまで一度も外國の侮りを受けたことはない。

かゝる國柄は世界廣いけれども類のない所であつて、又實に我が國民の大なる誇とする處である。

天照大神は皇孫瓊々杵尊に勅して「豐葦原の瑞穗國は我が子孫の君たるべき地なり汝皇孫ゆいて治めよ天日嗣のさかえまさんこと天壤とともに窮なかるべし」とのたまへり。萬世動きなき我が皇基は實にここに定まつた。

大神は又八咫鏡、叢雲劍、八坂瓊勾玉を尊に授け給ひて之を三種の神器と稱へた。此の時大神は「この鏡を見ること我を見る如くせよ」と仰せられた。以來この神器は代々の　天皇相傳へまして皇位の御しるしとせられた。

神武天皇は日向にいましたが東方いまだ王化に浴せず、依つて皇族たちと東征の謀を立て給ひ、舟師を率ゐ日向を發し安藝、吉備を經て浪速に到り、河内を經て大和に入らんとし給ふ。　天皇は幾多の困難に打克ち終に大和を平定し給ひ、玆に於て都を畝傍山の東南にある橿原の地に定めて卽位の禮を擧げ給ふ。我が國第一代の　天皇である。爾來皇統連綿として今日まで實に百二十四代の　今上陛下を戴く萬世一系の皇室である。

吾々大和民族は天照大神以來、其の子孫と繁殖して、卽ち枝に枝が生じた一大家族的民族である。畏れ多い事であるが、皇室は御宗家であつて吾々國民は同胞であり親族である。

吾々の祖先は皇祖の末裔である。天皇は國家を統治し給ふに慈愛を以てせられ、實に吾々の祖先は皇室の御恩惠に浴したのである。卽ち歷代の洪恩と臣民の忠誠に依つて來たのである。

されば吾々は萬世一系の皇室を戴き、立派なる國柄に生れ歷代の　天皇は臣民を見ること恰も我が子弟の如く思召され、御慈愛遊ばされたことである。故に義は君臣にして情は父子の如くであると仰せられた。

仁德天皇は難波に都を移し給ひて、常に御心を政治に留め給ひ、堀江を掘り池溝を開き、堤防を築きなどして民業の發達をすゝめ給ふ。また仁慈の御心深く、嘗て炊烟の稀なるを見て、民の貧しき樣を察し給ひ、六箇年の間貢物を許し給ひ、皇居の荒廢など聊も介意し給はず、三年後再び高殿に登りて「天の下四方けぶりて今ぞ富みぬる」と仰せられた。皇后は皇居が斯くの如く荒廢せる由を　天皇に申上げ給ひしに「民の富めるは朕の富めるなり」と仰せられた。誠に感涙に咽ぶ次第である。

醍醐天皇御在位三十年、この間、世は泰平無事であつて、都の文化著しく進步したのみならず、天皇また寒夜に御衣を脫ぎ給ひて、民の寒苦をおもひやり給ひし程の仁君におはしましたから、時の年

號によつて延喜の治と稱し奉つた。

明治天皇は夙に維新の政を行はせ給ひ、內治を刷新し外交を伸張し給ひ、御在位四十五箇年の長きに亙り民草の上に御心を注がせられ、歌聖にましますす天皇御一代の十萬首の御製中に皇恩の有難さに感泣する。

明治天皇　述懷

照るにつけ曇るにつけて思ふかな
　我が民草のうへは如何にと

賤家

賤が住むわらやのさまを見てぞ思ふ
　雨風あらき時はいかにと
　　折りにふれて（明治三十七、八年）

暑しとはいはれざりけりにえかへる
　水田にたてるしづを思へば
　　明治三十七、八年戰役

兒等はみな軍のにはに出ではてて
　　翁や一人山田守るらむ
いくさ人いかなる野邊にあかすらむ
　　蚊の聲しげくなれる夜頃を
つはものはいかに暑さを凌ぐらむ
　　水にともしといふ處にて

かく御聖德を仰ぎ、限りなき御仁愛の程しみ〴〵と感じ入る次第である。

今上陛下には大正十年十一月二十五日攝政の任に就き給ひ、國務を決裁し給ふ。爾來常に臣民の上に御心を垂れ給ひ、大正十二年九月一日關東大震火災の際には各所になほ餘燼治まらざるに親しく聖駕を進め給ひ、市內外の其の後の實況を鑾せられた。又地方長官會議の爲上京の際、各地方每に狀況を聽取遊ばされ其の都度產業、物資の狀況等に就いての御下問に對し知事は誠に恐懼し奉つて居る。又天災に方り侍從を御差遣遊ばされ常に御內帑金を賜り、近くは紀元二千六百年に方り、伊勢神宮、橿原神宮、山陵御參拜の爲關西行幸の砌靜岡驛に同市の復興振りを鑾せらる。猶重臣病篤しとて侍從を差遣し給ふ等常に蒼生の身上に御心を注がせ給ふこと共實に有難き極みである。

臣民に於ても歷代　天皇に忠勤の誠を致し皇恩に報いまゐらせてゐた。

海ゆかば水づく屍山ゆかば草むす屍　大伴家持
　大君の邊にこそ死なめかへり見はせじ

山はさけ海はあせなむ世なりとも　源實朝
　君に二心われあらめやも

武士の思ひ籠めにし一筋は　平野國臣
　七世かゆともよしたゆむまじ

大君の御楯とならん身にしあれば　乃木希典
　きたへざらめやみがかざらめや

叙上の如く我が國民は遠き昔より　皇室の深き御鴻恩に浴してゐる。幸にも召されて　陛下の股肱であり、國家の干城たる軍人は我が國體が世界無比であることを深く肝銘し、勅諭を奉體し益〻皇威を發揚し各〻其の本分に奮勵しなくてはならぬ。

第一節　平時及戰時の忠節

戰鬪に臨み勇戰力鬪、一身を鴻毛の輕きに置き、義は泰山の重きに任じ其の任務を遂行し斃れて後

止むのは戰時の忠節である。

平時に於ては炎熱嚴寒の下に勤務演習に精勵し其の業務を完全に遂行するのは平時の忠節である。然れども平時には戰闘悲慘の狀況を現出することは至難事とする。動もすれば平穩無事に慣れ精神に遲緩を來し戰時忠節を盡くすに比し平時に於ける忠節を實行に現すことは難いのである。

平時の忠節の例を示さう。

一、內務班に於ては班長上等兵の在不在に拘らず、班內掃除整頓は率先實行し、清潔を守り窓の開閉に注意して保健を圖り武器被服の手入を怠らず獻身的に働くにある。

二、敎練演習は豫め準備し集合時刻に遲滯することなく、所要の資料は必ず携行し他の戰友を煩はすことなく、出場後始末は上官の諸注意を勵行すること。

三、公用にて市中外出する時は任務遂行後は直ちに歸營し途中私用を辨ずる如きは不可とする。

四、步哨、不寢番勤務に於て勤勉從事し、縱ひ上官の監視外に於ても決して怠慢に亘ることなく、妄りに守地を離れず、死力を盡くして任務を遂行するの覺悟が必要である。

五、目下隊務は甚だ繁忙であるが、僅少の時間を利用し、自宅に農業等を手傳ひ除隊後に於ける產業の觀念を失はぬことを在隊間より覺悟すること。

以上列記の如く勤務に演習に於て蔭日向なく不言實行するのが平時の忠節である。要は平時に於て上官の命令に服從し奮勵努力其の成果を擧げ、以て實戰に於て硝烟彈雨悲慘の狀況の下に毅然として立ち、躊躇逡巡することなきやう平時に不屈不撓の精神を涵養し置かねばならぬ。

第二節　忠臣は孝子の門に出づ

忠臣といひ、孝子といふも其の形は異なれども、其の心は一つである。忠孝共に誠心から出でて、君に仕へては忠臣となり、親に對して孝子となり忠孝兩立する。古語に「忠臣は孝子の門に出づ」とある。彼の平治の亂に平清盛がその子重盛をして宮城を攻めしめやうとした時「重盛が忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず、重盛の進退こゝに谷まる」と言つた。我が日本に於ては「忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず」といふ嘆きはない筈である。それを重盛が言つたのは、親の前だからである。親の非を止めんが爲に言つたのである。

重盛家に歸つて「自分の處に用があるから」と軍隊の集合を命令すれば平家の軍勢は重盛の處に集まり、清盛の西八條の邸には一人も居なくなつて、流石の淸盛も閉口して重盛の言ふ事を聞いたのである。之は逆の道を行つたのだが、若し止めずに親に贊成すれば「孝ならんと欲すれば」であつて、從つて君には忠でなくなるが重盛は結局親の惡事を止めたのである。そこで忠孝一致が明瞭である。

吉田松陰士規七則「君臣一體、忠孝一致なるは唯我が國に於て然りと爲すのみ」

現在中隊に於て品行方正であつて、勤務に勉勵し、他兵の模範たるものは家庭に於ても溫順であつて父母の命に遵ひ家業を勵み家運益〻隆盛になる。之に反し鄕黨に於て放蕩無賴であつて父母を煩はし、其の鴻恩を忘れ、氣隨氣儘の振舞に世人の指彈を受くるもの、一旦入營するも初めの程は假面を被り勤勉を裝ふも終に暴露し軍紀風紀を紊し、勤務振りも怠慢の個性を發揮して終に職務怠慢の爲め處罰さるるに至る。前者は忠臣であつて孝子である。後者は不忠者であり不孝者である。

彼の第一次上海附近の戰鬪に於て敵は廟巷鎭に頗る堅固な陣地を構築し、日本軍の猛攻も容易に陷落しないと豪語した。地形は竹藪密生し「クリーク」其の前後に亙り射界は敵の爲めには頗る有利であつて、內部には近代裝備した「トーチカ」があり我が砲彈の效果著しくない。外面には防禦設備を圍繞してゐる。此處に於て我が軍は先づ外圍の鐵條網の破壞を試みたが容易に奏功しなかつた。次で決死隊を募り之に爆藥を鐵條網の中に挿入し破裂せしめ以て突擊路を開設せんとした。玆に應募した三名の工兵作江伊之助、北川丞、江下武二は平素鄕黨に於ては風評は餘り芳しくなかつたが、吾々はこの重任を完全に遂行しようと、數米に亙る竹に爆藥を裝置し夜闇を利用し秘かに三名にて脇に懸け點火して鐵條網中に挿入したが、忽ち大爆音を發して破裂し鐵條網と共に三名は爆裂し一片の肉も留め

なかつた。この勇士こそ天下に功名を現はし鄕黨に於ては父母の名を擧げ、英魂は永久に護國の神として靖國神社の祭神となつた。これこそ眞に忠孝兩全の士として後世に其の名を殘すものと思ふ。此の報一度び上聞に達するや、畏くも我が　國母陛下に於かせられては所謂爆彈三勇士の母達を召させられ數々の御情を蒙り家門鄕黨の名譽として今も其の生命永しへに輝き、世界の人々を驚歎せしめてゐる。

身體髮膚受之父母　敢不毀傷孝之始也
立身行道揚名後世　以顯父母孝之終也

第三節　鳥居强右衛門忠節の事

天正三年勝頼奥平九八郎信昌が三州長篠の城を圍み攻める。東照宮援兵を織田家に乞はせ給ひ、後巻の謀をめぐらし給ふ處に城中粮米既に盡きんとせしかば、此の旨を告げ奉らん爲め鳥居强右衛門勝商に命じて密かに城を出す。鳥居遁れ出づることを得ば、向ふのかんほうが嶺に烟あぐべし、三日過ぎて又かの山に烟を再度あげば、後巻なしと知り給ふべし、三度あげなば後巻あるべしと知り給へ、と約しければ、信昌鈴木金七郎を鳥居にそへて、五月十四日の夜、城の西なる山の岩根を傳ひ川に入る。

寄手素より大野川、瀧川の水底に繩を張りて鳴子をかけたれば、通るべきやうもなし。二人水練の達者にて川の淺瀨はよく知りつゝ、小脇差を拔きて川底を潜り、繩を切つて通りしかば、から〳〵となりけるを、番の兵どもあやしみけるに、其の中の一人、五月雨にはかゝる川をば鱸の通るらん、といひければさてやみぬ。二人は早瀧の下廣瀨といふ所に上り、かんほうが嶺にて烟をあげ、十五日に、岡崎に參つて、しか〳〵の由を申す處に、信長其の日岡崎に著陣せらる。鳥居、信昌は何心もとなくや候らん。しのび得て城に入る事を得ば、早後卷候べき事審に申さん、とて引返す。鈴木は信昌が父美作守貞能に告べし、と鳥居に別れけり。鳥居かんほうが嶺に上り相圖の烟三度あげて後、篠原といふ所にゆき忍入らばやとするに、柵重々にふりて砂をまき、出入の人の足あとを改めしかば、中々入べき樣なくてためらひけるを、穴山の手の者見付てあやしみて遂にからめられけり。勝頼逍遙軒信綱を以て仔細を問はるゝに、鳥居事の由を有りのまゝに答へしかば、勝頼鳥居を呼んで、汝が命を助くべし。汝城際に往て信長は上方の軍にて、此の城の後卷思ひもよらずといはば城兵降參すべし。さらば汝に厚く賞せん、といはれしかば、鳥居則ち心得候とて城門近く至り、後卷とて信長父子岡崎まできのふ旗を出され、先陣は一の宮に陣せり。德川殿御父子、野田まで御馬を出されたり。此の城運を開かん事掌の内にあり、といひければ、甲州の者ども大いに驚き、鳥居をひき連れて、勝頼にかくと申

せば、大に怒つて城に向て磔にして殺されけり。長篠にて勝頼敗北して後、信長を始め鳥居が無双の忠なる事を感じ、作手の甘泉寺に懇に葬られけり。（常山紀談）

第四節　嗚呼壯烈なる杉浦上等兵

昭和十三年七月二十七日、我が鯉登部隊が山西省の行宮を奪取した激戰の時であつた。輕機關銃手杉浦高夫上等兵（當時一等兵）は、雨と降る敵彈の中で、終始沈著勇敢正確な射擊を續け、次から次と敵の「トーチカ」をもの丶見事に制壓したが、不幸左膝に敵彈を受けた。併し上等兵は「何これ位の傷で……」と手早く假繃帶をしたま丶、跛をひきながら前進又前進、變らぬ正確な射擊を續けて居た。

恰もその時、敵の一彈又もや上等兵の腹を右から左へ貫いた。が勇敢な彼は悠々包の中から繃帶を出し、傷の手當をせんとしたが、既にその時傷口から腸が二尺餘りも露出して居る。これではどうも致し方がない「俺はこの儘戰ふぞ……」と再び輕機をとつて射擊を續け、見事敵の掩蓋機關銃を制壓して、茲に部隊の突擊の機會を作つた。上等兵は尙も遲れじと、輕機を片手に、腹から露出した腸を地に曳きづり、よろめきながら敵前五十米迄進みは進んだが、今はさしも勇敢な上等兵も鬼神ならねば遂に力も盡き、其の場に昏倒したのであつた。やがて目的地は取れた。戰ひ濟んで隊長は、杉浦の

身を案じ馳せつけた時は遲かつた。上等兵の英魂は既に天に昇つた後だつた。併し彼の手には輕機が堅く〳〵握られて居た。

何んと此の忠烈、重傷を受けて屈せず、壯烈比なき戰死の態は、神人共に感動せぬものはあるまい。此の杉浦上等兵は、入營當時から絕えず

「私の先祖は豐臣五奉行の一人、長束正家であります。御先祖を辱かしめないやうに心掛けて居ります」

と語つて居たと。

嗚呼此の信念、それは昔武士が戰場に出た時、祖先を語りその功業を語つた名乘と同じやうに、名譽ある家の名を辱かしめないといふ「無形の家」を體得したものといはねばならぬ。その信念を今此の時にこそ具現されたのである。死して護國の神となり以て祖先の靈に對へ得た杉浦上等兵こそ、定めし地下に滿足の笑を湛へて居ることであらう。

祖先の名を辱かしめぬ精神、之が君をして此の壯烈無比の立派な最後を飾らしめたのである。(支那事變談片)

第五節　ポチカレオ戰鬪の花

木白佐市上等兵は三重縣宇治山田市の出身、大正六年十二月徵兵として步兵第五十一聯隊第十一中

隊に入隊、資性温順にして剛毅勇敢活潑の精神に富む。

大正七年三月十五日ポチカレオ附近の戰鬪に於て、中隊は數十倍の敵の重圍を受け、戰鬪意の如くならず、敵の一彈は散兵線中に於て奮鬪しつゝある木白上等兵の銃把に命中し、右拇指及右食指の上半部を脫し去り、鮮血淋漓たり。然るに上等兵は意とすることなく、右中指を以て射擊を續行せんとするも、銃の保持困難なるを以て斷念し、自ら敵情の監視に任じ、一々分隊長に報告す。小隊長は後方に於て看護兵に繃帶せしむべきを命じたるも、上等兵は肯ぜず曰く「自分で繃帶します。今は大切な時であります。一人でも退ると中隊の志氣に影響します。又敵は退却と見えますから、今一歩も退れません。私は射擊は出來兼ねますが、傳令にも敵情監視には服務出來ます」と。

、自ら左手を以て繃帶せんとするも困難のみならず、出血益〻甚だしきを見たる小隊長は、遂に看護兵を散兵線中に到らしめ繃帶せしめた。上等兵は其の後傳令に服し、沈著其のものゝ如く隣兵を勵ましつゝ、遂に完全に任務を完うした。

我が步兵操典中戰鬪間兵一般の心得に「兵ハ戰鬪中負傷スルモ自ラ應急ノ處置ヲ施シ百方手段ヲ盡クシテ戰鬪ヲ續行スベシ縱ヒ戰鬪ニ堪ヘザルニ至ルモ後退スベカラズ……」と示されてある。上等兵は良く此の精神を完うした者である。

第六節　名譽の將校

大正六年湖東地方に於て擧行せられた特別大演習に於て、參謀本部々員步兵中尉儀峨徹二を偵察者、騎兵第二十聯隊附中尉中山一道を操縦者とせる南軍飛行機第百十一號は、十一月十六日拂曉、飛行に先だち濃霧の爲め咫尺を辨ぜず霧の散ずるを待つて居たが、其の間彥根南方地區に於ける南北兩軍の戰鬪は漸次激烈となり、今や一刻も猶豫出來ない時機となつたので直ちに昇騰した。濃霧中俄然森林頂に衝突し、機は大破を被つたけれども、兩軍決戰の機愈〻切迫せした爲め、破損の儘依然飛行を繼續して、敵情を偵察し、敵部隊に爆彈を投下して能く其の任務を遂行した。特に飛行中發動機の爆音不整となり、加之惡氣流の爲め機の動搖異狀を呈し、或は墜落の悲運に會せんやも測り難きの狀況となるも、離陸當時森林頂に衝突したること、竝に座席より見たる破損の狀態を記述して以て墜落の際に於ける原因調査の參考に供したるが如き、其の動作沈著にして注意も亦誠に周到であつた。右兩名は克く其の任務を達成したる廉を以て、十一月十六日演習後の御講評場に於て拜謁を賜ひ、至大の光榮に浴した。(偕行社記事)

第七節　錬士菅中尉奮鬪の實例

君は大正六年現役志願し十年西伯利亞に出征し勳七等を賜ふ。同十二年曹長に任ぜられ、昭和二年

大日本武德會劍道初段、同五年准尉として上海に出征し勳六等を賜ふ。同九年劍道四段、同十年武德會錬士號を授與せらる。同十年岐阜縣農林學校敎練兼劍道敎師となり、同年十二月滿洲事變の功により單光旭日章を賜ふ。

昭和十二年〇月〇〇日應召。同年〇月〇日吳淞に上陸し周家屯、馬橋、羅店鎭附近の戰鬪に小隊長として第一線に於て活躍し、其の後劉家行より志墻宅、陸家宅、戴家巷、順宅、塘北宅、丁家橋宅方面の戰鬪に將校斥候となり旅團の前方右進路偵察並に誘導に任じ、十月二十九日夜間馬路灣、揚家宅(嘉定縣南翔附近)の戰鬪に於て決死隊長となり先發前進中不幸胸部貫通銃創を受け戰死せらる。

昭和十三年十月十五日支那事變の功により功五級金鵄勳章勳五等旭日章を賜はる。

嗚呼君は三度び戰陣に臨みて遂に戰に斃る。其の軍に入るや劍道に志し大日本武德會「錬士」號を受けらる。以て其の力量を察するを得。思ふに火器の發達せる今日に於ても腕に覺えある劍士一度び戰場に立つや敵に肉薄して一刀兩斷の味を見ること切なるものもあつたらう。玆に火器の效力强烈なるも之に屈せず突擊前進し而も決死隊に長たるの意氣正に天に冲するものある所以で、是れ必ずや我が腕に賴む所あるものに依り、銃砲彈の間に能く部下の先頭に立ちて、志氣を鼓舞し旺盛なる犧牲的精神を以て、肉彈的行動をなすの士を要求する軍の推進力となりしは實に平素に於ける劍道の賜であつて、

平素志氣發揚の原動力を涵養せられた識見と其の戰場に於ける勇敢なる行爲に深甚の敬意を表する所である。（支那事變談片）

第八節　最後迄御奉公

今は故人であるが、嘗て熊本第十三聯隊に步兵大尉で沼田九八郎といふ人が居た。彼は少尉試補（現見習士官）より累進して大尉の停年滿限を以て芽出度現役を退いた人である。丁度少尉試補時代に西南役が勃發したので、彼は丸龜聯隊に屬して出動した。所が當時自分の家族は熊本郊外に避難して居たから彼は屢〻其の前を通つたことはあるが、未だ嘗て家門に足を踏み込んだことなく、全く私情を捨て、終始一貫公務に從事し、稀に見る高節の士であつた。故に其の現役を退くに際しても亦其の行動が極めて立派なものであつた。丁度五十二歲で停年滿期といふ前日に不時呼集を行つて、自己中隊全員を率ゐて八代迄往復二十四里の强行軍を實施し、歸營後直ちに告別の辭を述べ、御奉公の最後を飾つて芽出度現役を退いたのである。氏の如きは實に稀に見る滅私奉公の士として世人の龜鑑となすべきである。（忠勇美談）

第九節　海の荒鷲得猪中佐の母

昭和十四年四月六日、武漢の北、孝感の空で華々しい戰死を遂げられた我が海軍航空界の至寶、得

猪治郎中佐の勳は不朽に我が國史を飾るものであるが、此の雄々しき中佐を今日あらしめたのは、母堂しづ子刀自の力に俟つものが洵に大きいのである。

中佐の父君は、日露戰爭に應召され、不幸病魔の爲め、四歳になつたばかりの中佐を殘して病死され、後は當時二十七歳の未だうら若い未亡人しづ子女史の手一つで、而も經濟上には極めて惠まれない苦しい生活の中に、自ら小學校の裁縫教師として、世の荒波の眞只中に、あらゆる苦難と鬪ひながら、中學校、海軍兵學校と學業を卒へさせられ、立派な帝國海軍士官と迄育て上げられたのである。そして其の間母堂が、中佐を勵まされる言葉は「お前は立派な軍人となり、お父樣と二人分の御奉公を申上げねばなりませぬぞ」との固い戒めであつた。

中佐の天資が元より人一倍勝れて居たことは申す迄もないが、その裏には、幼少の時から育て上げた健氣な母堂の力が如何に大きなものであつたかを見逃すことは出來ない。

中佐が獨逸へ派遣中、今次事變が起つて歸朝を命ぜられ、軈て待望の出征の命を受けられてより以來、各所に赫々たる武勳を立てられ、孝感爆擊の際、遂に散華せられた。

出征の命を受けた中佐が、母堂に此の事を告げらるゝや、しづ子刀自は

「お芽出度う。今こそお前の望みが叶つた。思ふ存分御奉公して、お父樣の御無念を晴らして下さい。

あとのことは一切心配はいりませぬ。」と厳として言はれ、中佐も後に心を殘すことなく首途をされた。又中佐が戰死の報を聞いて馳せつけた新聞記者に

「治郎がふだんから申してゐました故、私は、あれが戰死しても泣けないのです。」

と悲しみの中に、健氣な此の言葉、その心、此の心を以て育み來られた所に、中佐の大はなされた次第である。（支那事變談片）

第二章　禮儀

總說

論語に克己復禮といつて己れの慾に克ちて、禮に立ち歸つたなら心の本然の德を全うし得る。一日己れの慾に克ちて禮に歸つたならば天下の民仁に歸す。

以上は禮の效果の至大なるを極言したのである。

禮儀の始めは容體を正し、顏色を齊へ、辭令を順にするにあり。容體正しく、顏色齊ひ、辭令順にして然る後禮儀備はる。以て君臣を正し、父子を親ましめ、長幼を和ぐ。君臣正しく、父子親しみ、長幼和ぎ然る後禮儀立つ。（禮記）

鸚鵡能く言ふも飛鳥を離れず。猩々能く言ふも禽獸を離れず。人にして而禮無ければ、禽獸の心ならずや。（禮記）

禮の內容は敬である。故天野爲之博士は三敬を說いた。

他人を敬し、物を敬し、自分を敬す之を三敬といふ。常に人に接するには敬意を以て對應せなければならぬ。物（世の中に存在するあらゆるものを指す）に對する使用取扱は敬意を拂はねばならぬ。自分（人格を指す）といふものは他人に對し尊大傲慢の態度を示すのではないが、人格を保持する觀念を必要とする。卽ち自ら侮つて、從つて他人に侮辱を受けるやうになる。これが自分を敬ふ意味であり、處世上の金言である。

曲禮曰、毋レ不レ敬。凡人事の視聽言動より出づる處、萬事敬まざる事なかるべし。敬とは、心が道に違はん事をおそれて、恣ならざるをいふ。是れ心をたもち、自らををさめ、事を行ふ則なり。是れ禮の本なり。古より、聖人賢人の心法は、敬を以て要とした。凡身の行儀作法なく、道を失ひ、禍おこるも、皆敬まざるによる。古語にも敬は禍にかつといへり。つゝしめば禍なし。

凡禮あるを以て人とす。若し禮なければ、人の法すたり、鳥獸に同じくなりて、人道たゝず。禮なきの至といはば、父にあうて怒り罵り、母に帚をとらせて、立ちて誶語し、君の過惡をそしりあらはし、

兄と財を爭ひ奪ひ、東家の垣を越ゆる等皆禽獸の行ひであつて、人倫の法でない。

君子莊敬なれば日につよく、安肆なれば日に怠る。行正しく愼みありて勤むれば、精力日々につよくなる。是れ血氣めぐりて、陽氣發生する故病生ぜず身を安く、我儘にして勤めざれば、日々に怠りて弱くなる。是れ血氣ふさがりて滯り、元氣廻らずして、養生の道にたがへばなり。

禮は謙遜を尙ぶ。謙はへりくだるなり。ほこると裏表なり。ほこるとは我が才力權位功名に誇るの類なり。謙は自慢せざるをいふ。我が身に才德權位功業あれども誇らず。是れ天下の美德なり。遜はゆづるなり。善事は君父にゆづり、人にゆづりて、自ら居らざるをいふ。

禮は中をたつとぶ。中とは過不及なきをいふ。今の人儉約なれば、吝嗇にしてなすべき禮をも行はず。之を下に逼るといふ。下に逼るとは、我が身分より下なる人の行をすることをいふ。奢れば法制に背きて禮を失ふ。之を上を僭すといふ。我が身分以上の振舞するをいふ。故に禮は過不及の工夫を要す。

禮至れば爭はずといへり。爭は君子の道にあらず。禮あれば爭なし。如何となれば禮は讓をたつとぶ。讓は爭の裏なり。孔夫子も君子は爭ふ所なし。爭とは人に對して我が才能、威勢、智力、權位、財利を爭ふの類である。

我にある力を以て爭ふは鳥獸の牙を以てし、爪を以てし、角を以て爭ふが如し。人倫の法にあらず。是れ皆小人の業なり、禮讓の道にあらず、且又禍をとる道なり。（貝原益軒）

禮は人の履むべき道であり、人の道は五倫に外ならぬ。五倫とは父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり、所謂親、義、別、序、信といふも禮の別名に過ぎぬ。總て禮を以て行ひ、禮の內容なき五倫は無效である。

大正天皇の御卽位式の御詔書に「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク」と仰せ出されてゐる。

今上陛下の御卽位式の嚴肅なる御儀式の間に藹然たる和氣が溢れてゐるのに感激した故支那公使汪榮寶は孔孟の敎の眞髓は日本に傳はつて居ると驚歎した。嚴肅は君子の義であり、和氣は父子の情である。

之が實に我が國體の精華であり、日本國民の大なる誇りである。然るに若し不幸にして君臣の禮が頽れたならば、上下の綱紀が弛み、玆に下剋上の勢を醸し、恐るべき危險思想の流行を見るに至る。吾人は最も君臣の禮を重んじ、上下の禮を嚴にして、君臣一體、忠孝一本の國體を擁護致さねばならぬ。

家族制度の下に在つては長幼の序を重んじなければならぬ。今日は封建時代と異り、自由平等であるから、兄弟と雖も昔の冷飯の樣な差別はないが、長を先にし兄を敬ふは大切である。それがやがて

他人を愛し敬ふことになり、兄弟相爭ふは同胞相爭ふ風を助長することになる。

朋友は親子兄弟の恩愛もなく、全く赤の他人である。信義を以て相交り相輔け合ふべきものである。人の世に處するや、朋友の輔がなければ立つて行けぬ。

抑〻我が國の軍隊は、萬世一系の　天皇統治し給ふ大日本帝國を擁護すると共に、畏くも　大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る軍人の團體である。而して軍隊を統一せしむるもの軍紀である。「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戰場到ル處境遇ヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル全軍ヲシテ上將帥ヨリ下一兵ニ至ル迄脈絡一貫克ク一定ノ方針ニ從ヒ衆心一致ノ行動ニ就カシメ得ルモノ卽チ軍紀ニシテ其ノ弛張ハ實ニ軍ノ運命ヲ左右スルモノナリ而シテ軍紀ノ要素ハ服從ニ在リ故ニ全軍ノ將兵ヲシテ身命ヲ君國ニ獻ゲ至誠上長ニ服從シ其ノ命令ヲ確守スルヲ以テ第二ノ天性ト成サシムルヲ要ス」軍紀を嚴正に恪守せしむるには服從を要す。服從には敬が第一必要である。禮式令綱領に「禮式ノ本義ハ軍人ヲシテ居常禮儀ニ關スル勅諭ノ旨ヲ體シ衷心ヨリ上下ノ階級ヲ尊重シ服從ノ眞諦ヲ會得セシメ以テ軍紀ヲ確立シ軍ヲシテ天皇親率ノ實ヲ具現セシムルニ在リ

禮儀ノ根本ハ心ヲ正シ身ヲ修ムルニ在リ　凡ソ私心我執ヲ去リテ上ヲ敬ヒ下ヲ慈ミ同僚互ニ親ミ苟モ狎レズ容儀端正、態度嚴肅、辭令純眞、坐作恭謙ニシテ禮式服行ノ名實全ク備ハル

軍人ノ禮儀ハ肇國ノ皇謨ニ淵源シ夙ニ我ガ士道ノ精髓士風ノ骨幹トシテ繼承尊重セルモノナリ
禮儀ノ存スル處軍紀自ラ振作シ軍紀ノ存スル處禮式ノ服行必ズ嚴正ナリ
軍人ハ上下ヲ問ハズ時ト所トヲ論ゼズ禮式ノ本義ニ透徹シ行住坐臥苟モ之ニ戻ルコトアルベカラズ
特ニ戰鬪場裡ニ在リテハ禮儀確立シ團結鞏固ナル軍ニシテ始メテ赫々タル戰捷ヲ獲得シ皇軍ノ武威ヲ發揚シ得ルモノトス」(以上陸軍禮式令綱領)

之を要する軍隊に於ける禮儀の效果は、軍の命脈たる軍紀―服從―尊敬の一大要素をなすを以て上級者は愛情を以て導き、部下は尊敬信頼をなし、上下一致し融然として共に王事に勤勞せしむることが肝要である。

第一節　禮儀頽敗の世相

社會一般の禮儀は頽敗に傾いてゐる。世は益々澆季となり禮儀廉恥の風が地を拂ひつゝある。衣食足つて禮節を知るといふ如く、日常まのあたり利己主義的の行動を見て啞然たらしむるの感を深くする。朝夕省線のラッシュアワーの込み合ひ、電車、バスの乗る有樣、誠にあさましき狀態である。人を押し退け自分だけの座席を占領せば宜しと平然として居る。老幼は何時までも乗れなくて困つてゐる。其の際足を踏む押し分ける混雜振りは物凄い光景である。若い人達が禮儀作法を心得ず行儀が惡

い。言葉使ひの亂暴には驚く。脫帽すべきに怠りてせぬ。禁烟を犯し服裝態度の不行跡も亦甚だしい。教育は嚴格でなければならぬ。昔の塾では一人の先生の學德を慕ひ、遠く笈を負うて集まつて來るのであるから先生が全部の信賴を擔ひ、全責任を負ひ全く慈父の如く、嚴君の如くであつて德化がよく行はれ「師の恩は山よりも高く海よりも深し」とか又「三尺下つて、師の影を踏まず」といひ、限りなき尊敬を盡くしたのである。風儀の弛緩は國家の體面を汚し、國民の自尊心を毀ける。嘗て某將軍の言に今の若い者は自分は何時までも年はとらぬものと考へて居るだらうかと言はれた。利己主義、物質主義が此の惡習を助長せしめたであらう。それであるから將來は國民は禮節を重んじ、風俗を引締め世の惡風潮を矯正しなければならぬ。それがやがて國民精神の作興となり、新秩序の建設ともなるのである。

第二節　旅順開城に於ける乃木將軍の敵將に對する禮儀

惡戰苦鬪の二〇三高地既に我が手に歸し大口徑の巨砲は益々其の猛威を逞しく、十二月十一日に至り旅順攻圍の大目的たる敵艦隊破壞の效を收め旅順艦隊は全く擊沈せられた。此の報に接した東鄕聯合艦隊の喜悅は此の上なし。同十五日東鷄冠山北砲臺に於て守備軍第一の英傑コレドラチエンコ將軍我が砲火に斃れ、露國の鬪志遽かに衰へ城中皇軍の砲威に震慄す。同二十八日二龍山砲臺我が手に陷

りてから、旅順要塞の位置益々救ふ方策なく、明くれば明治三十八年正月一日ステッセル將軍から軍使來り、降を乃木將軍に致し、玆に始めて旅順陷落を見るやうになつた。斯くて乃木將軍は翌日の天明、軍使を露軍に遣はし降參を聞屆けたる旨の返詞を送つた。此の日午後一時兩軍全權委員水師營に會見し、午後九時四十五分といふに開城規約の調印を終つた。同七日乃木將軍はステッセル將軍と同所に於て會見をした。此の時ステッセル將軍は乃木將軍に向ひ二人の愛子の戰歿を弔ひ哀悼の意を表したに對し「希典は愚息の戰死は予が彼等にとつては無上の名譽とする處である。予は彼等が國の爲め身を獻げたのを誇りとするものである」と詞すゞしく答へたれば、ステッセル將軍も感歎の色を現した。

扨て種々の物語に移りステッセル將軍は戲れの樣にして「乃木將軍は恐ろしい人である。二十八珊の砲彈などでよくも我等を困らせ給ふた」とに對し乃木將軍は「左樣のたもう足下も中々の人で、海の中の魚形水雷を陸上に引上げ六百米の遠距離に飛ばせ給ひし御手際には隨分怖しく感じました」と笑ひながら應酬の敏捷なるには、此の人にして此の伎倆があつたと、傍に居た者が訝りながら其の當意卽妙の才を感歎した。

此の日ステッセル將軍は其の愛馬を乃木將軍に贈らうとした。然るに乃木將軍は容を正し、詞を改め「貴殿の愛馬も貴殿既に開城の上は日本政府の物となつたのであるから、予は私に之を貴殿から受く

ることは出來ない。日本の將校は官物を私用することはない」とて其の好意を謝絶した。此の嚴正にして禮儀莊敬な態度にステッセルも赤面の氣味があつたと言へやう。（忠勇美談）

第三節　賤ケ嶽の役

兩軍既に散したる後阿閉掃部は單騎余語の湖に沿うて退いた。すると靑木新兵衞なる者大聲に之を呼び止めて言ふには「朝來殪せしものは皆雜兵なり。不幸にして未だ好敵に遇はず。子の儀容を觀るに果して凡士にあらず。敢て請ふ一戰して勝敗を決せん」と。卽ち互に馬を下りて槍を交へんとした時又曰く「請ふ暫く待たれよ。我が槍汚れたり」とて、鋒を湖に沒して洗ふこと三度の後「以て戰ふべし」とて大いに戰つた。然し時既に薄暮、槍鋒を辨じ難きに至つたので勝負を他日に約し鞭を揚げて東西に別れた。

第四節　大阪の役

德川秀忠伏見に宿る。井伊直孝先鋒となり軍旅を整へて行軍の途次伏見に入る頃、前隊を望見するに旗幟を捲いてゐる。依つて命令を下して之を張らせんとしたが、旗奉行孕石及廣瀨の二人は肯じない。伏見を出でて初めて旗を張つた。蓋し軍禮に主領の牙營を過ぐる者は旗を捲くことになつてゐる。

直孝は之を知らなかつたのであるが、孕石及廣瀨の二人は武田氏の遺臣であつて所謂武田流の軍法軍禮に則つたものである。古武士が兵馬倥偬の間にも如何に禮法を嚴守したかを知り得る。

第五節　謙讓

謙讓とは一に謙遜ともいひ、人と交際するに最も必要なる道德である。古語に「滿は損を招き謙は益を受く」といつてゐる。謙讓の德は人を尊敬し、傲慢不遜の態度は毫もなく、衆人滿座の中に於ても己れの伎倆、學力、功名等を喋々と吹聽するが如きは大いに愼まなければならぬ。口は禍の門とて多言の結果、往々人の感情を害し、社會に對し全く信用を失ひ、遂に排斥せられ、他人に絕交せらるゝの止むなきに至る。日常心得て置くべき要件を左に揭げよう。

一、他人の談話中猥りに容喙しないこと
二、室內又は汽車、電車內は上官に席を讓ること（陸軍禮式令第九十八條參照）
三、上官と同行する時は稍〻左後方に從ふこと（陸軍禮式令第九十四條參照）
四、上官を追越さんとする際には挨拶をすること（陸軍禮式令第九十五條參照）
五、言語は簡單明瞭に先方によく徹底すること
六、競技を見物する時は成るべく他人の妨害とならざる樣注意すること

七、食堂等に於ては靜肅を旨とし上官箸を執りて後始めて箸手せよ著席退散も此の旨を考へよ（陸軍禮式令第九十七條參照）

以上の外種々あるけれども要は公明正大で、而も高尙な謙讓的態度を持し、賤しむべき野卑な利己的行動を愼み、恭敬と德義に鑑み、敬愛を受くるの覺悟がなくてはならぬ。

第三章　武　勇

總　說

「武」は「弋（ほこ）」と「止（とどむ）」とによりて成り立つてゐる。「武」は戰（いくさ）をするのでなく、武力行爲をやめさすのが武である。之が爲には勇氣が必要である。武勇とは勇氣の意である。

士をしらぶる法に曰く、用ふるべからざる者五あり、一には市中に居て、遊びたはぶれて、ゆるやかに育ちたる者。二には花鎗花刀とて、やり太刀をつかふに、華やかにうつくしきを專らにして、敵に勝つことを專らにせざる藝は用なし。三には年四十を越えて、力よわき人。四には好んで大言をなして、僞をいひ、あだごと多くいふ人、實なる働きをなし。五には面白く膽よわき人は、つよきはたらきなりがたし。生れつきに勇怯あり。勇に血氣の勇あり、義理の勇あり、血氣の勇は强きを破り、

堅きを摧くこと優れたり。されど、氣つよきのみにて、義なければ、節を守らず、頼しげなし。義理の勇は、節義をまもりて、大節にのぞみて、義を變ぜず、たのもし。たとへば、犬にも、勇犬あり、義犬あり。勇犬は、むかふ所、はたらきつよし。されどもあら野猪出でいかれば、身を引きてのがる。義犬は、つねの時は、悪性ならず、ぬすみせず、人をおそる。けものにむかひては、はたらき勇犬に及ばざれど、猛く怒れるししにあひても逃げず。人の主君の爲に、節を守るが如し。

士たる者、戰に臨んで、身を捨つること難からず。血氣の勇は盜賊もよくするものなり。只身を捨てゝ義にかなふこと難し。故に、死ぬべからずして死ぬるは、是れ其の身を輕んず。父母より受けし身をいたづらにするは、不孝なり。死ぬべくして死なざるは、是れ其の死をおそれ、命を惜しみて君の爲にせず。不忠なり。是れ李太白が言なり。年若く血氣盛なる人、勇を好まば、忠孝の道を知りて、生死只義にかなふべし。學問なければ、忠孝の道を知らず。死ぬべくして死なず。いやしむべし。死ぬべからずして死ぬ。かなしむべし。勇怯異なれども、義理にそむけることは一なり。武士は學問して義理を知れば、死生する理にかなふ。古の良將は、只勇猛計略のみ優れたるにあらず。文武兼ね用ひ、寛猛相用ひ、仁愛ありて、小過をゆるし、舊惡をわすれ、諫をよく聽き用ひて、おのれに誇らず、財を惜しまずして功を賞す。故に士卒和同して、よく其の功をなせり。」

忠臣義士の身を捨てゝ君をいさめ、節に死し、取るまじき財祿を捨て、朋友の過を切々正す。かやうに忠直にして、柔弱ならざるを士氣といひ、又氣節といふ。是れ君子のことなり。一朝のいかりに、人と爭ひて、其の身を亡すは士氣にあらず。客氣といひ、浮氣ともいふ。是れ小人のことなり。

或る武人敵と我れ兩人戰ふ時の心を詠める拙き歌あり

身はすてつ心ばかりははふらさじ
　人のうごきをまちてぞうつべき

といふ心は敵と戰に臨まば、身は捨つべし。身を逃れんと思へば、心みだれ、おそれひるみて、敵にかつべき力なし。されど、心一つは失ふべからず。敵と戰ふ時に、常の如くにして、心動かすべからず。一わが方より、濫りにかゝらず、こらへて早くうつべからず。人の動きを待ちて、そのすきまを見て、一はやくうつべし。是れ敵にかつの道なりといへり。（貝原益軒）

是れ勅諭に「武勇には大勇あり小勇ありて同からす血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し」とお諭しになつて居る意である。

武士は勇を專らにすべし。勇を外にあらはさずして、內にふくむべし。つねの時は和樂にして、人に對するに溫和なるべし。勇天下におほへども、これを守るに怯を以てすと、家語にいへるが如くなる

べし。怯とはおくびやうの事なり。又大勇は怯なるが如しと言へり。是れ外に勇を現はさゞるなり。是れ和順にして禮あれば、人侮らず。人に侮られまじきとて、言語氣象をあらゝかにすべからず。是れ和樂を失へるなり。眞の勇者は、顏、かたちあらゝかならず、却て柔和なり。張良は其の形婦人の如くにして、其の氣象從容とおもむろなりしは、眞の大勇なり。欲をこらへ義を見て必ず行ひ、節義を堅く守る、是れ眞の勇なり。眞の勇者は常に和樂なり。（貝原益軒）

勅諭に「武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ」とお諭しになつてゐる意である。

子曰く暴虎馮河、死して悔なき者は、吾與にせざるなり。必ずや事に臨みて懼れ、謀を好みて成さん者なり（論語）（孔子が子路の血氣の勇を戒めた）孔子が曰く、赤手を以て虎を搏殺し、大河深江を徒渉するが如きは、血氣無謀の勇にして與に語るに足らない。君子は必ずや事に當りて敬み、敢て輕擧事を敗らない。深く謀り愼みて行ひ、以て其の目的を成就せなければならぬ。

古來より我が國は尙武の精神が旺盛であつて、男兒のある家は端午の節句を祝ふ。陰曆五月五日の佳節、初五の義で、五が午に通じたもの、中古朝廷では　天皇武德殿に臨御して節會が行はれ、其の後左近、右近の馬場で騎射が行はれた。德川幕府では五節句の一として嚴重な儀式を行ひ、幕府出仕

の面々登城して祝儀を陳ぶるを例とした。民間でも此の日を祝して軒端に菖蒲を葺き、粽柏餅を食し、菖蒲酒を祝つた。武者繪の幟、鯉幟、吹流しなど樹て其の兒の立身榮達を祝した。現今も此の風一般に流行してゐる。是れ武士道の象徴である。

上古素盞嗚尊は出雲に下り給ひて賊を平定し叢雲劍を得て大御神に献上され、神功皇后は女性におはしたが遠く新羅を征伐遊ばされ、弘安の役には時の執權北條時宗の英斷により元寇大軍を全滅した。元和の頃山田長政は匹夫より身を起し暹羅に航し六昆國王となり、當時支那沿岸一帶に亙り恐怖せしめた倭寇の如き、戰國時代には豐太閤の朝鮮征伐に武將加藤清正は鬼上官として鷄林八道を席卷して三歲の兒童と雖も恐怖を懷かしめた。劍客宮本武藏の如き二刀流の祖として關ケ原の戰、大阪の役に勝名を轟かした。猶荒木又右衞門、柳生十兵衞の劍客があつた。武將には武田信玄、上杉謙信、源義家、賤ケ嶽七本鎗の武人、又維新前後の俠客淸水次郞長は山岡鐵舟に認められ其の名を天下に現はした。降つて日淸、日露の戰役に於て勇敢無双の橘中佐、廣瀨中佐を始めとし幾多の勇壯鬼神を泣かしむる實例は枚擧に遑がない。我が國は古來より尙武の國として國民の血液の中に流るゝ武勇の精神の發露に外ならぬ。勅諭に「武勇は我國にては古よりいとも貴へる所」とお諭しになつてゐる。

併し「玉も磨かざれば光なし」といふ如く世は太平となり文化の發達した時代は尙武の精神も衰頽を

來したるは、歷史の證明する如く、彼の詩歌管絃に榮華の夢に耽りたる藤原時代には、國威は全く失墜し、外は大陸の權益を失ひ、內は源平相爭ふの基を開き、遂には我が國體に戾る覇者幕政の因を醸した。德川幕府三百年の治世は基督敎の侵入を恐れ海外との交易を禁じ、內には一門一家の繁榮の策を圖り、諸侯の配置に熟慮し、尙武の演練には各藩每に硏鑽を怠らなかつたが、統一したる帝國として見るべきものはなかつた。尙武心の消長は一國の盛衰に關し尙武心の振興は武勇の精神によりて起るのである。

第一節　武勇の必要

昔時の武士は戰場に働く一定の職務を持ち、武藝につき日夜練磨を怠らなかつた。明治の初年武士が廢止となり、徵兵制度により國民全體が兵役に服することゝなつた。勅諭に「軍人は戰に臨み敵に當るの職なれは片時も武勇を忘れてよかるへきか」と我々軍人に武勇の必要なることをお諭しになつてゐる。武勇は建國以來、大和民族固有の性情であつて、この武勇に依つて大和魂を修養し金甌無缺の國體を擁護したことは歷史の證明する處である。古來武勇を尙び卑怯を深く戒めた。武士の戰場に臨むや「額に矢は立つとも背には立てじ」といつて敵に背を表はすことを頗る恥辱とした。又一番鎗、一番首を光榮とした。是れ武勇を尙んだ所以である。然るに輓近物質文明の進步の顯著なるに從ひ、世

は文弱に流れ驕奢華美に陥り、質實剛健の美風は地を拂ひ、尙武の精神は衰頽し、武勇の氣風を消磨せんとしてゐる。吾人軍人たるもの大いに戒心せなければならぬ。近時戰爭に於てはあらゆる科學の粹を網羅して裝備を完全にし、靱强の度を增し、何度でも突擊せなければ止まない武勇、不眠不休日夜連續戰鬪に堪ふる體力が國軍の爲必要である。敎育令綱領に「體力ノ强弱ハ志氣ノ振否ニ至大ノ關係ヲ有ス體力强健ナレバ志氣亦旺盛トナリ風土ノ變易ニ克チ困苦缺乏ニ堪ヘ各種ノ任務ヲ完全ニ遂行スルヲ得ベシ故ニ軍人ハ體軀ヲ鍛ヒ筋骨ヲ錬リ持久力ヲ養ヒ以テ至難ナル任務ヲ盡クスモ毫モ遺憾ナキノ資質ヲ具備セザルベカラズ」と示されてゐる。

戰鬪を敢行し敵を殲滅せざれば止まない武技が必要である。敎育令綱領に「武技ノ習熟ハ能ク自信力ヲ增シ意志ヲ鞏固ニシテ氣力ヲシテ自ラ旺盛ナラシム戰鬪方ニ酣ニシテ勝敗ノ數今ヤ決セントスルノ際意中恃ム所アリ心手期セズシテ活動スルモノ唯能ク功ヲ奏スベク堅忍持久毅然トシテ氣節ヲ持シ難境ニ處シテ愈〻奮激邁進スルモノ職トシテ鞏固ナル意志、旺盛ナル氣力ニ由ラズンバアラズ各級ノ軍人此ノ心ヲ以テ武技ノ習熟ニ勉メザルベカラズ」と自己の信賴する武技が必要である。戰線は數百粁に互り命令は適時受くること能はざるの時、戰線に在る各兵は自己の攻擊精神に俟たねばならぬ。作戰要務令綱領に「軍隊ハ常ニ攻擊精神充溢シ志氣旺盛ナラザルベカラズ攻擊精神ハ忠君愛國ノ至誠

ヨリ發スル軍人精神ノ精華ニシテ鞏固ナル軍隊志氣ノ表徴ナリ武技之ニ依リテ精ヲ致シ教練之ニ依リテ光ヲ放チ戰闘之ニ依リテ勝ヲ奏ス蓋シ勝敗ノ數ハ必ズシモ兵力ノ多寡ニ依ラズ精練ニシテ且攻擊精神ニ富メル軍隊ハ克ク寡ヲ以テ衆ヲ破ルコトヲ得ルモノナレバナリ」を必要とする。

平時の武勇とは、自己の職責を顧み、日常勤務演習に元氣に愉快に献身的奮勵努力するのである。從つて精神爽快となり、身體は强壯となり、從つて武技熟達する。又戰時に於ける我に數倍する强敵をも粉碎し得る基礎ともなる。然れども血氣の勇氣に任せ粗暴の振舞をなし徒らに下級者を虐待する如きは匹夫の勇で愼まなければならぬ。

第二節　信濃國川中島合戰の事

永祿四年七月、甲州に謙信より入れおかれし間者ども越後に歸りて、信州の士二心ある者あまた有りしを、五月上旬信玄川中島に赴きて死罪に行はれ、之によりて疑を生ずる者多し、又和利ケ嶽の軍に士卒多く手負討死しける由を告げけるを、謙信聞いて、三軍の禍は狐疑より生ずといへり。是一つ。勞たるに乘ずべき。是二つ。八月に至つて師を川中島に出すべきとて士大將を盡く呼あつめ、各謀を問はるゝに、存ずる旨を書しるして出しけるを、擇びわかちて上中下の三等とし其の下策を用ゆべしといはれしかば、此は如何候べきと怪しみければ、謙信の曰く、上策は既に敵の察する所にて、我を待つ

べき謀おこたらざる由を聞く。待ち設けたる所へ攻め入らんにいかでか勝つべき。中策は數年評議せし所なり。下策を用ひて貝津の城をふみ越え西條山に陣し、姑らく敵の後卷を待たん。是れ兵を死地に陷るゝに非ずや。信玄おしよせば其の時勝敗を一時に決すべし。もし信玄貝津の城に入らば圍み攻めん。又信玄川中島に陣どりて吾歸路を塞ぐならば、我が軍雨の宮の渡りを涉らず、直ぐに貝津の城に向ひて攻破らんに、信玄必ず救ひ來るべし。其の時又一戰して叶はずば討死すべし。是れ下策を用るいはれなり、とて八月廿四日西條山に押入り陣したければ、信玄後卷して暫く對陣せられしが、廣瀨のわたりを越えて、貝津の城に入りたりけり。かくて九月九日の晩謙信士大將をあつめ、明日信玄必ず打出て戰ふべきよ。今夜雨の宮のわたりをさか寄して其の不意を擊つべし。用意せよ、とて寅の刻に至りて川中島に兵をおし出す。先陣は柿崎和泉、後陣は甘粕備後なり。果して十日の卯の刻ばかりに、信玄一萬餘の兵を率ゐ筑摩川に打つて出、善光寺の要路に待たれし處に、謙信軍をすゝめて一ト手ぎりの合戰をはじむ。謙信旗本眞くろになりて切かゝり、信玄の旗本をおし崩す。甲斐の兵討るゝ者數をしらず。かゝる所に西條山の甲州の軍兵一騎がけに馳來るを見て、謙信兵をまとめ勝を全くせられたり。甘粕備後後陣の兵をすゝむるを見て、信玄の旗本ふみ止りたるが、又亂れたちて廣瀨のわたりに引き退く。甘粕是に因つて西川邊に陣すること三日にして引とれり。

天文廿三年八月十八日、川中島にて戰あり。謙信旗本半町ばかり敗北する處に、宇佐美駿河守定行横あひにかゝり、信玄の兵大に亂れ、御幣川へ追ひ入れられ討たるゝ者多し。信玄は川の中に馬を立てたる處に、謙信綟の疊子にて包みたる肩衣にこてをさし、白き手拭をもて頭を包み、三尺許の刀を抽もち、虎のあれたる如くなる鹿毛の馬に打乘り、信玄はいづくにありや、と呼ばる。原大隅、信玄何事に爰にあるべきや。うろたへ者よ、と罵り鎗にて突きけれ共つき外す。謙信川へ馬を乘込み、信玄にかけよせ三刀まで斬れしに、信玄持ちたる軍配團扇も切折られ、手負て既に危かりしに、原大隅、萩原彌右衞門鎗をとりのべ、たゝみかけて謙信をたゝきけるに、馬のさんづにあたり、馬川の深みに飛入ける。其の間に信玄の馬副の者ども、信玄の馬を川岸に引きあげて物別れしたり。宇佐美駿河守謙信より賜りたる感狀にも、天文廿三年八月十八日川中島に於て、横鎗をもて信玄の旗本を突崩したる由のせられたり。弘治二年三月廿五日にも川中島にて軍あり。謙信筑摩川を涉りて夜軍にかゝられしかば板垣駿河、一條六郎、諸角豊後、初鹿源五郎、輪形月織部、山本勘介を始めとし、討死する者多し。甲斐の先陣上山よりかゝり來り前後に逼りける故、謙信川を涉りて引とられけり。此の時宇佐美駿河守先陣して功あり。（常山紀談）

第三節　山田長政の武勇

我が國海外貿易の始めは、天文十二年葡萄人が大隅の種子ケ島に鐵砲を傳へたるに始まり其の後平戸島に來りて貿易をした。德川家康はキリスト教の渡來を防ぐため、秀吉に倣ひて是等の商船には渡海朱印狀を與へて證とした。當時商人の中では京都の角倉了以、大阪の末吉孫左衞門、長崎の末次平藏、荒木宗右衞門、堺の納屋助左衞門、松坂の角屋七郎次郎の如きは最も著名なものであつた。斯くの如く海外發展の氣運に向つたから、邦人の海外に航して武功を立てた者も亦少くない。山田長政は靜岡の紺屋の息子で亂暴者であつた。海外遠征を思ひたち、商人瀧佐右衞門、太田治郎右衞門の御朱印船で密航した。初めは臺灣に後暹羅國に渡つた。元和年中、紀元二二七五年であつた。當時町人の子弟も膽力ある人は續々海外に出かけ臺灣はもとより安南、トンキン、シヤム、フイリツピン、マレイ半島、南洋諸島に御朱印船を見ないことはなく、其の土地に三百人、五百人と日本人が住んで居た。シヤム國の日本人町は、其の當時の首府アユーチヤの郊外にあつて、約千人の日本人が日本其の儘の生活をしてゐた。偶〻シヤム國に戰爭が勃發し王樣が日本人町の人々に應援を依賴した。長政は選ばれて一方の指揮官となり象を使つて敵を攻擊して大勝を得た。王樣は長政の功を賞し大將軍とした。其の後、呂朱より攻擊を受けたが、長政は海戰に於ても大いに之を打破り大勝利を得た。依つて六昆國王に封じ王樣の姬を妻としたが、後國王歿し、內亂起り長政は僅か十歲の幼主を援けて居た。懷し

い日本へは郷里の淺間神社へ額を奉納し、德川將軍家へは信書を送つた。其の後寛永十年シヤム國に內亂が起つた時長政は毒殺された。德川家光以來渡航を禁じた鎖國のため日本人町も次第に衰へた。舊都アユーチヤの郊外には今も日本人町の舊蹟があり、長政を祭る長政神社もあつて、ありし日の英雄の武勇を傳へて居る。又現首府磐谷にも日本人の納骨堂がある。之より嘉永六年まで二百餘年間は內外の交通が絕え、世界の事情に遠ざかり、僅かに和蘭との交通によりて西洋文明の一端を傳へたに過ぎない有樣であつた。

第四節　上杉謙信の義俠

武田信玄は甲州にあつて四方山嶽に圍まれ海を持たなかつたので、鹽を東海道方面より仰いでゐた。然るに今川氏眞は北條氏康と相謀り、將來其の鹽の送附を杜絕した。甲斐の方面大いに窮乏した。上杉謙信之を聞き書面を信玄に送つていふには、氏眞、氏康は貴殿を鹽で大いに困らす方策をとつたと、誠に不義である。我が貴殿と爭ふ所は弓矢であつて、米鹽ではないから、將來は我が方から送りませう。其の數量は御希望通りにじやう、といつて商人に値段を公平にし信玄に送ることにしたと。（日本外史）

信玄が卒去した時北條氏政は使を上杉謙信に遣はし信玄の訃を知らした。謙信は食事中であつたが、箸を落し、歎息して我が好敵手を失つたと落淚した。世間にかゝる英雄は再び得難いと、さめ〴〵流

涕すること稍〻久しかつたと。

長篠の戰に敗れ武田氏の老臣や元の大將等は數多戰死した。依つて越後の上杉の將士が謙信に說いていふのに甲斐の武田の部將は斃れ誠に乘ずべき好機であると申した。謙信のいふには我と武田信玄とは戰を交ゆること數十回であつたが、信玄を取ることが出來なかつた。今信玄死すと聞きて其の子の弱きを侮りて武田軍を攻め、萬一敗戰したら、何といつて天下に御詫をすべきかと。（日本外史）

第五節　弟の遺骨を背負つて悲壯な戰死をした山口上等兵

昭和十二年九月二十四日、津浦線上、劉各庄攻擊の際、助川部隊に屬した山口上等兵が、弟の遺骨を背負うて突進し、遺骨と共に悲壯な戰死を遂げた。といふことは當時新聞其の他で報道された所であるが、其の山口上等兵が、同じ部隊にあつて戰死した弟の遺骨を、隊長に願つて强ひて貰ひ受けんとした時、隊長が其の譯を聞かれたのに對して

『山口は三人兄弟で、弟の幸雄と私と二人は本隊に從軍し、殘る一人の弟が母と二人で家に居りますが、家が貧しいので、母は軍事扶助を受けて居ります。それを母は何時も、勿體ない〳〵と申して「子供が二人御國の役にたつて、こんな名譽な事はないのに、其の上扶助料まで頂いては洵に申譯がない、どうかお前等二人はしつかり手柄をたてゝ御恩返しをしてくれ。私もお前等が生きて歸るとは思

つては居ないから……』と、勵まして呉れました。私と弟は、此の母の嚴命をしつかと肝に銘じ、立派に働いて母に安心をさせ、御恩返しをしやうと、固く誓つて出征したのに、弟は十分な働きをしないうちに戰死した。此の上は弟の骨を背嚢に納めて、弟と二人分の働きをしたいと存じます……』と答へ隊長も思はず泣かされたといふことである。(支那事變談片)

第六節　梅林大尉機

昭和十二年八月十五日、我が海軍航空隊の精鋭が南京爆擊の時、此の壯擧に加はつた梅林孝次大尉機(當時中尉)が、不幸敵彈の爲に火災を起して墜落、同大尉が剛勇沈著にも、燃え熾る火炎の中からハンカチを打ち振り、僚機に別れを惜しみつゝ、壯烈悲壯な戰死を遂げられたことは、私共の頭に今も尙記憶に新らたなものがある。

大尉の此の悲壯な報せを受けられた母堂さき子刀自は、海軍人事局宛次のやうな手紙を寄せられた。

(前略)君の爲、國の爲に一命を投捨てゝ鴻恩に報い奉るは、帝國軍人として最も光榮ある道と存じ上候、思へば孝次出征に際し親兄弟には之を秘し候事とて、何の通知も之なく出征仕候事と被存候。常に決死を以て御奉公をと申し居り候ひしが、何分の御奉公をなし候て鴻恩の萬分の一にでも應へ奉るべき事を神佛に念じ居り候處、幸にして帝國軍人として死場所を得候こと限りなき名譽と存じ候。」

母として之以上の滿足無之候へども、十分の働きもなく御奉公半に戰死仕候事唯之のみ心殘りに御座候。然るに恭けなくも海軍大尉に進級させて頂き、正七位の敍位の御沙汰を拜し奉る。身に餘り候この光榮、一家一門の譽れと、唯々恐懼感激措く能はず候……(後略)

尙又大尉の令妹のお話として、雜誌「話」に載せられた所を再錄しますと、母は一日として休んだこともなく、每日同時刻に金比羅樣へ參拜しました。忘れもしません。八月十九日の晩、夕立模樣の空が、今にも覆ひ冠さらうとしてゐる時でした。けたゝましい電話のベルが鳴り響きました。當時歸省中の私は何かの豫感に、どきつと胸を衝かれながら、受話機を耳にしますと「こちらは大阪時事の德島支局です。梅林中尉が南京空襲で大手柄を立てゝ名譽の重傷を負ひました。詳報はまだですが取敢へずお知らせします」と早口に話す聲が聞えました。

「お父さん！兄さんが重傷よ！」と私は不覺にも大聲を出しますと

「えつ！」といふ母の聲を抑へて

「靜かにせい！」と父が叱るやうに叫びましたが

「重傷か、だがもう覺悟はしとかんとならんぞ」と申しました。

暫く三人の間に沈默が續きましたが、やがて父は靜かに

「もう、多分戰死してるだらう。せめて立派な死に樣をしてくれてると良いが」と獨り言のやうに申しますので

「大手柄を立てゝゐるんですつて」と言ひますと父は

「ほんとうだらうな、間違ひなからうなあ」と念を押しました。

母は少しの間眼頭をぱち〳〵させてゐましたが

「あの子も本望だつたでせう。でも出來ることなら、生きてゐてくれゝば良いが、そしてもつと〳〵御國の爲に……」と言つて後はもう聲が詰つてしまひました。それから母は神棚の下へ行つて手を合せて口の中で何かを祈つてゐました。此の時ぐらゐ母の體が小さく見えたことはありませんでした。それから又父の傍へ來て

もうこれで立派に覺悟が出來ましたよ」と何時になくきつぱりとした聲で申しました。(支那事變談片)

第七節　皇土を護りて

德川幕府三百年の長夢を逐げしめた鎖國、封建の堅壘も時の勢に抗することは出來なかつた。文化元年露西亞の使節レザーフが長崎に入港し、初めて通商貿易を乞ひ求めてから、四十八年後の嘉永六年、

ペルリ米艦を率ゐて突然浦賀に來航してからといふものは、足許から鳥が飛び立つたやうに、朝暮官民を擧げて周章狼狽を極め、鎖港攘夷と開港通商の兩論がやがて血を以て相爭ふ狀態であつた。

孝明天皇文久元年二月三日の事である。彼の元寇の役で名高い對馬の國の西海岸、淺海灣の朝霧を透して夢の如く魔の如く現はれた一艘の黑船を發見した。海岸に近い船越村一帶は忽ち沸き返るやうな大騷になつた。男も女も老人も子供も跣足で飛出して濱邊に集つた頃には、誰れも「魯國の黑船だ」「直ぐに上陸するとよ」「男は皆な濱に集るんだぞ」、と口々に叫びながら、どし〳〵家の方へ歸つて行くものもあつた。一方村役りの傳令が韋駄天走りに八方へ飛んだのはいふまでもない。國守宗義和は容易ならざる一大事と驚きながらも先づ部下をして來意を尋ねしめた。この黑船は魯國の軍艦ホサシニツクで艦長ヒリレオの答へは、「艦の補修に必要だから船大工を雇ひたい、夫れから上陸も許して貰ひたい」と言ふのであつた。軍艦の修理を引受けられる筈もなし、又上陸を許す筋合でもなかつた。其の後灣內を勝手に航行し、擧動甚だ怪しむべきものが多かつたので、義和は藩士を勵まして嚴に沿海を警備させる。一方何等の法文强制を要することなしに、居民業を廢し進んで役に就いたのは、流石に祖先の血を繼いだ對馬人であつた。

三月二日、一隊の魯兵晝が浦に上陸したかと思ふと、今日でいふバラックを建て、井を穿ち、著々

宿營の準備を始めるのであつた。其の傍若無人の擧動を眼の前り見せ付けられ、皇土を再び夷狄に汚されたといふ無念と憤激は村人をして血を見ずは止まないクライマックスに達せしめた。況んや壯年藩士の中には、彼れ碧眼紅毛の外夷を懼れて、愚にもつかない腰抜け談判に空しく日を過ごす藩主の態度に正面から反抗も仕兼ねまじき不穩の形勢さへも見えるのであつた。どら猫魯國は半身不隨の大鼠支那の片足西伯利亞をアムール河を境として嚙り取つた味が忘れられず、日本の横腹に喰ひ付き、血祭りに選ばれたのが對馬の不幸であつたのだ。今更幸不幸を論じて居る暇はなかつた。幕府の嚴命を奉じて主戰論者の輕擧を抑へるのに骨が折れた。

大船越海峽、對馬は元來一つの島であつたのだが、三百年程前に、其の一番狹い處を切つて、上島下島の全く二つにした。其の切れ目を大船越海峽と呼ぶ。狹い水門であるが東海から西海に通ずる要路であり、國防上の要點でもあるので、平常から關所を設けて出入の船舶を調べて居つた所であるから、魯艦出現以來警戒嚴重を極めたのは言ふまでもない。併し警戒といつても僅かな武士が集まり來つた村民を指揮してのことであるから、嚴重の程度も知れたものだが、何んといつても此の關門は重點だから、村民の中でも必死の覺悟ある者のみが選ばれた。

四月十二日、日本に戰鬪力なしと見くびつた魯兵は、灣内の測量を終つたので、最後に殘して置い

た鬪門突破を決行するに至つた。天氣のよい波の靜かな日であつた。母艦を離れた端艇は矢のやうに滑り込んで來る。村人の立騷ぐ樣を尻目にかけて、人もなげに突切らうとする時であつた。「ソレやつゝけろ」端艇目がけて押寄せたので一團の人々は口々に叫びながら石が飛ぶ、薪が飛ぶ、最初の接戰が演ぜられたけれ共、魯兵が擊ち出すピストルの彈丸の水煙を浴びて、思はずタヂ〳〵となるのは決して無理ではなかつた。其の瞬間「己れッ」と叫んで敵前に奮進したかと見る間に、端艇に手をかけて遮り抑へた一人の勇士があつた。この勇士こそは松村安五郎その人である。安五郎は船越村大字船越に生れた土著のお百姓であつたが、別段の財產とてもなく、唯默々として働いた。根が正直であつた彼は、人を見て泥棒とは思へなかつたので、人の爲め苦しむことは少くはなかつた。爐の前にあぐらをかいて、朝の一ぷくをやつて居る姿は、彼の心の平和そのものとしか思へなかつたが、黑船が來たと聞かされた時、何の理窟を考へるでもなしに、全身の熱血が音を立てゝ一時に逆流したかと思へた。その日以來混亂と緊張の七十日が過ぎやうとするのに、身鐵石にあらざる安五郎が、夜となく、晝となく渾身の勇を奮つて常に第一線に立ち働き續け來たのは、彼の全身を流れる血潮が、一死報國の赤誠に燃えて居たからだ。とう〳〵最後の日は來た。端艇を抑へて遮り止めた安五郎、身に寸鐵を帶びないのであつたが、サムライとハラキリに脅威を感じて居る魯兵から見ればスワ一大事と思へたこと

であらう。狙ひ撃ちの一發が見事安五郎の胸板を貫いたからたまらない。血煙立つて打ち倒れ、げに壯烈な最期を遂げたのであつた。

この一團を指揮した藩士吉野數之助は、安五郎の撃たるゝを見て、單身突撃したが、衆寡敵せず身亦傷いて捕はれた。數之助は大いに恥ぢ身をもどらして甲板から海に投ぜんとしたが支へられて果さなかつた。彼はつひに舌を嚙んで自ら命を斷たんとし鮮血淋漓として邊りを染めた。魯兵は其の勇氣を嘆賞して之を屯所に送り還して來たけれ共、彼は「身苟も士分にありながら、外夷のために辱しめられたからには、義敢て生くべきでない」と言つて醫療を受けず、隣人の懇篤な看護を厚く謝しながら、九月廿九日遂に壯烈悲慘の最期を遂げた。事件は血を見るに至つて、愈〻魯兵の横暴は露骨になつた。翌十三日には再び大船越の哨所を襲ひ、武器を掠奪し、藩士を捕へ、更に村內に侵入して、亂暴狼藉を働いた。義和今や攘夷の決心を固め、之を幕府に申告した。幕府は外國奉行小栗豐後守をして魯艦に退去を說かせて見たけれども、顏を洗つて出直せといはんばかりの權幕に取り付く島もなかつた。武力の背景なき外交の如きは多くは此の類で、今假に伊藤博文や小村壽太郎をして此の局に當らせて見た所で豐後守と同じ御返事を頂戴したであらうことは何人も想像し得るだらう。次に現はれたのは野々村丹後守であつた。彼は夷を以て夷を制する支那式戰略を眞似たか明確でないが有力な英人を同

して抗議に參加せしめた。八月廿五日、魯艦は一條の黑煙を殘して北に去つた。安五郎が國難に斃れた時は、彼の長子甚吉はまだ幼少であつたが、藩主は厚く安五郎の功を錄し、財物を與へて優遇することを忘れなかつた。元治元年七月甚吉を擢んで士籍に列せしめた。明治二十四年安五郎、數之助共に朝廷の恩命を蒙り靖國神社に合祀された。(偕行社記事)

第八節　勇猛なる年少士官

旅順の背面に於て壯烈の戰死を遂げたる功五級步兵少尉立川彌門治氏は明治三十七年五月上旬遼東に上陸、爾來幾多の戰鬪に參加せしが、南山激戰の當時は中隊の最先鋒となりて敵壘に突貫し、多くの將兵が相次で斃れた中に氏は更に微傷だも負はず奮戰苦鬪して、嘖々たる英名三軍に轟くの功を奏した。南山の堅壘陷り、敵は南を指して潰走するや、我が軍は長驅して旅順の背面に迫つた。以來氏は常に決死隊の指揮官として殊功を現はし、大いに志氣を振興したが八月二十日水師營前面の高地を攻略したる時、一敵彈を受けて又起つ能はず、之より先十八日の夜陰、氏の中隊は敵の目前に近接して壕を掘開し二十日午前四時を以て運動を開始す。少尉は尖兵長となり最先頭を行進す。間もなく高地の基脚に近づかんとする折しも、敵は側面より猛射を加へた。されど少尉は一發も應射をせずして益〻進み、第一線の高地を奪取、更に第二の高地に攀登して占領し得たが、此の時東天漸く白み渡りて、

我が隊は側面四、五百米の敵の發見する所となり、盛んに砲火を注がれしが少尉は少しも屈せず、怯まず、一面には敵と對戰し一面には器具を以て陣地を防禦し、非常の苦戰をなせる時、敵彈の爲め頭部を打碎かれ、淸宮准尉以下六名と共に名譽の戰死を遂げた。同氏の戰死の際師團長、聯隊長、大(中)隊長及び部下郷里より寄せたる哀悼の書は實に積んで山を爲したといふ。(忠勇美談)

第九節　十度生れて敵を滅せ

旅順口第二回閉塞隊の勇士として福井丸に乘組み、廣瀨中佐指揮の下に奮戰して名譽の戰死を遂げた。朝日艦乘組一等信號兵曹菅波政次氏は福島縣磐城の人、氏は幼少より軍事思想に富み群童を率ゐて戰爭遊戲をなすことを唯一の樂みとし、一方の大將として敵隊に衝突する行動など殆ど意想外に出で、奇策縱横年長頑兒を辟易せしむるが例であつたと傳へられた。長ずる從つて愈〻軍事を好み、二十七、八年戰役當時は僅かに十六歲の少年であつたが鷄長閑に歌ひ、犬安く眠る僻村に捷報到る度每に節掉立てる腕を扼しながら、軍に從ふ事の出來ないのを恨み、時に或は泣き叫びたることもあつた。村人は彼を狂人であると噂した。戰役の漸く治まる年の十二月恰も海軍擴張の際海軍兵の募集盛んであつた。彼は素志を貫徹するの好機到來を打ち喜び、率先募に應じ首尾よく海兵團に入るを得た。其の後精勵刻苦の功により累進遂に一等信號兵曹となつた。彼の人となりは家郷に送つた絕筆の信書中

に見るを得る。既に必死を期した雄々しき覺悟は文中の隨所に溢れ、讀者をして暗涙に咽ばしむ。書簡の表面には暇乞狀とし、第一回閉塞の際不幸にも一旦許されたる決死隊から除かれた無念さに食事も進まず、其の夜は一睡も出來なかつたと述べ、第二回の選に當つた時は天にも昇る心地であつた。只懸念なのは目的地に達する途中に沈沒又は損害を受けたならば、楠氏の七度でなく十度、二十度生き代り、死に代り、敵を滅さぬ間は靈魂瞑することと出來ないと言ひ、生前の希望であるから甥をよく教育し、海軍兵學校へ入らしめよ、戰死の公報が出た時は埋葬を形式に止め、其の經費を公共事業に寄附すること、土地の青年に海軍思想發達に努むること云々。猶曰く「小生の死體は海底の藻屑と消え魚腹に葬らるゝか敵の彈丸に掛るか、到底埋葬すること出來申すまじく候故茲に頭髮を差送り候間是にて式のみ行はれ度候」と。氏は斯くの如くして護國の神と化した。

第十節　膽勇にして奇智あり

明治十年西南の役、敵の重圍に陷りたる熊本城を拔け出で、能く使命を完うした谷村計介の偉勳大功は、三尺の童子も猶知悉する處。今茲に記す海南の健兒笹田半兵衛の動作の如き、漫ろに谷村計介をば偲しむ。其の事業に於てこそ相違があるが、奇智に富んだ行爲は共に等しいものである。

笹田半兵衛は工兵上等兵として攻圍軍に從ひ、明治三十七年十月十四日地雷線切斷の命を受く。之

より先同任務を帶びて夜半敵前に迫つた勇敢な工兵數名あつたが、孰れも機關砲彈の的となり、空しく砲壘下の露と化した。數名の將校合議の末、日頃奇智の豊富を以て知れ渡つた笹田上等兵を選び出した。今や彼は任に赴かんとするに臨み、戰友は心密かに生別を悲しみつゝ、曰く成功を祈ると。上等兵莞爾として答ふるに生還は不明である。但し必ず成功を期すと。彼の胸中既に成算あり。軈て彼は切斷鋏を携へ、二龍山の半腹に匍匐し行き、敵前二十米の處に於て地雷線を發見し、之を切斷せんとしたが、夜警嚴重で些少の音響も猶敵に察知される虞あるから、上等兵は其所に潛伏して夜もすがら敵の擊ち出す銃砲の音に紛れて其の線を切りつゝ天明に至つた。此の時途に敵監視兵に發見され、猛烈に狙擊されたが上等兵は卽座の頓智、斃れ死んだ狀を裝ひて、我が砲彈の穿てる穴に陷つた。斯くの如くして一日を隱れ遂り、夜に入りて再び穴から這ひ出でて、全く地雷線を切斷し終つた。彼は其の任務を完うしたので直ちに馳せ歸らうとしたが、聊か本隊への土產にと地雷線を五尺餘り携へ歸つた。其の途中踏む足元に怪しき響があり訝りつゝ土を返せば、又一の地雷線であつた。「露助め此處へも又埋めて置くのか」と呟きつゝ試みに其の線を傳ひ行けば這は如何に！　平生我が兵が集合する地底に海軍用の水雷を埋設してあつた。扨ても機敏なる敵の振舞かなと一度は驚いたが、難なく其の水雷を發掘して、我が陣中へ持ち歸つた。一軍擧つて彼の膽勇を賞讃した。

先には地雷線を嚙切つた北越の勇士があり。今又茲に海南の健兒を見る。倶に共に軍人の亀鑑として後世に傳ふを得。惜しいかな此の好軍人遂に二龍山の敵壘に爆裂彈を投入した際負傷して、今や陣中にない。(忠勇美談)

第四章　信　義

總　説

東洋道德の骨子をなすものに五倫、五常がある。仁、義、禮、智、信を五常といふ。「信」の字は人扁に言の字を合せてあつて、卽ち「人の言葉」といふことを意味して居る。元來古から「言は心の聲なり」と言はれ、心にあるもの其の儘が聲に表はれたのが言葉であつて、心と言葉とは全く合致して違はないことを意味して居る。換言すれば言葉によつてその心のありの儘が表明せられることが信である。そこで信の字がまことの意義を持ち、眞實にして僞りなきことゝなるのである。今之を逆に言へば、若し人が心にも無いことを言葉に表はしたとすれば、それは虛言であり、僞りであり、又斯かる人を不信の人といふのである。

勅諭にも「信とは己か言を踐行ひ」と御諭しになり實踐躬行を要求されてゐる。卽ち言葉と行との一

致といふことも亦信を以て表はされる。言つた通りを實行すれば、眞實の行であり、僞りなき人と謂つてよい。若しそれが言ふことゝ行ふことゝ違つたならば不信の行であり、不信の人となつてしまふのである。勅諭に「信義を盡さむと思はゝ始より其事の成し得へきか得へからさるを審に思考すへし」と訓諭されてゐる。要するに信の字は言葉を中心としてそれが心と違はぬことであり、又行ひと違はぬことである。斯樣な人こそ全く賴りになる人であり、何を任せても差支ない人である。斯かる意味から「信」の字を「まこと」「たよる」「まかせる」等と訓へてゐる。

義とは宜と同音同義で「ヨロシ」と訓へてゐる。適宜、便宜等と申して其の場合々々にあたり、よろしく行ふべきことの意味である。如何なる善行美德も、其の場合なり境地に應じて、之を適當に實現せざれば十分の效果を得難い。貝原益軒は五常訓に「義は心の制にして事の宜きなり」と申して居る。心の制とは、心中に善惡是非を分つことで、恰も利刀の物を斷ずる如く、物事に應じて「ハツキリ」と善惡邪正を判斷することである。事の宜きとは、物事に應じて其の筋道の宜しきに從ふことである。そこで此の正宗の名刀とも思はるゝ義の太刀風を鈍らすものは卽ち損得である。惡むべきは私利私慾である。吾々の弱點として物事に應ずる時には大抵自分の都合便宜を考へて、それが甘く行かないと、宜しく行はず道德上の本務を怠り棄てる。人からお金を贈つて來た時に、取るべからざるに、アヽこ

のお金があれば何々買へるといふわけで遂に之を受取る。之は善悪、是非を判斷する正宗の刀ともいふべき義を忘れ、宜しく行ふべきことを行はなかつたのである。彼の赤穂の忠臣が義士と稱せられるのもこの爲めで、大野九郎兵衞の如きは、ただ自分の損得勘定にばかり氣を附け、忠義の方には鈍感の爲めであつたからである。

吉田松陰の士規七則にも「士道は義より大なるなし」とある。乃木大將はその士規七則を、何時も懷に入れて置かれた。今や我が國は未曾有の非常時期に方り、百萬の軍隊は海外に於て勇猛なる活躍をなし、向ふ所敵なしである。要するに忠君報國の精神が臣民として、よろしく生命を捨てゝ邦家の爲め獻げた結果である。勅諭に「義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと」の御諭しを各自克く守り實行しつゝある賜である。併し聖戰何年續くとも變ることなく、信義の御諭しを堅く腦裡に徹底せしめ、砲煙彈雨の下戰鬪に勤務し而も土地は生地に、賴るべき者としては戰友の外求むべきものはない。斯かる情勢に於て如何に信義の緊要なるかは思ひ半ばに過ぎん。克く大御心を奉體し忠誠を盡くさざらんことを。

第一節　森蘭丸の正直

森蘭丸は三左衞門可成が子にて、信長寵愛厚し。十六歳にて五萬石の地をあたへらる。ある時刀を

持たせ置かれしに刻鞘の數をかぞへ居たり。後に信長かたへの人をあつめ、刻鞘の數いひあてなん若に、此の刀をあたふべき由いはれければ、皆おし料りていひけるに、森はさきに數へ覺えたり、とていはず。信長其の刀を森にあたへられけり。信長森が明敏を試みらるゝ事多かりけれども、一度もあやまちなく、其の才老年の人も及ぶべきにあらず。明智が恨ある事を察し、潜に信長の前に出て、光秀飯をくひながら、深く思慮する體にて、箸をとり落しやゝあつて驚きたり。是程思ひ入たる事別の仔細はよも候はじ。恨奉る事しか〴〵なれば大事をたくらむならん。刺殺すべし、といひけるを、信長いやとよ。佐和山をば終に汝にあたふべし、といはれけり。此は森これより先に、父が討死の跡にて候へば坂本を賜れと申けるを、明智に與へられしかば、讒言すると思ひ信ぜられず。果して弑せられき。（常山紀談）

第二節　鎭守の宮へ日參のお婆さん

話は先の滿洲事變の時のことである。

信濃國北佐久郡大里村の農家で、饗場さくのといふ當時六十二になるお婆さんは、二人の悴を事變に應召出征せしめたが、幸ひなことには二人共、立派な手柄を立てゝ芽出度凱旋したのである。

悴の出征不在中、一人淋しく殘されたさくの老母は、村の人達が世話して吳れるに感謝しつゝも、

さすが悴の身の上が案ぜられ、武運長久恙なく、榮ある勳を立てゝ呉れよ、と日毎に鎭守樣へのお詣りを缺かさなかつた。

ところが、二人の子供が凱旋したその後、さくの婆さんの鎭守詣りは續けられ、十町あまりもあるお宮へ、雨の日も風の日も雪の日も、毎朝缺かしたことはなかつた。お婆さんの毎朝缺かさぬ此のお詣りに感心した村の者達が

「お前の處の息子さん達が、皆歸つて來られたのに、尙も神信心を續けらるゝは、感心だなア」と褒めるのでしたが、それに對して婆さんは

「なにも感心することはないよ。うちの悴達が出征して居た間、一生懸命鎭守樣へお祈りし、お蔭で二人共無事で歸つて來たばかりか、子供の留守中、村の人達に大きなお世話になり通し、それで私も、かうやつて安樂に暮して來ました譯で、それもこれも皆勿體ないが、お天子樣のお蔭だよ……それにつけても、わたしの悴は歸つて來ましたが、ほかの兵隊さん達は、まだ滿洲に行つて、御國のためにえらい苦勞をしてなさる。その兵隊さん達にも、みんな親もあれば兄弟もあらう。心配するのは皆同じだ、病氣をしてくれるな、卑怯な眞似をして呉れるな、手柄を立てゝくれとなア、わしが悴のことを案じて鎭守樣へお祈りしたのと同じ心配をしてなさらう。で、わしはわしの悴が歸つたからとて、」

それでよいでは申譯がない。人様の子供さん達の爲に、お祈りして居るのに何の褒めらるゝことはありますまい。當りまへのことでしようが、もうわしも年老つて働くことも出來ぬ故、せめてお詣りでもして、お天子樣や世の中の御恩の萬分の一でも返さうと思つてなア……」と行き會ふ毎に褒めらるゝ村人達に答へるのであつた。

さくの婆さんの此の心、これこそ眞に日本の家を自然と體得された貴い手本である。（支那事變談片）

第三節　壯烈無比なる四勇士

第一軍の某部隊が遼陽街道なる四門子を通過したる際、我が斥候騎兵の壯烈なる戰鬪につきて同胞の長く記憶すべき一話がある。四門子と稱する險惡の土地は數十里の間山嶽丘陵起伏して、道らしき道路なく、溪流に沿うて山間を下らねばならぬ。地形として騎兵の運動は殆んど不可能なれども、我が斥候隊は數日の豫定を以てこの險惡なる山間を進み行きぬ。二日目優勢なる敵に遭遇して激戰數時間後之を擊退したる時であつた。陣頭に立てる坂井軍曹を始めとし伍長池龜勝平、同坂井五郎七、一等兵齋藤豐平の四勇士は、勢に乘じて敵を追擊しつゝ何時しか本隊を離るゝこと數粁の地に到つた。此の時唯走りに逃げ行く敵は俄に馬首を廻らして、急射擊數回、我が四勇士は不幸にも手馬を擊たれ

て各徒歩立となるを見るや敵は猛烈に逆襲し來た。此方は最早遁るゝ途なし。いで此の上は力戰奮闘して華々しい最期を遂げんと申合せ、孰れも射撃しけるに、如何せん敵は馬上、加ふるに數十倍の多勢なれば、池亀、齋藤の二勇士は力盡きて其の場に斃る。續いて坂井軍曹、同姓坂井伍長も傷きてあはれ喪神した。敵は此の様を見るや打ち喜び先づ伍長を馬上に縛りて本營に急送し、更に軍曹を縛らうとした時、我が勇士は體を搖られた爲に目を開いた。見れば多數の敵兵打ち寄りて今や縛せんとする處であつたから軍曹蹶然立つて獅子の如く暴れ狂ひ、先づ敵の一人を投付けた。敵は此の様に驚いた。無勢と侮り軍曹を取圍み生捕らんと犇き合ふ。軍曹亦死力を盡くして日本男子の勇氣を見よと爭ふ處に幸ひ後續部隊急進し來りければ、敵は忽ち潰走して坂井軍曹は九死の裡に一生を得たるも肩章、釦はもぎ取られ、ズボンは寸斷され、數箇所の生傷に血を孕みて見るも無慙の姿であつた。

馬に括られて敵陣に送られた坂井伍長も、軍醫の治療中人心地付き、其の捕虜となつたのを恥ぢ治療を拒みて應ぜざる始末に、敵の軍醫も助手も困じ果てゝ再び伍長の昏睡するを待ちて治療を施した。更に目覺むる坂井伍長は怒髪天を衝き、荒々しく繃帯を剝ぎ取るや否や敵の面前に投付けて如何に軍醫が宥むるも聽かず、剩へ絶食三日に及んで遂に敵陣中に歿したといふ。

因に某國の或人は伍長の氣概を評して寧ろ勇に偏したるものとなし、自ら意識ある者の執らざる道

して任務に斃れたるは誠に勇敢なる行動と思ふ。（忠烈美談）

と嗤笑したとか。されど愚者の言のみ。我が大和魂は斯くありてこそ國の譽である。又四勇士が協同

第四節　人間以上の膽力

明治三十七年十月二十六日、我が攻圍軍の一部隊は、東鷄冠山彎形砲壘下の鐵條網を破壞せんが爲に決死隊を募つた。暗澹たる夜陰に乘じて鐵條網の要所々々を切斷し、其の切斷口に一條の綱を附し轆轤引きにて之を破壞する計畫であつた。是れ山田少尉の考案であつた。斯くて決死隊の勇士等は其の作業に從事したが、早くも敵に發見されて、精巧なる機關砲の的となり、一同鐵條網下の露となつた。

翌二十七日の夜再び決死隊を募つたが忽ち豫定の人員に滿ちた。中に一等兵野田貞次郎といふ者あり。三名の兵と共に眞先に匍匐して鐵條網の附近に到り、豫期の目的を達して歸りしが切斷の箇所が惡かつた爲に轆轤引きも差したる效果なかつた。茲に於て山田少尉は三度決死隊を送らうとした。野田一等兵又其の中にあり。前回の徒勞を悔い今度こそはと心に決する處ありて又も先頭に立ち進み無事目的を達す。他の戰友は任務を果したるにより、皆急ぎ歸つたが野田一等兵は終局の奏功を見屆ける爲に、獨り踏み止まりて注視したるに、忽ち鐵條網は凄まじき響と共に挫かれた。嬉しやとばかり

猶も一等兵は眺めて居たる折しも壘上の敵は我が軍の襲擊と覺えしが如く激しき銃砲火を送つて寸地も餘さず。一等兵は從容騷がず、確然たる破壞を見屆けし上、遂に戰死したる無二の戰友一等兵三木林太郎の死屍を搜し持ち歸らんとして、右足及び頸部に銃創を負ふ。されど屈せず遂に其の死體を發見し擐抱いて本隊に歸つた。一同その大膽なる動作に敬服した。野田一等兵の如きは戰友の屍骸搜索に努力し、た信義の厚きものと思ふ。(忠烈美談)

第五章　質　素

總　説

「軍人は質素を旨とすへし」有りの儘の誠があつて飾りない、心にも、言にも、行ひにも共通の義である。軍人には軍人の風儀を守りてそれ以外を望んではならぬ。忠君愛國を以て精神とし、信義の道を守り、武勇を尙び、禮儀を重んじて、一般の民衆のやうな輕佻浮薄に流れたり、驕奢華美の弊風に陷ることを諭された。

日露戰役後我が國民は戰勝に乘じ、一般に浮華文弱に流れ底止する處なき有樣であつた。明治天皇は現世相に御軫念あらせられ戊申詔書を下賜あらせられた。「宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤

儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ」

大正天皇は國民精神弛緩し浮華放縱に向ひつゝあるを御軫念あらせられ國民精神作興の詔書を下賜になり「國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ……忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ……道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以……輓近學術益〻開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス……智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メ……恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ……」と訓諭遊ばされた。

德川家康は慶長八年征夷大將軍に任ぜられ、幕府を江戸に開いたが、二年の後、職をその子秀忠に讓り、駿府(今の靜岡)に隱居し、大御所と稱した。遺訓に曰く

「人の一生は重荷を負ひて遠き道を行くが如し。急ぐべからず。不自由を常と思へば不足なし。心に望み起らば困窮の時を思ひ出すべし。堪忍は無事長久の基。怒は敵と思へ。勝つを知りて、負く事を知らずば害その身に至る。己を責め人を責むる勿れ。及ばざるは過ぎたるより勝れり」と子孫を戒め

三百年の繁榮の基礎をつくつた。

論語に「賢なる哉回や、一簞の食、一瓢の飲、陋巷に在り。人はその憂に堪へず。回やその樂みを改めず。賢なるかな回や」

顏回(亞聖ともいはれる孔子の弟子)は誠に賢人である。一簞(竹行李)の食物、一瓢(ひさご 水いれ)の飲食器の外何物もなき貧窮に處し、九尺二間の見苦しい路次内に住んでも泰然として其の樂みを改めない所は實に顏回の賢なる所である。顏回の樂みとする所は家屋飲食でない、仁義禮德の大道を樂しむにある。故に貧に居て其の行を變へることをしない。

道長は一條、三條、後一條の三朝二十年間、天下の權を握り、其の三女は三　天皇の中宮に立ち、その外孫に當らせらるゝ皇子は、三人までも引續き天位に卽き給ひ、後一條、後朱雀、後冷泉の三　天皇である。實に藤原氏の榮華は茲に極點に達した。晩年法成寺を立て、こゝに居たから後世御堂關白と稱へた。其の子賴通また父につぎて、後一條、後朱雀、後冷泉の三朝に仕へ、攝政關白となりて權勢を振つた。されど此の頃から藤原氏の權勢は漸く衰運に向つた。道長の得意の歌

この世をばわが世とぞ思ふ望月の
かけたることもなしと思へば

三條天皇御譲位の時世をはかなみに詠み給へる御製

　心にもあらで浮世にながらへば
　　戀しかるべき夜半の月かな

と對照して當時を追想したならば實に感慨無量であらう。

「驕る者久しからず」其の後武家時代に於て、榮枯盛衰のあつたことは歴史の克く證明する所である。

松下禪尼は北條時氏の妻で賢母として知られた。安達景盛の女で、時氏に嫁して執權時賴を生んだ。性聰明篤實よく子女を薫育し、時賴の施政にも良き感化を與へた。嘗て自ら障子の切り貼して時賴を戒めしことは有名な話である。

軍人は召されて國家を擁護し忠勤を盡くすを本務とし、貴賤の差別なく一律の下、衣食住の共同生活をなすのである。今後百萬の軍に於て一人華美驕奢を希望せんか國軍全體に於ては實に莫大の經費を要する。加之戰地に於て氣候風土を異にし、補給機關常に希望する如く圓滑に行はれない。所謂困苦缺乏に常に打勝たなければならぬ。故に平素から浮華を避け質實剛健の精神を養成しなくてはならぬ。

見よ佛蘭西は文化の尊きを知つて武を忘れ、華美競つて軍備を怠つた。獨逸は之に對し第一次歐洲大戰の雪辱に臥薪嘗膽二十餘年、ヒ總統の統治の下に華を去り實に就き、軍備の充實に國力の培養に

日も亦足らざるの有様であつたが、第二次歐洲大戰始まるや堅忍持久機を見て佛蘭西に殺到し、其の電擊作戰は二旬を出でずして之を屈伏せしめたのであつた。是れ元より皇軍に比して論ずれば尙ほ講究の餘地はあるが、獨佛軍の强弱の比は三歲の兒童も之を肯定するであらう。文化都パリが損傷を受けずして現存することが吾人の魂にはどうしても同意は出來ない。卽ち國家あつて文化も必要であるが國滅びて文化何の用を爲さんや。

第一節　荒莚の御座

故久邇宮邦彥王殿下が日露の戰役に、第一軍參謀附として出征遊ばされ、始めから終り迄、作戰計畫に參與遊ばされ給ひし御功績は申上ぐるも畏き極である。さて宮の征途に上らせ給ひて沼津驛を過ぎ給ひし時、同地官民擧つて停車場に參集し、貴き御身を以て征途に就かせ給ふを恐懼して一齊に宮の萬歲を祝し奉つた。御凱旋の日、またも此の地を通過させ給はん時の一日も早く在しまさんことを祈つた。宮にはこの誠心こめ奉りたる奉迎に、いたく御滿足に御思召し給ひし御氣色に在しましけるが、やがて奉迎員をさし招かせ給ひ、「こゝに莚はあらぬか」と御下問あらせ給ふ。

承れる奉迎員は宮の御眞意の程解し奉り兼ねけるが取敢ず、御命のまゝ莚五枚を整へて、恐る〳〵宮の御列車にまゐらせた。宮の御かたへにありし黑木大將も、その何に用ひさせ給ふにか推しかね、

尋ねまつりけるに、宮には微笑し給ひて
「こは他にあらず、腰を掛け居るにも倦んじたれば、こを敷きて坐せんと思ふなり」と仰せありて、既に戰地に在はし給ひし御心にて、見るもいぶせきこの莚の上に御座をしつらはせ給ふ。承りし大將を始め、車中の各高等武官、さては奉迎員等いづれも忝じけなき御心に感涙に咽んだ。

あゝ莚の御座誠に申すも畏い次第である。吾々卑下の臣民すら、あないぶせき思ひつるを貴き御身を將兵の卑しきに落させ給ひ、艱苦を共に〳〵せんとお思し給へる御心の程、世にも有難きことである。御車の中には黑木大將を始め各高等武官等並び居た。宮がこの御振舞を見まつりて、如何なる心をか起したる。さらでだに、上下のわかち峻嚴なる軍隊にあつて、これ等高等武官等と士官と兵との間にいみじき懸隔あるは言ふまでもない。さては、是等武官に將兵の艱苦は、上官の共にすべきことを、宮があらかじめ示し給へるものとも見まつるべく、又宮が京都の步兵第三十八聯隊長として御勤務あらせられし砌、機動演習の爲滋賀縣石部の附近で聯隊を御指揮遊ばれたことがあつた。附近の村人は殿下の御宿を豫定し樣々の準備をなしたるが、夕刻警戒の儘夜を徹するに決するや殿下には路傍に在りし見る蔭もなき一軒家を本部と御定めになつた。村人等は外に準備せる所ある旨を言上したるも「況上此の家を本部となすを適當とするからとて、遂に終夜ボロ疊の上に坐せられ御指揮あらせ

られたることがあつた。何時の演習、野營等も皆斯くの如くあらせられたことは今も記憶に明かである。殿下の質實剛健にわたらせらるゝこと等、かれを思ひこれを想へば、ただ感激に堪へない。

宮が比なく英明にわたらせられ、よく下を犒ひ給へる御心は、この一事によつても窺ひ奉るべきところ、仰いで宮の仁德に服し、やがては陸軍の柱石と推重しまつれるもの多きやに承りぬ。

宮の御雄心を載せまつりて、船征途に向はんとする時、宮は御見送りにとて扈從しまつる角田家令に訣別の御辭を殘し給ふやう

「家の事はゆめ心をな勞しそ。われに四人の子あり、家の祀を絕やすことなかるべし」

と唯この御一語のみ。詞簡にして意は無量、承りたる家令は、宮の壯烈なる御心に感激して、なかなかにおのが女々しさを愧ぢまつりたるやと傳へ聞いた。

荒莚を御座に將兵の艱苦を御自らの艱苦の如くお思し給はんとする御同情厚き宮は、一面壯烈懦夫も起つべき御雄心を抱かせ給ふ。あゝ仁慈と剛毅と兼ねいたらせ給ふ宮の御襟懷こそ、げに欽仰し奉るに餘りありと畏き極みである。

第二節　德川家康の恭儉

德川家康隱退して駿府にゐた。夏季には常に麥飯を食べた。或る日侍臣潛かに米飯を底にし麥飯を

以て之を覆ひて勸めた。家康之を見て嘆じて曰く、「汝等は我が意を知らず。我豈吝嗇を欲するものでない。今や世は戰時の狀態である。年として干戈を動かさぬ時はない。士卒は煩擾殆ど寢食を安んぜず。然るに我一人飽食暖衣を貪ることが出來ようか。方に一身の奉養を節し、以て軍國の資に供せん。百姓を勞して、躬豐かにするに忍びんや」と、聞く者感歎せざるはなかつた。

家康嘗て謙居す。一日近臣絹衣を着て紈袴を穿ち以て家康の前に進む。公徐かに其の名を問ふ。茶字と答ふ。家康艴然として曰く「汝はそれ幕下の小士でないか。然るに其の裝飾却つて諸公を淩ぐ。我と雖も未だ嘗て斯くの如きものを着けぬ。汝我に先だちて此の驕奢をなすもの果して何の心ぞや。天下爭亂多年萬民塗炭に苦みしが、近來漸く小康に赴く。然るに疾く既に驕奢の念を生ず、是れ亦亂の端緒である。汝の如きものは須臾も我が左右に侍してはならぬ」とて痛く之を叱責した。

第三節　板倉重矩の質素

德川氏譜代の臣、父を重昌といふ。父は德川家康に仕へ、內膳正となつた。寬永十四年冬島原の亂の時、將として征討に赴いたが、賊を降すことを得なかつた。爲に幕府は更に松平信綱、戶田氏鐵を將とし遣はした。重昌之を聞いて喜ばず、身を挺して賊壘に迫り彈に中つて斃れた。其の後重昌の長子重矩幕府の老中となり、痘面瞎目、人となり質素謹厚、儒を熊澤蕃山に學んだ。寬永十四年父と共

に島原の役に從ひ、翌年父の戰死後弔合戰をなし大いに賊を破つた。萬治三年大阪の城番となり、寛文五年老中に補せられ、八年京都に赴き、所司代の事を行つた。軀幹短小溫和にして度量あり、老中に在ること九年であつた。京畿を鎭定すること三年名聲顯著であつた。少時嘗て其の居室に篇額して「咬菜」と曰ふ。顯職に就くに及んで猶依然として揭ぐ。或人其の故を問ふ。重矩答へて曰く我昔本莊に居り手づから蔬菜を栽培し、自ら摘み之を人にも贈與し、自ら娛む。是れ我が分の宜しきなり。一旦謬りて寵擢を承け顯職を辱くし、實に望外の至りである。常に驕奢の念を生じ、職分を缺玷せんことを恐れてゐる。此の篇額なくば、如何にして自ら警めようと、卒するに及び家に餘財なく、時人之を悼む。（常山紀談）

第四節　山内一豐馬を買はれし事

山内土佐守一豐其のはじめ織田家に仕へたりけり。東國第一の駿馬なりとて、安土に牽來てあきなふ者あり。織田家の士是れを見るに、誠に無雙の駿足なれど、價あまりに貴し、とて求むべき人なく、いたづらに牽て歸らんとす。一豐其の頃は猪右衛門といひしが、此の馬望みに堪へかねたれども、いかにも叶ふべからざれば家に歸り、身貧しき程口惜しきことはなし。一豐奉公の初めにあつぱれ、かゝる馬に乘りて、屋形の前に打出づべき物を、と獨り言しければ、妻つく〴〵と聞いて、其の價はいか

ばかりにてか候と問ふ。黄金十兩とこそいひつれと答ふ。妻聞いて、さほどに思ひ給はんには其の馬求め給へ。其の料をばまゐらすべし、とて鏡の奩の底より取り出して、一豐が前にさし置きたり。一豐大に驚き、此の年ごろ身貧しくて苦しきことのみ多かりしに、此の金ありともしらせ給はず。心强くも包み給ひけん。今此の馬得べしとは思ひもよらざりき、と且は悅び且は恨む。妻仰せの旨ことわりにてこそ候へ。さりながらこれは妾此の家へ參りし時、父此の鏡の下に入れ給ひて、あなかしこ、世の常のことにゆめ〳〵用ふべからず。汝が夫の一大事とあらん時にまゐらせよ、と戒め給ひ候ひき。されば家の貧しきは世の常なれば堪忍んでも過ぎぬべし。誠に今度京にて馬揃あるべしと承れば、此のこと天下の見物なり、君も又つかへの始めなり。よい馬召して見參せさせまうさんと存じ候てこそ奉れといふ。一豐悅ぶこと限りなく、頓て其の馬買ひ求めてけり。程なく京にて馬揃ありし時打乘りて出でしかば、信長大いに驚き、あつぱれの馬や、とて事の由聞給ひ、東國第一の馬遙に我が方に牽きて來りしを、空しく歸さんは口惜しきことぞよと。それに年頃山内は久しく浪人して有しと聞く。家も貧しからんに求め得たるは、信長が家の恥をすゝぎたるうへ、弓箭とる身のたしなみ是に過ぎたることやある。と感じてゝ、是れより次第に用ひられしとぞ。(常山紀談)

此の話は有名な物語である、質素は吝嗇と全然異なることの好適の例である。一豐の妻は如何に窮

しても此の金には手も觸れず質素を守り、夫の一大事たる武士の嗜に方つて之を夫の前に出して咨まなかつたところに眞の質素があるのである。

第五節　北條執權の簡易生活

北條時賴が夜分用事があつて、平宣時を呼んで酒を酌まうとした所が、下物が無かつたので臺所の隅から少しばかりの味噌の附いた小土器を見つけだして、之を下物に快よく酒を酌み交したことは有名な物語である。時の執權ともあらう者が、斯くの如き簡易な生活に安んじて居つたとすれば、他の階級人々の質素が思ひやられるのである。

時賴が嘗て左馬頭足利義氏を訪問した時、義氏が時賴を饗應した獻立を見ると、鰒と鰕と搔餅の三種である。此等も今日我々の想像の及ばぬ程の質素である。

第六節　上官の質素垂範

井伊掃部頭直孝、大阪冬陣に物見二人を遣さる。雨に濡れて歸りければ、樣子を聞いて後著られし小袖二つを脫いで兩人にやられける。さて安藤帶刀(直次)へ小袖をもらひに遣はし、我等かやうのことにて著るもの二つながら家來に遣はし著替無之候とて、帶刀の贈られし小袖を著け、革袴にて東照

宮の御前へも度々出られけるぞ。今の世を以て見れば、三十萬石の身代にて著替なかりしと云ふはあまりなることゝ不審する人もあれども、大様其の筋の有様斯くの如くなりしなり。

東照宮大阪夏の御陣に御旅所御用意のこと仰出されしに、膳米五升、干鯛一枚、味噌、鰹節にて事足るべし、味噌も多く持すなと上意有之候よしかやうになければ、武備は曾て以てはか行きがたきことなるべし。

掃部頭かやうに質素なりけれども、彦根は湖上より船にて都に行く便よかりしかば太平の後は彦根の士ども大いに驕り、風俗あしく、衣服美麗になりしを、掃部頭儉約にかへすべき道を計り、江戸より歸る時木綿の衣類を供の士の數ほど用意し、彦根の朝餓にくばりて與へて著せられけり。彦根の家中旦那を出迎へに著かざりて迎に出けるに、供の士一同は木綿なりしかば、不審する所に、旦那掃部頭いかにもよごれたる木綿の衣を著られ駕籠の戸を開き、それ〴〵に言葉を受けらるゝを見て、己が身を顧みて立派な衣服引きざきたき心地して、それより人質素に成りけるとぞ。

第三篇　修養

第一章　軍人精神

勅諭の末文に「抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり」と御諭になつた。即ち勅諭の忠節、禮儀、武勇、信義、質素が軍人精神である。この精神は建國以來我が國に傳はれる武士道に外ならぬ。古の武士道精神の一例として萬葉集にある。

大伴家持の歌に

大伴の遠つ神祖の其の名をば、大來目主と負持ちて、仕へし官、海行かばみづく屍、山行かば草むす屍、天皇の邊にこそ死なめ、顧みはせじと言立て、丈夫の清き其の名を古へよ、今のをつゝに流さへる、祖の子どもぞ、大伴と佐伯の氏は、人の祖の立つる言立、人の子は祖の名絶えず、天皇に服従ふものといひつげる言のつかさぞ梓弓、手に執持ちて劍太刀、腰に執佩き、朝の護り、夕の護りに天皇の、御門の護りわれをきて、又人はあらじといや立て、思ひしまさる、天皇の御言のさきぞ、聞けば尊とみ。

この精神を要約すれば忠君、孝道、公明正大、勇氣の徳を述べて我が國の上古に於ける武士道の重要性を後世に傳へたのである。

鎌倉時代に至りては頼朝は朝廷の綱紀緩み、朝臣の氣力全く失せて、事毎に彼の武士に依頼するに乘じ、征夷大將軍となり、幕府を鎌倉に開き、武家政治の源を起した。日本精神の特色たる尙武の氣

象の振興を圖り武士道精神を鍛錬した。當時の武士道は主從の關係を骨子としたが、忠義の精神は先づ此の上に發揮し、大義名分を辨へ、國體觀念を明徴にした源實朝の歌に

山は裂け海はあせなん世なりとも
君に二心我れあらめやも

と詠み　天皇に對する武士道を鼓吹した。

賴朝は武士を訓戒して

一、武術の鍛錬を努むべし
二、卑怯未練を戒む
三、質素儉約を守るべし
四、然諾を重んずべし
五、主從互に恩義を忘るべからず
六、死生相結託すべし
七、譜代の勇士を從兵となすべし

德川時代に至りて武士道の母とて見るべき戰爭が全く跡を絕つたから、武士道も衰滅すべきに、倘

依然として存在したのは、武士の階級が依然存在して、社會組織も政治組織も武士を中心として進んだからである。故に庶民の上に立つべき武士階級の權威を大ならしむる爲には、特殊の修養をせなければならなかつた。秀忠は武家諸士法度劈頭第一に文武弓馬の道を專ら相嗜むべきことを示してゐる。吉宗は、やはり文武の道を修め、人倫を明かにし、風俗を正すことを要求し、又廉恥を戒めてゐる。家光は、諸士法度を定め、油斷なく軍役を相嗜むべきこと、身分に應じ質素であるべきをすゝめ、寛永十二年には、忠孝を勵まし、禮法を正し、常に文道武藝を心掛け、義理を專らにし風俗を紊るべからざることを示してゐる。

以上の如く幕府の統治方針や社會的事情は自然武士道に深みを生じたが、之と共に德川時代の武士道を完成し、其の道德的向上を資けたものは、學者の樹立せる武士道に關する敎義である。

武士道理論を組織立てた元祖山鹿素行は「士道及武敎小學」に左の六箇條を述べてゐる。

一、本を立つること。卽ち職分を自覺し、道に志すことである。

二、心術を明かにすること。卽ち士氣を養ひ、度量を大いにし、氣節を高くし、大丈夫たるの風度を具へ、義と利との辨を確實にし、天命に安んずることを知り、清廉を尙び、正直を旨とし、剛毅の志を存することである。

三、德を練り、才を全うすること。卽ち忠孝を勵み、仁義に據つて總ての行動を定め、物の道理によく通ずるため博く深く學問することである。

四、自省自戒、修養以て德を積む。

五、威儀を詳かにすること。卽ち視聽、言語、容貌の動、飮食の用を愼み、服制を正し、居宅を整へ、日常生活「敬」の一字を離れぬこと。

六、日用を愼む。卽ちその日〳〵を有意義に送ること。

又武士は忠と義と勇と禮と敬とを必要とし、其の他廉恥と名譽に就ても述べてゐる。」

齋藤拙堂は士道要論に

士風に於ては質朴剛毅の風を尙び、禮儀廉恥の心を盛にすべきを說いてゐる。

士氣に於ては恥を知り、慾を忘れ、以て氣力を體中に橫溢せしむべきを述べてゐる。

士節に於ては士氣旣に滿ちたる以上、節を立てねばならぬと論じ、かくして氣節を保てば武士として旣に立派なものであるが、更に慾をいへば道に志さねばならぬ。

道に志すのは己れを修め人を治むるためであつて、庶民を憐む「勞心」と、武士の節操である「恒心」とを必要とすると說いてゐる。士道に於ては私心を去り道心をおさむることを說いたのである。

吉田松陰の士規七則に

一、凡そ生れて人となる。宜しく人の禽獸と異なる所以を知らなければならない。蓋し人に五倫の道がある。其の中君臣父子の道が最も大切である。故に人の人たる所以は忠孝を本とするにある。

一、凡そ皇國に生れては、我が國が世界に於て最も尊き所以を知らなければならぬ。蓋し我が國は萬世一系、而して諸大名も祿位を世襲してゐる。即ち人君は祖先の業を繼いで民を養ひ、臣民に父祖の志を繼いで君に忠を盡くしてゐる。君臣一體、忠孝一致、斯くの如きは只我が國にのみあつて、他の國に於ては決して見ることが出來ないのである。

一、道に志すは義より大なるはない。而して其の義は勇に依つて生ずるものである。

一、武士たるものは質實欺かざるを以て要と爲し、巧詐文過を以て恥とする。公明正大はこれから出づるものである。

一、人にして古今に通ぜず、聖賢を師としなければ、一鄙夫に過ぎない。書を讀み、友を尙ぶは即ち君子のすることである。

一、徳を成し材に達するには、師の恩と友から受くる益が最も多く與つて居る。故に君子は交遊を愼むのである。

一、死而後止む。此の四字は言葉は簡單であるが其の意義が廣い。堅忍果斷確乎として拔けざる是れ死して後止むの覺悟を攔いて外にない。

明治維新と共に封建制度は全く破れ、武士の階級は其の實を失ひ、同五年徵兵令發布され、國民皆兵となつた。武士は其の實質を失つたが古來より養成せられた武士道の精神は依然として國民の腦裡に殘つてゐる。

明治十五年に軍人への勅諭を下賜され、軍人は此の五ケ條に依りて訓練され、統括されることゝなつた。

懇々切々なる五ケ條の聖諭を拜し、日々奉體するに際し、常に外來の文物に眩惑して私慾に迷ひ、其の本分を忘れて我が誠を汚濁することなきやを省み、克己精進　大御心に副ひ奉らねばならぬ。況んや祖先の遺風を念ふもの、外人の武勇を語るもの、常に皇軍の本義を明かにして、聖諭を畏み、斷じて誤れる志向に陷ることなく、又皇軍と私兵傭兵、其の他外國軍との區別を認識して、思索を誤つてはならぬ。

之を要するに「心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき」と軍人であるものは須らく　陛下の股肱たる其の誠を磨き　聖諭を奉體して、皇基を恢宏し國威を宣揚

せなければならぬ。斯くしてこそ眞に日本男子たるの生れ甲斐あるものと信ず。」

第二章　軍旗

總說

軍旗は實に將兵の精神を支配する聯隊士氣の中心である。これを授け給ふのは、恰も昔、錦旗節刀を授け給ふと同じであるから、軍隊に於ては軍旗に對すること、恰も　大元帥陛下の尊影を拜し奉るに等しく、從つて軍旗の麾(さしまね)くところ水火をも辭せず、死生を顧みずして勇往邁進すること　陛下の御馬前に於けるが如きものである。

今我々は擇ばれて國家の干城となり、斯くも光輝ある軍旗の下に起臥す。軍人としての光榮之に過ぐるものがあらうか。我々は常に先輩の功業を思ひ、その忠烈義膽、萬死を顧みず一意君國に盡くせし赤誠と、百折不撓職に殉ぜし意氣とにかへりみ、我が軍旗の下によく勤め、よく勵み、益〻其の名譽を發揚する覺悟がなければならぬ。

聯隊の編制完結するに至つて、軍旗の授與式がある。式は宮中正殿に於て極めて嚴肅なる儀式があつて　天皇より親しく軍旗を聯隊長に授けらるゝを例とする。而して特に左の勅語を下賜さるのであ

る。

勅語

〇兵第〇〇聯隊編制成ヲ告ク仍テ今軍旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力同心シテ益威武ヲ宣揚シ以テ國家ヲ保護セヨ

これに對し、聯隊長誠恐誠惶、謹んで奉答

謹テ明勅ヲ奉シ臣等死力ヲ竭シ誓テ我帝國ヲ保護セン

〇兵第〇〇聯隊長

以上の奉答をなし隊中に於て最も尊崇する軍旗は　天皇に對し敬禮をする。我が　天皇は　天照大神の御子孫で御直系に御在しまし、神聖にして犯すべからざること絶對的である。諸外國に於ける王家或は皇帝なるもの、神の命を奉じ人民を統治するもの、權力あり聲望あるもの、德望あるもの、何れも建國以來の君主でもなく、天子でもなく、幾度か易世革命を經て今日に至つた皇帝とは趣を異にしてゐる。我が國に於て　天皇が軍旗を授け給ふのは外國の例に於ては說明し盡くし得ざるところである。

第一節　軍旗を死守す

明治三十八年三月七日、第三師團は此の日の拂曉を期し李官堡附近强襲の部署を定む。李官堡は奉天の正西方約九粁にある一村落にて、其の南方約一粁にある小部落を三軒家と稱へ、共に敵の本陣地線である。

此の日第五旅團長南部少將は、李官堡の西方約三粁にある西李官堡にありて命令を下し、歩兵第三十三聯隊をして三軒家に向はしめ、歩兵第六聯隊をして其の左翼に連繫して李官堡に當らしめた。

午前五時天未だ明けざるに左右兩聯隊の第一線前進を始め、第六聯隊は第二大隊長大越少佐及第三大隊長白川少佐第一線に立ち、かくて第二大隊の主力は午前六時過ぎ恰も天明の頃李官堡の南端に突入し、頑强なる敵の抵抗を排して遂に南半部を占領す。第三大隊は同時に西端に突入し、西半部を占領す。而して第三十三聯隊は多數の死傷者を出せしも、天明前既に三軒家を占領した。

然るに爾後敵は增援を得て兵力益〻增加し、熊家崗子の丘阜及其の附近の敵砲の射擊猛烈を極め戰況不利に傾き、竹內第六聯隊長は此の時負傷す。豫備隊たる第六聯隊第一、第二の兩中隊は途中砲彈を受けて其の半を失ひたるにも拘らず來援したれば、志氣大いに振ひ午前九時遂に李官堡の全部を占領するを得た。間もなく敵の大軍東北方より逆襲し來りて我を包圍せんとし、攻守地を換へて接戰となり、敵は爆藥を以て土壁を破壞せんとし、我が兵の死傷續出し、彈藥缺乏し生存者僅かに三百に過

ぎなかつた。

午前九時三十分北部を棄て、南部に據りて、土壁に銃眼を設けて之を死守せるも、敵は北方及東方より肉薄し、我は彈藥及手榴彈將に盡きんとす。依つて旅團長は其の手裡に僅かに半小隊の騎兵を殘し、李官堡及三軒家を增援せられたが、第六聯隊第十一中隊は李官堡附近に達したれど、遂に入る能はず。同聯隊第四中隊は殆んど過半の兵を失ひて遂に李官堡に入り、同聯隊第一大隊長國弘少佐は第三中隊を率ゐ十一時李官堡に入り、既に負傷せる大越大隊長及北川第三大隊長に代り各方面を處理して現位置を死守す。又國弘少佐に率ゐられたる第三十三聯隊第七中隊は途中大半の兵を失ひて午後零時二十分辛うじて、亦李官堡に入れり。

斯くて又十一時十五分霧漸く散ずる頃、東方より陸續前進し來る敵の大兵を發見し、猛烈なる射擊を加へて之を拒止せしも、敵砲兵の威力益〻加はり、我が死傷彌〻多く、第三十三聯隊の如き殆んど第一線の幹部を失ひ、彈藥も亦缺乏し、僅かに現狀を維持せるのみ。

然るに一時三十分敵步兵の大部隊一里餘の正面に亘り數線となりて逆襲し來り、第三十三聯隊は殆んど包圍せられんとし、聯隊長吉岡中佐は將兵を激勵し第一線の敵を擊退せしも、第二線部隊尖進し來りて激烈なる白兵戰となれり、生存者は村岡少佐及數名の將校、步工兵約三百奮鬪せしも遂に支へ

切れず、聯隊長吉岡中佐戰歿せられ、殘兵の一部は李官堡に入り一部は西李官堡に退き、三軒家は遂に敵に落ち、軍旗は旗手が旗及竿に分離し、辛うじて後方に退き、漸く敵に奪はるゝの危地を脱するを得た。時に午後二時二十分であつた。(日露戰史)

第二節　西南役希典植木の戰に聯隊旗を失ふ

明治七年の江藤の亂、明治九年の熊本、秋月、萩の亂は西郷亂の序幕であつて•其の世の勢、鹿兒島の片付くまでは天下の事は未だ定まらぬといふ有様であつた。されば前原騷ぎの鎭定した年の十一月九日に熊本鎭臺司令長官を命ぜられ、新たに希典の上官となつた陸軍中將谷干城も、其の年十二月二十二日熊本から書を鄕友に送り「芋(薩摩を指す)も先頃は一時動搖いたし候樣子に御座候得共先づは靜謐に歸し候由なり。孰れ他日の大患は芋に可有之と被察申候」といふた。然るに「薩人の勃發は孰れ他日の大患は芋に可有之」など悠長に考へ居るべき程の間隙もなく、谷の赴任したる後僅かに三月を隔つるのみにて明治十年二月二十一日、薩軍は肥後國川尻に於て熊本城兵と戰端を開始し、玆に所謂明治史上の大內亂とも云ふべき西南戰爭の端を發した。敵は古今無双の英雄西鄕吉之助である。之に從ふ兵士は維新の戰爭に實戰の經驗あり、若くは私學校にて訓練を積んだ慓悍決死の薩摩隼人二萬人である。其の上其の頃は時の政府に志を得ざる諸縣の士族、何れも廟堂の政策を誹謗し、何事ぞあるな

らば竿を掲げて起たんと待ち構へたるもの多く、薩軍の風向がよかつたらば九州一圓叛軍ともなる勢である。四國の土佐、出羽の庄內など遙に西鄕に應援せんと密議を凝らしたものがある。東京の官吏中にも此の騷のドサクサ紛れに政府の顚覆を企てたものさへあつた。さても熊本鎭臺司令長官谷干城は二月上旬、薩軍既に叛旗を飜へしたと聞き、九州諸縣の動靜を考へ、此の上は攻守共に熊本城を根據とし官軍の來援を待つの外はない。戰爭には未熟の鎭臺兵を以て四方に走動して腹背敵を受け、手も足も出ぬ樣になつては熊本城も敵の手に落るであらう。其の事以來九州一圓を賊にする結果ともならう、と胸中早くも戰略を決し、二月十三日訓令を小倉の第十四聯隊に與へ、全軍來りて熊本鎭臺に合せよと命ず。希典は此の訓令を受くる前に筑後久留米は要地のことなれば小倉より同所に出兵し、豫め不慮に備へんと思ひ、其の趣を鎭臺に通じたれども其の議は行はれなかつた。然るに禍機愈、迫り、熊本出張の命を受けたので、出戰準備の間に合ひし小倉聯隊第一大隊左半大隊のみは十四日に出發して熊本に向はしめ、自身も其の日熊本に入城した。やがて城中に於て軍議があつた。其の軍議には小倉聯隊は乘松より山鹿に出で、城外より城兵と相應じ、賊軍に當れといふことに決したから、希典は同十六日熊本を發し、十七日福岡に著し、福岡縣令渡邊淸と諸事打合せ出戰の仕度をしたのに、一谷中將から更に電信にて命令があり、同地屯在の第十四聯隊第三大隊にも出動を命じ、同十九日には

小倉營所の餘兵も出陣し、共に熊本に向つた。同二十二日植木の激戰にて希典が聯隊旗を賊軍の奪はるゝ所となつたのは此の行軍中の出來事であつた。

其の月十七日、希典は福岡に歸り、縣令渡邊淸と協議を遂げ、次で電信局に於て、谷よりの命に接し、福岡屯在の第十四聯隊第三大隊にも順次出征の準備をなさしめた。小倉營所の餘兵も、速かに出征に上るべきであつたが、其の夜エンピール銃を馬關に在つたスナイドル銃と交換すべき筈が間に合はず、斯くては軍機を誤るとて同十九日午後悉く征途に上つた。

同二十一日希典は津下少佐をして第一大隊右半大隊を率ゐて兼松より山鹿に向はしめ、吉松少佐、青山大尉をして南關より高瀨に進ましめ、自身も久留米を發して、夜南關に著いた。同二十二日昧爽、希典は松田軍曹に兵四名を率ゐ、先發急行植木に到り敵情を偵察せしめ、第三大隊の右半大隊は、南關を發して高瀨に到る。

然るに此の日天氣晴朗なれど、前日來の急行軍と雪後の泥路の爲め兵士疲勞し、壯健なるもの約六十餘名であつた。かくて希典の植木に入りしは、同日午後六時、未だ幾何ならずして、薩軍より銃聲起る。是に於て希典先づ命じて、濫りに發砲を禁じ、賊の近接を待ちて擊たしむ。當時兵の訓練不十分と彈藥の缺乏を虞れた爲であつた。此の時各方面より參々伍々來り會しても我が全軍の兵數は二箇中

隊に足らず、薩軍兵力は不明なるも、頗る少數なるが如く、稍や久しく交戰したが、彼は一時退却した。
　薩軍一旦退却したる後半時間も過ぎぬに、彼亦鼓躁して來り、其の兵力前に比し頗る優勢である。斯くて賊は白兵吶喊し本道の戰線に迫り、三面から猛進し、植木の市街を包圍した。是に於て希典は勢の持久し難きを知り、先づ軍旗を黒羅紗の袋に裹み、之を捲いて少尉河原林雄太に負はしめ、死傷者及彈糧は順次に人夫をして後方に運搬せしめ、殘餘の彈糧に火を放ちて、煙の上ぐるを合圖に戰線を左右に開き、右は吉松少佐、左は渡邊中尉之を指揮し、千本櫻に背進し、防戰の位置を選定すべしと命じだ。此の夜は恰も舊暦の十三夜月色玲瓏、微風だになき良夜であつた。斯くて我が軍は千本櫻に集り、隊列を檢査したるに、河原林少尉一人見えず、希典急に傳令使を馳せて、吉松少佐に問ひしに少佐答へて曰く「本道最後の激戰に、河原林少尉は、其の部下と共に刀を揮つて突貫したれば或は敵中に陷りたるやも知るべからず」と希典は軍旗を敵手に委したるを憤り、返戰し之を取返さんとしたが、衆皆之を諫止し、强ひて希典を舁ぎて僅かに退却した。此の時河原林少尉を殺して聯隊旗を奪ひ去りしは薩人岩切正九郎であつた。
　希典一生の間此の事を苦にし其の潔き自殺の原因となつた程で、武門の恥を知ること最も强き希典が之を終生の恨事としたることゝ思へばあはれなることである。（乃木大將傳）

第三節　軍旗を喪失せる乃木聯隊長の復讐戰

西南の役に於ては、將軍は少佐の階級にて、歩兵第十四聯隊長として從軍された。二月二十七日、一野津參謀長は桐野利秋の統轄する敵の右翼隊、午前十時山鹿を出發し、菊池川を下り、迫間川を渉り、南關に通ずる官軍の後方連絡を遮斷せんとするの企圖あるを知り、一部隊を以て玉名村附近の一高地を占領せしめて、此の敵を拒止せしめ、歩兵第十四聯隊に急使を以て川部田渡船場より進みて遥拜宮の高地を占領して極力此の敵を拒止せしむべく命令を與へた。

敵は勇猛を以て名ある桐野利秋の統率する薩摩武士、之に對する官軍は軍旗喪失後一死以て償罪を覺悟せし乃木少佐の率ゐる精鋭、蓋し此の一戰こそ西南役の精華と謂へよう。

桐野軍は玉名村高地を强襲して之を擊退し、勝に乘じて果敢なる追擊を行ひて乃木聯隊前に殺到した。時に乃木軍は川部田渡船場にあり。敵は拔刀して突入し頗る勇敢に戰ふ。官軍亦必死の勇を鼓して防戰に努めたるも、遂に勝に乘ずる敵の爲めに二箇所の高地を奪取せられた。將軍此の報を得て滿面朱を注ぎ「よし乃公が取り返す」といふや直ちに軍を進む。時將に暮色到らんとし鈍陽西山に沒す。將軍は第二大隊第二中隊を引率して本道方面より進む。自ら陣頭に立ち叱咤して士氣を鼓舞し、敵陣中に驀進した。砲丸は雨霰の如く飛來し白刃は薄の秋風に靡くが如くである。兩軍相讓らず各〻此所を

先途と奮戰する狀誠に物凄し。此の時に於ける將軍の行動は實に鬼神の如く、自慢の一刀を揮ひて砲煙彈雨の中を馳驅す。一死以て軍旗喪失の罪を償はんとするの覺悟は眉間に表はれ、其の勇壯なる狀は直ちに全軍を奮激せしむるに足るものがある。此の戰役に參加したる將校に聞くに、「實に乃木さんの勢は形容詞もない程勇壯で、そして慘憺たる光景だつた。いつも眞先に身を進める。敵の砲彈は何故私の胸に命中しないと云ふような態度で常に全身を露出して居られた。我々部下の者は乃木さんばかりに彈丸の中らぬのかと不思議に思ふ程であつた」と。以て將軍の奮戰の狀を知ることが出來る。

性來將軍は一度計畫したことは死を期しても遂行せなければ止まない士であつた。敵のために占領せられた遙拜宮の高地を奪回せんと覺悟した上、全兵員を失ふも之を敢行するの堅確なる意志を有したるを以て、猛烈なる攻擊を續行した。然るに敵將桐野利秋亦一度血を以て奪取した陣地を敵に委するは武士の恥辱なりとし、激戰して銃砲彈を亂射した。俄然其の一彈は將軍の左足を貫通し、常人ならば起つこと出來ない重傷であつた。

然し將軍は半ば豫定の目的を達し、而も敵兵稍〻敗色を表はしたる貴重なる時機なるを以て自ら勵まして、「何之位の疵で」と言ひ、右足には長靴、負傷せる左足には草鞋を穿ちて、依然陣頭に立ちて指揮しありしも、漸次步行困難となり、將軍は附近に散亂せる繩を拾ひ上げ疵口より疵口に貫通し一、

三度掃除したけれど苦痛を減ぜず、遂に「畚を持て」と呼びて部下に命じた。兵は豊家から畚を借り來り、將軍之に乘り二名で擔がしめた。將軍は畚に乘つた儘、正に酣なる戰場を馳驅して叱咤號令した。

斯くの如き將軍の奮鬪に對し、敵漸く怯むの色あり。屢〻退却の狀を目撃せしことあつたが、山上の敵は漸次增加の傾向あつて彈丸雨の如く飛び來る。將軍の苦戰言語に絕ゆ。此の時右翼にあつた藤井大尉も亦負傷したけれども聯隊長の有樣を見て戰場を去らなかつた。

少時にして野津少將南關より應援のため來著したのを機とし、乃木聯隊は三面から最後の突擊を試み、奮迅の勢は遂に敵をして退却の止むなきに至らしめ、午後六時全く敵陣地を奪回することが出來た。將軍の傷は漸次重症となり、上下擧つて入院を勸めたるも、將軍は肯ぜず、高瀨口の戰、及木の葉、田原坂に轉戰し、前回の如く畚中にて指揮したが、傷愈〻重態となり、遂に二月五日久留米病院に入院を諾した。

將軍の執りたる行動は實に責任感から生じた結果で、其の果敢なる行爲は屢〻不利な戰況を挽回し、よく官軍の士氣を鼓舞作興したものである。（乃木大將傳）

第四節　軍旗を燒き憤死せる須知中佐

玄海洋上、萬事止んぬるを見て軍旗を燒き、竿を折り、左右を顧みて、汝等は如何にもして遁れ歸

り此の事を我が軍に報ぜよ、と言ふ間もあらず敵彈を被りて憤死したるは、常陸丸の輸送指揮官須知中佐であつた。

中佐の名は源次郎、鳥取縣掛手町の人、森福太郎の次男、十六歳の時陸軍教導團に入り其の翌年西南の役起り伍長として出征せしも、途中賊軍の平定した爲め空しく引返し、十一年須知家を繼いだのである。十四年陸軍士官學校に入り十七年歩兵少尉となる。其の後姫路聯隊附より近衛歩兵第三聯隊に轉じたるが、故川上大將の知遇を受け、軈て參謀本部の副官となる。二十七、八年役には大尉に進み、山縣大將の副官として九連城、鳳凰城に戰ひしも、偶々大將病に罹り共に一先づ歸還し、更に野津大將の副官となり出征す。凱旋後少佐に進む。三十一年川上大將の選拔により佛國留學を命ぜられ、三十四年八月歸朝し近衛歩兵第二聯隊大隊長となる。中佐は佛國通として軍人界に持て囃された。征途に上る前、陸軍大臣秘書官となりしが間もなく大命を蒙りて常陸丸に乘込んだ。資性沈默寡言の人で、出發の際家族に何等言ひ殘す事なく突然家を出で〇月〇日乘船した旨を言ひ越した。中佐又乘馬を好み、馬を愛すること一方ならず。部下將兵に馬を大切に扱ふ者があれば、大いに賞揚し、軍人は決して馬を粗末にしてはならぬと常に繰返した。中佐の留守を守る夫人は、能く養母に事へ、二男二女の養育に全力を盡くした。常陸丸遭難の當時の琵琶歌を聞く折は、泣くまいと思へどいつか眼に涙滲

れ、「哀れなるかな常陸丸、君萬歳の聲細く、日は六月十五日、夕日の波に散らされて」と我れ知らず、共の歌を繰返すが、道理切めて憐れもなか〳〵、深き恨みを殘して死せる中佐の心や如何ならん。（日露戰史）

第五節　軍旗を三分して護る

關谷聯隊は首山堡東南方高地占領の目的を以て、八月卅一日午前五時半敵堡壘へ突貫を試みた。此の時關谷聯隊長は軍旗護衞の松本中隊を率ゐて後方より漸次行進を起し、敵前約百米の森林中で隊の整頓をなし、更に二、三十米前進したが、敵の射擊猛烈で伏姿を餘儀なくした。折しも逸れる軍旗中隊の勇者は、北島、和田、渥美の三小隊長と共に突擊隊に加はり躍進した。軍旗の下には甚だ少數の兵を殘すのみとなつた。軈て夜は明け放れた。突擊隊の行方不明、右へ左へと方向を取りて、とある墓所の近くに來り見るに、軍旗中隊は續々負傷者を出し二十五名を落伍せしめ、僅かに護衞兵三名、傳令三名を殘せるのみ。此の時關谷大佐は中山少尉に向ひ、「自分はこれまで數多の戰場を踏んだが、此の樣な苦戰をした事がない。然しこれも命ぢや。自分は此處で何うにもなるから、お前等は軍旗を護つて右方の藤本聯隊に合し、軍旗の安全を圖れ」と命ず。中山少尉は聯隊長と進退を俱にしたき願は固よりなれど、嚴命なれば詮方なく淚を揮つて引別れ、數段ばかりに離れたれど、大佐の身の上氣

遣はるゝ儘健康兵を殘して旗護兵を伴ひ少尉唯一人軍旗を捧持して百米餘り後退した。其の時一彈飛來つて少尉の腰部を貫く、少尉は軍旗を下に置き繃帶した。其の時旗護兵落合一等兵に「自分は此の通り負傷したから四五人の護衞兵を寄越して呉れる樣聯隊長に申上げよ」と大佐の許に遣はしたけれども、途中敵彈のため斃れたものか何の返事もなく、又護衞兵も來る氣配は更にない。少尉は重傷でなかつたのを幸ひに、猶行き右方聯隊の所在を探りたれど明かでない。打惑ふ一面には軍旗のみ氣遣はれ、如何なる危險に遭遇するも測り難く、聯隊長の許に歸るこそよけれと苦痛を忍びつゝ歸る時しも、右肩及上膊部に二發の敵彈を受け、倒れたる儘前後を忘れた。稍ゝ暫くして心づけば早や軍旗の姿はなく、四、五名の輕傷者が少尉を看護して居た。事の仔細を尋ねたれば、職隊長は既に戰死され、軍旗は負傷した和田少尉、長谷川中隊の祖父江伍長及び他の一等兵三名が旗、御紋章、旗竿を三分して各ゝ其の一を携へ後方の村落へ避難したと。少尉は覺えず涙を呑んで從卒植松一等兵に背負はれ、繃帶所に收容された。此の日關谷聯隊長は自ら先頭に立ち、戰鬪中は傷者も猶退くを許さずと怒號しつゝ阿修羅の荒るゝ樣に指揮されたと。一聯隊の猛將勇兵が如何に惡戰苦鬪したかゞ、關谷聯隊長を初め千三百餘名の死傷者を出したを以て想像せらる。(日露戰史)

第三章　攻擊精神

總説

作戰要務令綱領に「軍隊ハ常ニ攻擊精神充溢シ志氣旺盛ナラザルベカラズ攻擊精神ハ忠君愛國ノ至誠ヨリ發スル軍人精神ノ精華ニシテ鞏固ナル軍隊志氣ノ表徴ナリ武技之ニ依リテ精ヲ致シ教練之ニ依リテ光ヲ放チ戰鬪之ニ依リテ勝ヲ奏ス蓋シ勝敗ノ數ハ必ズシモ兵力ノ多寡ニ依ラズ精練ニシテ且攻擊精神ニ富メル軍隊ハ克ク寡ヲ以テ衆ヲ破ルコトヲ得ルモノナレバナリ」

抑〻戰鬪に攻擊精神の最も重要なことは最近の戰史の證明する所である。近時科學の進歩に伴ひ、あらゆる科學の粹を集めて兵器、彈藥其の他機械化裝備をなし、頑强に抵抗するに至つた。之に對し常に寡兵を以て衆敵に當らなければならぬ我が軍に於ては再三、再四突擊を以て之を破摧せねばならぬ。攻擊精神の必要なること論を俟たぬ。

我が國の建國は　天照大御神が　皇孫瓊々杵尊に神勅を授け給ひ「豐葦原の千五百秋の瑞穗の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就而治行寶祚之隆えまさんこと天壤と共に窮りなかるべし」と同時に八咫鏡、天叢雲劍、八坂瓊曲玉の三種の神器を

授け給へる世界無比の古國であつて、今日に至るまで外國の侮辱を受けしことなく、神武天皇即位元年より悠久二千六百年を迎へた。古來内治外交に於て成果を收めた事は幾多の歴史の證明する如く、先輩勇士の赫々たる功績によつて維持されて來た。

斯く有難き國に生れ、皇室の洪恩を蒙るもの誰か報國の念がない者があらうか。楠公父子の忠烈の如き七生報國を誓ひ、廣瀬中佐、橘中佐の如き、獻身殉國の精神の旺盛に依つて金甌無缺が保持されて來たのである。

攻撃精神如何に旺盛なるも赤手を以て敵を壓倒殲滅するものではない。從つて武技の練磨を必要とする攻撃精神の結晶ともいふべき銃劍突擊に信頼せねばならぬ。一人對一人ではない。一人よく數人を斃すを以て日常練磨を要す。輓近軍事科學の發達に伴ひ、戰鬪は頗る殺强悲慘を極め、或は空中戰の爲め豫期せざる突飛な策動に出づるやも保し難い。かゝる場合に於て周章狼狽して唖啞然としてある如きは攻撃精神の缺如したるものである。近頃敵は頗る堅固なる陣地に據り巧妙なる設備をなし、加之兵器精巧を極め、射擊效果も容易に得られない。此の時に方り毅然として自信を持ち、射擊の效果を收め、犧牲的精神を發揮し戰果を獲得するの覺悟がなくてはならぬ。

要するに必勝の信念を以て之に當るの覺悟が必要である。平素武技の練磨により自信を持ち、一朝

事あるに及び猛然起つて奮闘するの氣力を增し再三、再四の突擊により戰果を收むる攻擊精神を必要とする。

戰國時代織田信長は三千の手兵を提げて今川義元の三萬の軍を討ち之を擊滅した。頗る攻擊精神の旺盛なる例である。

桶狹間の合戰今川義元討死の事

永祿三年五月、今川義元大軍を率ゐ、織田信長を討つ。東照宮此の時出陣せさせ、丸根の砦を攻落す。今川家の軍兵も鷲津を攻落し、義元桶狹間に著陣せらる。信長は素より鳴海に打つて出で防戰せんとの志なり。老臣ども、大敵なれば清洲を守り候へと諫むれども聞き入れず。酒宴して猿樂の羅生門の曲舞をまはせられし時、敵既に攻め來ると告げ來る。信長少しも騷がず、人間五十年、下天の內を較ぶれば、夢幻の如しといふ處を、おし返しうたひて忽ち螺を吹きたてさせ、物の具して主從僅に六騎、步卒二百人ばかり馳出で、熱田の宮に詣で、願文を神殿に納めらるゝ中に、軍兵追ひ續き來りけり。源大夫の祠より東を見れば、鷲津、丸根攻め落されたりと覺えて黑煙立ち上る。濱手は潮滿ちたれば、笠寺の東の道を一文字に進んで、砦々の味方に使を馳せ、其の兵を引具し、中島の砦に至りて、我が謀は、今川の大軍悉く本道へ繰り出し、旗本小勢ならん所へ、山蔭より切つてかゝり、忽ち

勝負を決すべきと大音聲にて下知せられしかば、士卒皆競ひいさみけり。旗をしぼらせ山蔭より桶狹間に討ち向ふ。義元は駿州の先陣打勝ちたりと悦び、酒もりして在りしに、折しも天俄かに曇り、夕立うつすに似て風雷はげしかりければ、信長の兵かゝり來る物音をも聞きわかず、不意の戰にあわてたるばかりなれば、水野太郎作淸久一番に首をとる。義元の網代の輿を信長見て、敵の旗本疑なしとて、追ひたて〳〵戰はれしかば、義元も返し合せて戰はれしを、服部小平太鎗をつけ、毛利新助其の首をとりたりけり。左文字の太刀、松倉鄉の刀を分捕にすといへり。（常山紀談）

第四章　協同一致

作戰要務令綱領に「協同一致ハ戰鬪ノ目的ヲ達スル爲極メテ重要ナリ兵種ヲ論ゼズ上下ヲ問ハズ戮力協心全軍一體ノ實ヲ擧ゲ始メテ戰鬪ノ成果ヲ期シ得ベク全般ノ情勢ヲ考察シ各〻其ノ職責ヲ重ンジ一意任務ノ遂行ニ努力スルハ卽チ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノナリ而シテ諸兵種ノ協同ハ步兵ヲシテ其ノ目的ヲ達成セシムルヲ主眼トシ之ヲ行フヲ本義トス」

戰國時代に毛利元就が或る時子供を集め各自をして箭一本宛折らしめた。皆容易であつた。後子供數だけを纏めて折らしめたが中々折れなかつた。元就之を見て戒めて言ふには世は戰國時代であつて、群

雄割據の時代で兄弟力を合せたら强敵にも決して容易に敗れないと言つた。即ち協同一致を説明したものである。

世の中の事を成すに力を裂せて行へば如何なる大事業でも成就しないことはあるまい。然し力を合はすだけでは尙足りない、必ず心を協せなければならぬ。心と力とを併せ一團となり、目的に向つて其の全幅を傾注する。之を協同一致といふ。協同一致の力は實に偉大なもので、人間業には出來ない事柄も安々と出來るものである。

明治天皇御製

黑鐵のまと射し試しあるものを
　貫き徹せ大和心を

綱引の競技を行ふに、最初足場を固め皆此の綱にかゝり協同一致して力を合せ「ヨウーイショ」「ヨウーイショ」と氣勢を擧げたなら容易に負けない。然るに一方に於て力の合せ方が一致しない、體の位置堅確を缺き、腰を擧ぐるなど協同一致の行動を缺いたならば必ず敗者となる。

軍隊も一つの集合團體である。其の隊長の指揮命令の下に各兵に至るまで協同一致して、目的に向つて團結强固に邁進したならば必ずや成功の疑はない。然るに一兵にても自己の本務に向つて協同一

致の精神を缺いたならば成功は出來ない。軍隊に於ては上は元帥から下は兵に至るまで色々の階級があつて、其の階級に從つて各、任務を異にしてゐる。協同一致の實を擧げるには己が任務に向つて誠心誠意奮勵努力したならば、全體の成果は期して疑はない筈である。若しも各兵にして其の本分を盡くさず、怠慢にして軍紀を亂して上下一致の行動を破り、全體の目的を阻害するが如きは深く戒愼を加へなければならぬ。

一萬噸級の汽船があり、船長以下二百名の船員あると假定する。總て船長の指揮命令により働かば如何なる波濤にも暴風にも打ち勝ち豫定の航海を經て目的港に安著することが出來る。然るに各乘組員の中一人でも船長の命に服從しなかつたならば忽ち船は顚覆し、暗礁に乘上げ遂に目的港に到ることは出來ない。協同一致の效果如何は實に明瞭である。人により顏の異る如く意見を異なにすると雖も大方針に基き船長の命に服從し、協同一致して自己の意見を以て容喙してはならない。

第五章　軍紀

總說

軍紀とは規律をいふ。一つの團體を構成して、秩序を維持し、統一した團結を鞏固ならしむるには

規律を必要とする。

作戰要務令綱領に「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戰場到ル處境遇ヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル全軍ヲシテ上將帥ヨリ下一兵ニ至ル迄脈絡一貫克ク一定ノ方針ニ從ヒ衆心一致ノ行動ニ就カシメ得ルモノ卽チ軍紀ニシテ其ノ弛張ハ實ニ軍ノ運命ヲ左右スルモノナリ而シテ軍紀ノ要素ハ服從ニ在リ故ニ全軍ノ將兵ヲシテ身命ヲ君國ニ獻ゲ至誠上長ニ服從シ其ノ命令ヲ確守スルヲ以テ第二ノ天性ト成サシムルヲ要ス」

服從は軍紀の根源であつて頗る重要なものである。終始一貫誠心誠意服從する事が肝要である。戰鬪間適時命令其の他行動に關する指示の下達なき場合に於てもよく全般の情勢を達觀し自己の行動を律すべきものである。

軍隊內務書綱領に「軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ故ニ軍隊ハ常ニ軍紀ヲ振作スルヲ要ス時ト所トヲ論ゼズ上下齊シク法規ヲ恪守シ熱誠以テ軍務ニ努力シ命令必ズ行ハル是ヲ軍紀振作ノ實證ト爲ス」

軍隊に軍紀の必要なるは戰鬪を目的として死生の巷に從容たるにある。殊に上級者の監視外に於て軍紀を亂すが如きは百萬の兵あつても烏合の衆と同じである。軍人たるもの深く意を此處に止め軍隊の精神を鍛錬せねばならぬ。常に軍紀に慣れ知らず識らずの間に、其の行動は自然に規律的に行はれ、

敢て斯くすれば軍紀を破るとか破らぬとかを考へず、一擧一動が全く軍紀的動作になるやう第二の天性たらしめるのが肝要である。

敎練に於て一兵が不軍紀の行動をした場合に、若し上官の目に觸れなかつたと安心して逐次波及したならば、遂には全軍の崩壞を來たすやも知れない。

服裝に於ても兵が軍紀を亂し華美な下着を著用し、贅澤な日用品を所持したならば暫時にして傳播し終に收拾し得ない有樣となる。

敬禮に於ても不規律な行ひは全般に傳はり、勅諭の精神に反し、其の部隊の價値に關係をする。

陸軍禮式令綱領に「禮儀ノ存スル處軍紀自ラ振作シ軍紀ノ存スル處禮式ノ服行必ズ嚴正ナリ」とある。其の他行軍、武器使用、勤務の(内外共に)動作に於て上長官の監視は常に徹底するものでない。故に各自は軍人精神を以て服從を守り、監視外と雖も己れの本分を自覺し、之を盡くすには誠を以てし、苟も軍人の本分の存する所は、一令の下に直ちに水火の中も突進しなくてはならぬ。此の覺悟があつたなら、日常の事常に法規を嚴守し、命令に服從する如きは誠に容易なことであらう。

第一節　軍紀は傘、扇子の要の如し

軍紀は吾々の使用する傘(洋傘共)の樣なものである。傘は布(紙)と骨(鐵叉竹)とを一本の柄に結著

して尖端を細線（紐又は針金）で結合してゐる。之を以て雨雪を防ぎ、或は日光の直射を防ぐ用に供してゐる。軍紀は恰も紐（針金）である。傘の效能は此の紐あるが爲に傘の用に足る。若し一旦暴風雨の爲め切斷せば其の用をなさぬ。若し紐が弛緩したならば雨漏りを來たすことゝなる。要するに此の紐の密著する事に依つて始めて其の用をなす。是れ軍紀嚴肅を必要とする所以である。

又吾々が夏期使用する扇子に要（竹の尖端を結合する軸の如きもの）が必要である。之が破損したら扇子の用をなさぬ。軍紀が丁度之に當るものである。

第二節　大迫將軍の軍紀談

今砂の一握を取つて投ぜんか四散して其の力は零に等しい。是れ軍人精神が涵養されず軍紀が絶無の狀態である。

之を紙片に包んで投ぜんか既に其の力は增す。尙紙に代ふるに鉛を以てし、尙之に次ぐに鐵を以てせんか、包裝益〻堅く其の團結力は逐次に增加するであらう。其の包裝たる紙たり鐵たるもの卽ち法を以て强制せる團結であつて、紙の逐次變じて鐵に化するは恰も法の寬なるより逐次嚴なるに至るが如きものである。

其の內容の砂に代ふるに鉛片と、次に鐵片とせんか、其の威力は漸次增大するであらう。是れ敎育

からずと思ふ。況んや「將可レ樂不レ可レ憂」といふが如き簡單なる而も意味深長なる趣意を將軍が服膺して部下の軍紀を維持せられたなら、恐慌とか或は走利の妄進とか稱すべき軍紀上の破綻は決してなからうと思ふ。

第六章　服　從

勅諭に「上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ」と御諭になつてゐる。

軍隊內務書綱領に「服從ハ軍紀ヲ維持スルノ要道タリ故ニ至誠上官ニ服從シ其ノ命令ハ絕對ニ之ヲ勵行シ習性ト成ルニ至ラシムルヲ要ス而シテ服從ハ高潔ナル犧牲的精神ヨリ出デ彈丸雨注ノ間尙克ク身命ヲ君國ニ献ゲ一意上官ノ指揮ニ從フニ至ルベキモノニシテ其ノ之ヲ致ス所以ノ道ハ上官先ヅ自ラ法則ヲ恪守シ命令ヲ遵奉シ以テ服從ノ範ヲ垂ルルニ在リ」

軍隊以外何れの社會に於ても上下の關係があつて、克く秩序が維持されて其の業務は進捗してゐる。之は各〻其の職分を確守し上長の指揮命令に服從してゐるからである。銀行、會社、團體など皆然りである。之に反し服從の德が亂れたなら忽ち統一を缺き瓦解するに至る。軍隊に於て服從を缺いたなら指揮統一を缺き軍の目的に反す。勅諭、內務書綱領に於て之を戒めてゐる。

元來人は生れながらにして事の善惡を辨へ、物の道理を知るものでない。其の身を修め、業を習ひ、

智徳を進むるは、先づ父母、師長の教へに従ひ、道を以て身を律するに因る。吾人は我が意をほしいまゝにし、上の命ずる所、下之に従はなければ世は壞亂に陷るであらう。されば庭訓に従ひ、規則を守るを始めとし、國法に従ひ、君命を奉ずるに至るまで、終生服従の徳を必要とする。

服従を以て卑屈なることの様に考へ、人の指揮を受くるを以て恥づべき様に考へるのは大なる誤りである。是れ虚傲なる自負心に基くもので、眞の自重心ある者は服従を以て恥ぢとしない。又上には長上を凌ぎ、命令法規に拘らざるを以て勇者のことを考ふるものないではない。斯くの如きは驕慢の心を制し放恣の欲に克つ力なきものであり。勇者となるに足らない。「不遜にして以て爲す者を惡む」とある。年少の血氣に乘じ、服従の徳を缺く様なことを戒む。

たゞ服従に種類がある。屈服、盲従は恥づべし。信じて従ひ、知つて従ふは美徳である。

軍隊内務書に「部下タル者ノ上官ニ服従スルハ、如何ナル場合ヲ問ハズ必ズ嚴重ナルベシ」と軍隊に服従が絶對必要なることを示され、又「命令ハ謹デ之ヲ守リ直チニ之ヲ行フベシ決シテ其ノ當不當ヲ論ジ其ノ原因理由等ヲ質問スルヲ許サズ」と服従の絶對的なるを示さる。又「一度上官ノ決定シタル事項ニ對シテハ縦ヒ意見ヲ異ニスルトキト雖モ常ニ己ヲ虚クシテ專心上官ノ意圖ヲ達スルコトヲ勉ムベシ」とある。上官と意見を異にしても之に服従するは義務でもあり禮儀でもある。但し之が萬一不

條理であれば「自己ニ對スル他人ノ取扱不條理ト考フトキハ徐ロニ順序ヲ經テ之ヲ事件關係者ノ直上所屬隊長ニ上申スルハ妨ナシ」とあつて決して屈服を絕對强制すべきものではない、徐ろに伺ふのが禮である事を敎へられたものである。

第七章　獨斷

作戰要務令綱領に「凡ソ兵戰ノ事タル獨斷ヲ要スルモノ頗ル多シ而シテ獨斷ハ其ノ精神ニ於テハ決シテ服從ト相反スルモノニアラズ常ニ上官ノ意圖ヲ明察シ大局ヲ判斷シテ狀況ノ變化ニ應ジ自ラ其ノ目的ヲ達シ得ベキ最良ノ方法ヲ選ビ以テ機宜ヲ制セザルベカラズ」

獨斷とは自己に與へられた任務に就て、上官の意圖に反せざる範圍內に於て活用し得る程度についていふのである。それ故に決して服從と違背するものでない。動もすれば自由、放縱など〻誤解し。勝手氣儘の行動を以て獨斷と心得るものがある。それ故に平素から上官の意圖を詳知し、專恣に陷らぬやう注意すべきである。

抑〻獨斷は主として戰鬪間に於ける活用をいふのであるから、戰局の大勢を達觀し且上官の意圖に反せざる樣に行動すべきである。戰鬪以外に於ては上官に敎へを受くる餘裕あるものであるから決し

て專恣に亙らざる樣注意すべきである。內務に於ても獨斷を要する場合が往々ある。物品の裝置、整頓、破損、紛失等に就ては上級者に圖り決定すべきに獨斷にて處理し共の後發見するや自他共に迷惑を蒙り秩序を亂し、軍紀を破壞せざるを必要とする。外出先に於ても火急の場合獨斷を要する事がある。天災、交通事故等に就ては一々指示を仰ぐ暇なき時は自己の良心に省み、軍人たるの本分に悖らざるかを熟考の上、適宜處置をなし、歸營後直ちに上官に屆告することが必要である。

要するに完全なる獨斷は如何なる變局に處しても上官の意圖に合する如く適宜處置することに屬するものであらねばならぬ。

第八章　步兵の本領

步兵操典綱領に「步兵ノ本領ハ地形及時期ノ如何ヲ問ハズ戰鬪ヲ實行シ突擊ヲ以テ敵ヲ殲滅スルニ在リ而シテ步兵ハ縱ヒ他兵種ノ協同ヲ缺クコトアルモ自ラ克ク戰鬪ヲ遂行セザルベカラズ步兵ハ常ニ兵器ヲ尊重シ彈藥、資材ヲ節用シ馬ヲ愛護スベシ」

本領とは、もちまへ、特色、又流儀ともいふ。秀吉は秀吉の本領があり、信長には信長の流儀がある。人たるものは終始一貫せる本領なるものがなくてはならぬ。本領は素質、體質によるのが勿論で

あるが、教育及習慣によりて助長せしめる事が出來る。

歩兵の本領は突撃を以て敵を殲滅せよとある。先づ銃劍術の練磨を必要とする。一人よく數人を斃すの伎倆を要する。次に攻撃精神を要する。この精神は忠君愛國の至誠と献身殉國の大節とより發する軍人の精神の精華である。武技之に依りて精を致し、教練之に依りて光を放ち、戰闘之に依りて勝を奏す。蓋し勝敗の數は必ずしも兵力の多寡に依らず、精練にして且攻撃精神に富める軍隊は、克く寡を以て衆を破ることを得るものである。

歩兵は縱ひ他兵種の協同を缺くとも射撃を以て敵を制壓し、最後に於て銃劍を以て再三再四突撃を敢行して敵を殲滅するの意氣がなくてはならぬ。是れ卽ち歩兵の本領である。

第九章　必勝の信念

作戰要務令綱領に「必勝ノ信念ハ主トシテ軍ノ光輝アル歴史ニ根源シ周到ナル訓練ヲ以テ之ヲ培養シ卓越ナル指揮統帥ヲ以テ之ヲ充實ス

赫々タル傳統ヲ有スル國軍ハ愈々忠君愛國ノ精神ヲ砥礪シ益々訓練ノ精熟ヲ重ネ戰闘慘烈ノ極所ニ至ルトモ上下相信倚シ毅然トシテ必勝ノ確信ヲ持セザルベカラズ」

信念とは信仰、自信の念の義で、必勝の信念とは、きつと勝つといふ自信の意である。

武士は食はねど高楊枝、鷹は飢ゑても穗を摘まずといふ言葉がある。是れ徳川時代の武士の意氣を示したもので、武士は食はなくても食つた樣な風に楊枝を使つて、我慢をし武士の體面を保つてゐる。元來鷹は肉食を主とする鳥類であるが飢ゑても稻穗を摘む樣な他の一般の鳥類の如きことをしない。共に痩我慢を言ふたのである。

花は櫻木人は武士。是れ日本武士が世界の唯一なことを述べた。我が國の櫻は淸楚で高潔であり一時に開き一時に散る模樣を武士に喩へたのである。

歐洲全土を席卷せる獨逸の總統ヒツトラーは Jm Possible. を唱へ電擊作戰をなしつゝあり。彼の第十八世紀の初にナポレオンが北伊太利進軍の際アルプス越えに於て非常な難行軍に兵は疲勞困憊した、奈翁は Can not は辭書から除いてしまへと訓戒した。雙方共に不可能といふ事はないとて卽ち必勝の信念を最初から懷いてゐたのである。

日露戰役中奉天會戰に第二軍第三師團は李官堡、三軒家附近の戰鬪に陣地の奪取に數回の攻擊に殆ど兩聯隊全滅に瀕したるも更に突擊して終に之を占領した。第三軍は旅順二〇三高地の攻擊に於ても敵の爲に何回も取り戾され乃木將軍は死骸の爲に山形が變つたと述べてゐる。此等は必勝の信念が將

軍の心の中に燃えてゐたのである。我が軍の占領した地は尺寸と雖も敵に委してはならぬことを實地に履行したことは戰史の證明する處である。

我が國民は元來誠意忠實であつて、献身殉國の精神に富んでゐる。一身を犧牲にして君國の爲に盡くす精神は古來より稟けた處である。此の精神が過去數囘の戰役に於て常に寡を以て衆を破り赫々たる名聲を博したのである。

將來ともこの勝たねば止まぬ必勝の信念を以て、克く上下協同一致の心を培養したならば必ず榮冠を得ること疑ひなきものと信ず。

第十章　努　力

元來人生は徹頭徹尾努力である。生れる時には既に生れる努力があり、死ぬ時には死の努力がある。努力なしの人生はない。總ての人生の幸福卽ち慰安、休息、愉快も努力なしでは得られない。每日遊んで居る人に日曜、祭日の有難味はない。實に歡喜、慰安、成功、休息、富貴其の他總ての人生の幸福は努力を通じてのみ初めて得らるゝのである。又學理の上から見ても元々努力は生物の生命で、動物でも植物でも努力を續けて生きて居るので、其の努力が止めば死滅する。卽ち努力を欲せざる人

は死を欲する人で、苟も生きんと欲する人は須く努力によりて、其の仕事を面白く愉快に樂むべきである。

古語に曰く「人一度びして之を能くすれば己れは之を百度びし、人十度びして之を能くすれば己れは千度びす。果して此の道を能くする時は、愚と雖も必ず明かに柔と雖も必ず强なり」と天才も努力して修養しなければ常人の勤勉して鍛錬を加へたものに及ばない。織田信長曰く「嗜みの武邊は生れながらの武邊に勝れり」と。謠曲の名人觀世左近曰く「謠に三病あり。聲のよさと、覺のつよさと、拍子のきゝたると、此の三事備はれる者は多くは成らず」と。才があつても恃むに足らない。才なくても悲しむに足らない。成業の道はたゞ勤勉努力あるのみ。賴山陽は人から天才と稱へられたけれど、自らはよく刻苦するものとしてゐた。

事の成ると成らざるとは、運不運に因ることあるけれども、運は外から來るもので、我が力の及ぶ所でない。我は唯我が力を盡くして勤勉するを道とする。且我が運命如何ともし難いと思はるゝことも、其の事は運でない。屈せず、撓まず努力する時は、案外に事の成ることがある。是れ我から運を開くといふ。

僥倖を望むは甚だ賤しむべき事である。射倖を一度生ずる時は、著實に勤勉する氣力忽ち衰へ、遂

に卑劣なる手段を講ずるに至る。且僥倖によつて一時志を得ることがあつても、其の成敗は決して堅實なものでない。果ては、醜き失敗に終るものである。總て遊惰に流れ、僥倖を願ふは、志望大ならず目前の誘惑に打ち勝ち、苦勞に抵抗する力なきに因る。

要するに總ての情勢に鑑み時勢に適應する努力が一身一家を幸福に導く所以である。我も人なり、彼も人なりの言の如くに努力せよ。

「鍛へたる鐵は黃金に優る」

黃金は鍛へずして貴重な物である。富貴に生れ天才を有する者は自ら尊いが之は世間稀である。鐵は多く產し、差して高貴な金屬ではないが、之を名刀匠をして鍛錬せしむれば三尺の秋水能く數萬金に値し黃金の幾倍なるを知らぬものがある。吾人を鐵と例ふれば平々凡々として過ごせば、鈍刀であり或はバケツであり釘で終る。而も之を放置したなら錆び朽ちるであらう。人間たるの鐵は金屬たるの鐵とは其の鍛錬の方法も自ら異ならなければならぬ。卽ち鐵は名刀匠の鍛錬に依つて銘刀となるが、人は外部からだけの鍛錬では足らぬ。如何なる父母の家庭敎育も、如何なる學校の敎育も、軍隊敎育も萬人をして傑出せる人物たらしめたであらうか。人間は唯他人より鍛へられるのみを俟つ事なく、自ら鍛錬しなければならぬ。而も其の鍛錬は一生涯繼續するを要する。而も黃金なれば手入をせずと

も錆はせぬが、吾人は鐵なればこそ手入をしなければ錆もする。數萬金の銘刀も一錢の價値もなくなる虞れがある如くである。又鐵は一旦錆れば錆を呼ぶものであるから、絶えざる鍛錬修養が必要である。豐太閤は實に鐵を自ら鍛へて銘刀となした者の御手本である。古今東西に斯かる例は乏しくない。殊に吾等軍人は精神、身體、學術の鍛錬の必要なること常人の比でない事を知らねばならない。

第十一章　困苦缺乏

人生は心身共に健全で自分に課せられた業務に勤勉で居れば非常に愉快で喜ばしい。而して一生涯一度も艱難に出喰さなければ實に幸福である。

元來艱難は自然界、人事界から起つて來るものである。自然界からは天災、地震、水害、旱魃である。人事界から來るものは自分から惹起するものと、他人から自分に起して來るもの、猶不可抗力から來る災難がある。何れにしてもかゝる艱難は一生免がることが出來ないもので必ず之を克服する覺悟が要る。總て人生の艱難は心身の試錬として寧ろ直面して之に膺り、悉く之を征服して更に向上發展を遂ぐべきである。之を登山に譬ふに一つの山を征服し、更に次の山と次から次へと征服すれば勇氣は益〻加はり頂上に達することが出來る。人生の幾多の困苦缺乏に堪へるのもかくあらねばならぬ。

刀劍の鍛錬は最初粗鐵を炭で燒き、赤くなつた時金槌にて二人で打ちて炭素を逐ひ出し、水に漬け、砂をかけ又燒き打ち、折り、曲げ更に金槌にて打ち、數十度繰返し燒き槌で打ち、大體刀の形に造り上げ、研ぎ、燒き刄を入れ名刀に仕上げる。名刀は斯くの如く非常の鍛錬を經なくては出來上げるものではない。人も亦然りで、社會の荒波の中に於て幾多の困苦缺乏に堪へ、悉く之を克服して初めて一人前の人となるのである。

熊澤蕃山の歌

憂きことの猶この上に積れかし
　限りある身の力ためさむ

人は斯くの如き意氣込で、如何なる困苦にも打ち勝ち進むべきである。世の中に克服出來ない樣な艱難はない筈である。といふ元氣で勇往邁進すべきである。

處が一度艱難に出喰はしたなら、忽ち志氣沮喪して自殺を企て轢死、海に身を投げ、噴火口に飛込む者がある。實に意氣地ない仕業である。一命を捧げてかゝれば如何なることでも出來る。苟も命を果すなら國家の爲め或は社會の爲でなければならぬ。古來青史に名を殘した人は偉人傑士で、皆社會の爲め凡ゆる艱苦と戰つて之を克服した人である。菅公、楠公の如きそれである。菅公は一朝讒言

にあひ、一家は忽ち覆がされ、身は太宰の權帥となり、太宰府に行かれた。權帥は固より名ばかりで俸給も何もなかつた。それで、逆臣の汚名を負ひながら非常な艱難苦勞な境遇に痛哭せられた。それにも拘らず「去年今夜」の詩を以て菅公の　皇室に對する忠誠の精神は毫も變らなかつた。菅公はかゝる極度の試練の結果、初めて其の人格の光が萬古を照らすに至つた。今日歐洲大戰に於てヒツトラー總統、ムツソリーニ首相など皆世界の注目の的となる人々は、何れも萬難を克服して英雄となつた。何等の苦勞もなく樂々と偉人傑士となつた樣な人々は未だ曾てないのである。

我が日本國民は今日未曾有の大艱難に遭遇してゐる。戰爭が如何に長引くとも國民が極度の艱難に對し悉く克服し、最後の勝利を獲得しなければならぬ。昔希臘人は波斯の大軍と四十一年間も戰ひ、遂に海に陸に勝利を得た。十六世紀の中頃獨帝チャールス五世、佛王フランシス一世と伊太利に關し二十年間戰ひ、十七世紀に獨國內宗敎の爭ひ三十年間戰爭があつた。然しながら今回の支那事變は前古未曾有の大規模の戰爭で、將來の如何はなほ安堵を許さぬ有樣である。嘗て蒙古の來襲があつたあの時は主として神風の力によりて擊退したのであるが、今日の戰爭は其の地域の廣大、兵力の多勢、軍需資材の大量を考ふれば實に豫想外の大國難で、之を克服するに我が國に取つては絕好の試練である。今回の國家的大艱難に對し克く征服して始めて、東洋の平和、世界平和を實現し、八紘一宇の大

精神を發揮せねばならぬ。

第十二章　皇紀二千六百年

現時歐洲諸國中に於て立國意氣特に盛大なる伊太利首相ムツソリーニの立國精神に一も國、二も國、三も國。萬事萬端國の爲に思念行動してこそ國の光も輝き、國の榮も加はるのである。

人として其の國の隆昌發展を希望せぬ者はない。之が爲め國を愛し、尊ぶ信念をいやが上にも養成し擴張しなければならぬ。それにはその國の歷史を以て國民を指導しなくてはならぬ。

天壤無窮の神勅は實に我が國體の淵源である。和氣淸麿が宇佐八幡の神託を奉じて、「我が國は開闢以來君臣の分定まる」と奉答したのも之に據つたのである。萬世一系の　天皇が統治し給ふことは帝國憲法に明記されて、牢乎として動かすべからざる所である。之を祖先より承け子孫萬世に傳へて毫も渝らぬのである。

神武天皇の卽位、何ぞ雄大なる。世界に比類なき我が帝國の建立に如何にもふさはしき光景である。爾來百二十四代、二千六百年　聖子孫々相承けて大八洲國を治め給ふ。時に治亂盛衰があつても、皇位を覬覦したものは、道鏡と將門のみである。爾來幾多の忠臣義士が出で、萬世一系の　皇運を扶

襲し奉つたのである。國外に對して蝦夷、熊襲、三韓の征伐もあり、皇威が四方に輝き渡つた。而して外寇の大なるものは前には文永、弘安の蒙古襲來、後には明治時代には日清、日露の役であつた。幸にも神助と稜威と、忠勇義烈なる將士の奮闘努力とに依つて、金甌無缺の國家を維持するを得た。現代日本の發展は　明治天皇の武德の賜に外ならぬ。恭しく惟みるに、天皇は創業の英主にお在しまし、内には王政復古の大業を恢弘し、憲法を創定して國本を鞏められ、外には征清、征露の二役に於て東洋に於ける覇權を確立し給ふ。大正天皇は守成の名君に在らせられ、内治外交を修善し、世界大戰に參加し、遠く地中海に海軍を派遣して國威を輝かし、帝國の位置を世界最強の列に進め給ふ。

今上陛下の御代に及んでは、國運の隆昌は前古に比なく、進んで世界三强國の列に入り、國際間に於ては我が隆々たる情勢を嫉妬し、我が勢力を抑壓せんが爲歐米列强は策動を廻らしつゝある。日本は建國の初めから皇道立國であつて軍國主義ではない。歐米列强は自己の侵略主義を止めなければならぬ。同心協力して眞の世界平和に盡力すべきである。徒らに自國の現在の優勢を保持するに汲々として他人の新興勢力を嫉視し、國際會議に於て世界平和を謀らんとするのは大なる誤りである。

今や世界の情勢は實力の前には屈服するの止むなきに至つた。國際信義、條約など實に一片の反古に過ぎない。將來自主獨立の爲には大いに國力の培養に一段の努力を要する次第である。

抑々「國家興隆の本は國民精神の剛健にあり」と大詔渙發せられた。炳として日月の如くである。謹んで聖旨を奉體し、各自相警め、日本魂を振作して、以て外寇を防がねばならぬ。嗚呼萬世一系、金甌無缺の我が帝國を永遠に擁護せねばならぬ。

恭賀　紀元二千六百年

扶桑神島海東連　創國二千六百年
天壤無窮盛皇運　憲章萬古燦然全

紀元二千六百年奉祝國民歌

一、金鵄輝く日本の　榮ある光身にうけて
いまこそ祝へこの朝　紀元は二千六百年
あゝ一億の胸はなる

二、歡喜あふるゝこの土を　しつかとわれら踏みしめて
はるかに仰ぐ大御言　紀元は二千六百年
あゝ肇國の雲青し

三、荒ぶ世界に只一つ　ゆるがぬ御代に生ひ立ちし
感謝は清き火と燃えて　紀元は二千六百年

あゝ報國の血は勇む

四、潮ゆたけき海原に　櫻と富士の影織りて
世紀の文化また新　紀元は二千六百年
あゝ燦爛のこの國威

五、正義凛たる旗の下　明朗アジヤうち建てん
力と意氣を示せ今　紀元は二千六百年
あゝ彌榮の日はのぼる

第十三章　國體

神武天皇の御即位を以て日本國家の紀元元年とする。これ以前に於てもどの位の年代か我が　皇室の御遠祖が渾然たる日本國土、國民を統治遊ばされてゐたかは明かでない。併し餘程久遠の太古からである。此の　皇室を中心とした渾然たる日本國土、國民が　皇室の御稜威御仁德と臣民の忠誠努力とにより、永年撫育經營されて今より二千六百年前、神武天皇の御代に於て日本國家として建設ぶこ成したのである。

古い昔、仁慈にして英邁なる　皇室の御遠祖が純眞にして忠誠なる國民、國土を親愛と平和の中に

統治遊ばした長い年代を考ふるに、我が神話は此の神聖悠久なる情景、この情景から自然に生るべき日本民族の理想信念を克く表現したものである。

「大日本は神國なり、天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ」

北畠親房卿はいみじく申された。地球の創造、人類の進化が玄妙自然且悠久なるが如く、我が國の創造も玄妙自然且悠久であつた。

皇統が日本國土、國民の眞只中に無窮より無窮に貫いてゐる一大親柱である。我が國家社會が永久に亙り結合統制遊ばさるゝ神聖にして雄大なる大中心である。

此の神聖雄大なる中心を離れて、日本國家の一致團結、日本國民の共存共榮といふ事は絶對に不可能である。

西行法師が伊勢大廟參拜の時森嚴が純眞なる西行の心底に觸れた時は、卽ち西行の生命の本源を表はしたのである。

　何事のおはしますかは知らねども
　　忝けなさに涙こほるゝ

今静かに現代日本人の大多數の眞情を考ふるに、先づ彼等は物質的に幸と不幸とがある。然らば大

多數の日本人は何によつて日々著實勤勉に而も睦まじく生活してゐるか。勿論靑年は一般に前途の希望に燃えてゐる。共存共榮、一家一村一國の隆昌と繁榮とに向つて孜々營々として勉め勵んでゐる。

我が民族の組成は天孫降臨に際し之に隨從し或は之に前後して此の國に來られた方の後裔及數千年の歲月に於て皇室より分派せる方々の子孫が其の主要部分を形成してゐる。其の他天孫人種と共に太古より此の國に土著してゐたアイヌ並に支那、朝鮮の歸化人等にも仁慈なる御統治と寬容に富める天孫民種の交際と而して東海に孤立せる群島といふ地理的影響の爲に長年月の間には同化融合して來た。是等歸化人種及アイヌ人種を天孫人種の所に來た養子、養女に譬へてゐるが、實に適當な言葉である。歸化人の子孫には調伊企儺、坂上田村麻呂、三善淸行、兒島高德、大內義隆等の名士も少くない。

斯くて神武天皇より百二十四代、二千六百年の間歷代天皇は誠に仁恕そのものにあらせられた。

仁德天皇　民の富めるは朕が富めるなり。

雄略天皇　義は乃ち君臣情は父子を兼ぬ。

元明天皇　人の祖の弱子を養ひ治むるが如く治め慈み給ふ。

淸和天皇　朕の不德百姓何の辜かある、躬を責めて寅み畏れ未だ濟すところを知らず、それ朕が服御常膳等の物並に宜しく減撤すべし。

明治天皇　照るにつけ曇るにつけて思ふかな我が民草の上はいかにと。
今上陛下御卽位の勅語　國を以て家と爲し民を視ること子の如し。
斯くの如き御仁恕の程は日本國の親柱として且又日本國民の本宗としての自然の御自覺に基けるものと拜察せらるゝのであるが、我等國民の感泣措く能はざる處である。
萬世一系の皇統と申す義には純一無雜なる神の御直系にあらせらるゝ御血統が又日本民族といふ一大血族團體の大宗家として燦然として無窮から無窮に輝き渡つてお出でになるといふ神聖雄渾なる義が深く包含されてゐる。
何たる莊嚴神祕なる偉觀であらう。近時我が國家の大理想或は其の世界的使命といふ一大事實卽ち皇統が我が國土、國民の大親柱であつて、又日本民族本宗なる純一無雜の神の御直系にあらせられ、無窮に亙つて光輝燦然としてゐる。實に宇宙空前絕後の現象は又同時に神聖雄偉の大使命、大理想を抱擁してゐるものであるまいか。
吾人は忠誠崇祖を以て生命とする我が國民たるもの須らく緊褌一番宇宙無比の國體を擁し、此の難局を打開し、上は皇恩に報い奉り、下は祖先の志を繼ぐ覺悟と努力がなくてはならぬ。

第十四章　孝　行

凡そ人となれる者は、父母之を生んだといふけれども、其の本を尋ねたら天地の生理をうけて生る。故に天下の人は皆天地の生み給ふ子なれば天地を以て大父母とする。生れて後は父母の養育を得て生長し、君恩をうけて身を養ふも、其の本をたづぬれば、皆天地に生ずる物を用ひて食とし衣とし家とし器とし身を養ふ。生れて後、身を終るまで、天地の養をうけて身を保つ。

父母を養ふに、養レ志と養レ體との二つがある。養レ志とは父母の思ふ通りにして逆らはず、父母の心を喜ばしめ、樂しましめ、憂や苦しみをなくする。朝、晝、夕は時々父母にあつて仲よく暮し、顏色を和げ、氣分、安否を伺ひ、世間の出來事や、事こまかに話し父母を慰め、父母から注意があれば、悦んで聽くがよろしい。養レ體とは父母の口腹、身體を養ふことをいふ。飮食物は味をよくし、好物をすゝめ、飮食物を鹽梅し、其の味のよしあしと、冷暖を試み、夏冬の衣服を考へ居所、寢所を安らかにし、身にしたがふ調度を整へ、父母の身を養ふには飮食、衣服、器物を不足なく備ふるにある。何れも孝の道は内には敬愛の二つを保ち、外には養志養體の二つを行ひ、父母を養ふのが孝の道である。只體を養ふのみにて志を養はなかつたら、孝の道でない。其の身無禮、不義を行ひ父母を憂ひしめば

不孝である。諸子は召されて兵營に御奉公の身分であるから父母に直接の孝行は不可能であるが、起床後洗面時に於て、宮城遙拜後、鄉里の父母の方向に父母の安全を祈り無事忠勤を報じ、夜間書面を認め安否を問ひ自己の日常生活の狀況を知らせるのが孝の道である。

親が子供を養育するのは慈愛の一念であつて後になつて賠償を求める樣な考へは毛頭ない。從つて子供の親に對する孝行も子供夫れ自身の務である。かくするのは恩返しであるとか、親に世話になつた務めであるといふのではない。子供だけの務である。古歌に

白銀も黃金も玉も何にせむ
　まされる寳子にしかめやも

世の中に思ひあれども子を戀ふる
　思ひにまさる思ひなきかな

の如きはよく親の心を現はしてゐる。

人の親心はやみにあらねども
　子を思ふ道にまどひぬるかな

は眞によく親の子に對する絕對の精神を詠んだものと思ふ。子たるものも亦絕對の氣持で親に盡くす

べきものと思ふ。

現在世間には養體を孝行と考へてゐるものがある。犬、猫、鳥でもよくやつてゐる。親はさぞ不自由な暮しをして居ると想ふ餘り、其の生活を救ふのが孝行と思ひ、他から盜んだもので親を養つても、自分の子供が罪人になつて喜ぶ樣な親はあるまい。親の心中を十分に察して精神的に親に仕へるのが眞の孝行である。

能狂言の牛盜人と言ふ物語の一節に

鳥羽の離宮で法皇の御幸の牛が盜まれたので手分けして搜した。どうも發見されない。それで「此の犯人を訴へた者には假令、仲間でも之を許し、其の褒美は本人の望み次第とらせる」といふ高札を立てた。所が小さな子供が訴へて來た。「私がその犯人を知つてゐます。隣在所の兵庫三郎といふ者です」といふので、「それツ」とばかり手分けをして早速兵庫三郎を召捕へたのですがなか〳〵白狀しません。「證人があるぞ」といふと「あるなら出して下さい」と頑張るので、その子供を出して見せると、豈圖らんやそれは自分の子供であつた。そこで大いに驚いて「お前が俺を訴へたのか、今の今までさういふ人間とは思はなかつた」と言つて怒り罵りましたが、自分の子供に訴へられては仕方がない、罪狀を遂に自白した。「實は自分の母の法事を營みたいが費用がないので、惡いとは知りながらお

上の牛を盜み、それを賣つて法事をしました。子供に訴へられては隱しようもございません」と罪に服したのです。さて此の犯人を獄屋へ引き立てよと言ひますと、その子供が役人に向つて「私に御褒美を下さい」といひます。「おゝ、さう〳〵忘れて居た、何がよい、饅頭がよいか」「そんな物は要りません」「お錢をやらうか」「お錢など要りません」「それでは何が欲しい」「その罪人が欲しいのです」これはやれん、重大な罪を犯した者だ、やる譯にはいかん」「それではお上では嘘言を言うたのです、「か、どんな望みの物でもやると言ふから私が訴へたのです。第一他人が訴へれば助からないと思つて私が訴へてお父さんの體を貰ひに來たのです。併しどうしても下さらぬといふなら、仕方がありません、親を訴へた不孝者です。私も一緒に罰して下さい」初めて子の眞心を知つて親はさつきの暴言を愧ぢて泣いた。役人もそれに感動して、親子二人を許したといふ。

「父ハ子ノ爲ニ隱シ、子ハ父ノ爲ニ隱ス。直キコト其ノ中ニ在リ」

と隱すべきを訓へて居るが、之は父を訴へたのである。併し矢張り直きこと其の中に在るのであつて、親子の僞らざる氣持がこゝ迄表はれて來たのである。

親は子の爲に隱してためるなり

といふ川柳の如きも、よく親の眞情を寫してゐる。

訴へたがよいか、隱したがよいか、抽象的に一定すべき事柄でない。例へば親が怒つて子を擲つ場合逃げたがよいか、其の儘折檻を受くべきか、之は時と場合による。大日本史の孝子傳に見える下毛野公助が父武則の怒りに觸れて撻たれた時に伏して之を受けたので、人々は「どうして逃げなかつた」と問ふと、公助が「父は年老いてもう足が弱くなられた。私が逃げたなら之を追うて躓き、倒れて怪我するかも知れません。それでは吾が不孝の罪を重ねるやうなもの、故に逃げなかつた」と答へた。又支那の漢代の韓伯兪といふ人は、お母さんに叩かれて泣いたので、今度はお母さんが驚いて「今まで叩いても泣かなかつたのに、今日はどうして泣くのか」と聞くと、「今までは叩かれると痛かつたので、お母さんの丈夫な事が判つて安心して居たが、今日は痛くない、お母さんの元氣が衰へたのかと思ふと悲しうございます」と答へた。此等は親の身の上だけを思つての行ひであるが、然らば親には必ず打たれるのがよいかといふと、さうばかりは言はれない。或る時父曾晳の大事の物を傷けたので、父は一時の怒りに任せて曾子をば氣が遠くなる程強く打つた。孔子は之を聞かれて曾子を誡めて「お前はなぜ逃げなかつた。お前に萬一のことがあれば、お父さんは子殺しの罪人になるではないか。お前は帝舜が父親瞽に事へた孝行を知つてゐよう。同じ撻たれる時でも、小さい杖の時はじつと耐へて居たが、太い杖を振りあげる時は早速逃げたものだ。お前はお父さんの大事な物を傷けたことをすま

ぬと思つてゐるが、もつと大切なことを忘れてゐる」と言はれた。同じ條件の下にあつても、之に處する態度は違へねばならぬ。

孝經の初めの方に

「身體髮膚之ヲ父母ニ受ク敢テ毀傷セザルハ孝ノ始ナリ」

とある。此の句の中で特に注意すべきは「敢テ毀傷セズ」の「敢テ」といふ言葉で、之は「自分カラ」とか「進ンデ」とかいふ意味である。自分から傷をつけてはならぬ。先づ孝の始であるといふのだ。道を歩いてゐる時、上から瓦が落ちて怪我をしたとか、横町から自轉車が飛出して膝頭をすりむいた、それを「お前は親不孝者」だと言ふのは無理である。さういふ事は不可抗力的天災で仕方がない。近來登山熱が盛んになり、何等の準備もなく、漫然と山嶽踏破を決行するものがあつて、災難に遭遇するのは親不孝の態度であつて、孝經に於て禁ずる所である。曾子は死ぬ時に身體中を弟子たちに調べさして、少しの傷もなかつたのを確めて、安心して瞑目したといはれてゐる。

「身ヲ立テ道ヲ行ヒ名ヲ後世ニ揚ゲ以テ父母ヲ顯ハスハ孝ノ終ナリ」

要するに、身體を大切にすること、立身出世をして自己の職分を立派に行ひ、善き名を揚げて、父母の名を後世に傳へる、孝行の道はこれで十分である。先づ身體を大切にする。併し爆彈三勇士の如

きは自ら進んで爆彈を抱いて破碎したではないか、これは進んで毀傷したのだから親不孝ではないかとの疑ひもあらうが、これは寧ろ「身ヲ立テ道ヲ行ヒ名ヲ後世ニ揚ゲ以テ父母ヲ顯ハス」といふ方にあてはまるべきである。從來あまり名も知られぬ三勇士があの壯烈な功績を遺した爲に、その親兄弟が名前を後世に顯はす樣になり、非常に世間の尊敬を受けるやうになつたことは矢張り孝行といはなければならぬ。我が國では忠孝一致と申すが、支那でも「忠臣ヲ求ムルニハ必ズ孝子ノ門ニ於テス」忠臣たる者は矢張り孝子の家から出る。國體の相違はあるが、幸にも我が國は忠と孝とが一致してゐる。よく出征哀話の中に、年老いたる親、床に病む妻子を殘し軍に從ふ場合がある。さういふ場合には親に對しては不孝でないか、或は家族に對しては不信でないかと考へられるが、其の出征後の戰功が國家の上からは非常なる忠であり、夫れにより名を揚げ、親の名を後世に遺すのが矢張り大なる孝である。家に殘つて親の死水を取つて見たところでそれだけで、親の名も自分の名も顯はれない。國事の爲に努力し非常な功績を立てることが忠であり、それがやがて大なる孝である。

第十五章　人　格

人格とは人たる所以の資格である。人柄、身柄、人品とも言ふ。人格ある者は精神の各作用を統一

し、自己の同一性を自認し、過去に於ては如何であつたか。現在に於ては如何なる狀態であるかを知り、將來に於て如何にすべきかを自ら決定し、これによりて實行し得るものである。道德の實踐は實に人の特權であるといふが、德の實踐を怠り、不善を敢てするが如きは、自ら人格を汚損するものと言ふべきである。

自己の人格を重んずるを自重といふのである。吾人は自己の人格を重んじ、苟も他からこれを害せられようとする時は、これを守つて一歩も退いてはならぬ。又己れが人格を維持する爲に貴重な生命財產も犧牲とすることがある。古來より身を拋つて國家社會の爲に盡くした人の多いのはこれ皆自己の人格を重んじた爲である、斯くの如く自己の人格を重んじ自己の主義、理想を維持する人を節操のある人といふ。

人格を分析しても微細を極めることは出來ない。人の生れつき、敎養、生活について硏究し、綜合した「エキス」のやうなものが卽ち人格である。

年每に咲くや吉野の山櫻
木を割りて見よ花の有所(ありか)を

といふ歌がある。櫻の木を切り、何處に花の形があるか、花の色、匂ひがあるかといふも見當らない。

人格の閃花は分析しても表はれない。富士山は眺めるもので説明するものではない。

人格こそは不思議なもの、奥の知れない靈、精神力、其の源泉となるところ實に奇しき働きによる。戰爭に於ても陸軍は乃木大將、海軍に東郷提督が居れば非常に强味を感ずる。昔の豊臣秀吉やナポレオンが居れば全軍の士氣を鼓舞し、寡を以て衆を破ることが出來た。「死せる孔明生ける仲達を走らす」といふことがある。人格は生きてゐる時の外、死後にまでも隨分働くものである。

人と人との接觸は卽人格と人格との太刀打であつて、互に迸り出す精神力の火花の散らし合である。大の辨慶が小の牛若に謝つたのも、牛若の人格に辨慶の人格が負けたのである。山伏辨圓が親鸞上人を見付け次第に殺してやらうと思ふが、さて遇つて見ると殺す譯にいかぬ。山伏の人格が親鸞の人格に負けたのである。文覺上人が西行を見つけ次第西行の頭を割つてやらうと思つたが、さて西行に遇ふと文覺は如何ともし難い。文覺が西行の人格に負けたのである。

人格は到底言葉で表はされるものでない。吉野山を見て、「これは〳〵とばかり花の吉野山」といつたのと同じで、言葉の及ばないのも無言の人格がそこから出掛けたのである。

「我に近づくは火に近づくなり」との語がある。吉田松陰の松下村塾に行つて松陰に近づくのは、全く火に近づくのである。子供を燃えしめるところのものでなくてはならぬ。そこで問題は只何を敎へ

るか、誰が何を敎へるか同じことを言つても、話す人によつて感じが違ふ。同一の內容でもあの人の言ならば非常に力となる。これは人格が然らしめるのである。

世の中は理窟一方では行かない。感情が一部を支配してゐる。例へば政界でも長老があつて、長老には皆が服して、長老から言へば運びが早い。一族にしても長老があつて親類一同がそれに服し、その人の言は何でも聞く。幡隨院長兵衞、淸水次郎長は數百の荒くれ男を顎で使つて、一言にして自分の命を投げ出すだけの信用と尊敬を得てゐたのは、結局、長兵衞、次郎長に一種の德卽ち人格があつて人を支配するものがあつたに違ひない。敎育はそういふ點に於て、隨分是等の俠客につき學ぶ處があつてよからうと思ふ。つまり世の中のことは理窟の外に感情が入り、そこに人物の必要があると思ふ。

昔の塾、今日の私學にしても、中江藤樹の藤樹書院、吉田松陰の松下村塾、慶應義塾の福澤先生、同志社の新島先生の如き、これが塾や學校の中心となり、それにより全國から笈を負うて學徒が集つたのであつて、人格を慕つて來たのである。

人格者、偉い人に一度接して置けば自分の利益になる。之は現在の偉い人についてであるが、過去の歷史或は傳記によつて色々の人物を識り、それを理想とし、力として行くといふことも、これは修

養上非常に大切なことである。

第十六章　中　隊

「中隊ハ戰闘單位ニシテ中隊長ヲ核心トセル志氣結合ノ基礎ナリ故ニ中隊ハ如何ナル場合ニ於テモ中隊長ノ意圖ニ從ヒ衆心一致良ク攻擊精神ヲ發揚シ歩兵戰闘ノ慘烈ナル狀態ニ耐克チ其ノ精神的團結ヲ保チテ戰闘ヲ實行スルヲ要ス此ノ趣旨ニ基キ良ク訓練セラレタル中隊ハ豫メ修得セザルコトト雖モ制式及法則ノ活用ニ依リ能ク目的ヲ達シ得ルモノナリ」

中隊は平戰兩時共に同一の目的に向ひ、日夜全員協同一致して始めて其の效果を發揮し得るものである。過去の戰役に徵する赫々たる功績を擧げたるは中隊長一人の戰功ばかりではない。隊長以下、下士官兵の戮力一致の努力の結果である。射擊に於ても名譽旗を獲得したのは、選拔した士官や下士官や兵の得たものではなく、中隊全員が良成績を得た結果である。劍術、體操其の他內務上に於て成績を向上させるのは中隊長以下全員の絕えざる奮勵努力に俟たねばならぬ。諸子よ學術技藝に熟達努力し大いに中隊の名譽の爲に勤勉せねばならぬ。

軍隊內務書の中隊長の職務中に

一、中隊長ハ中隊ヲ統率シ軍紀ヲ振作シ風紀ヲ肅正シ部下教育訓練ノ責ニ任ズ

二、中隊長ハ中隊志氣結合ノ核心トナリ特ニ部下ヲシテ軍人ニ賜リタル勅諭勅語ヲ銘肝セシメ日諸種ノ手段ヲ盡シテ軍人精神ヲ涵養シ克ク其ノ本分ヲ理解セシメ以テ鞏固ナル團結ヲ完成スルコトヲ勉ムベシ

とあり。これは中隊家庭の長のとるべき態度の指導精神が示されたものである。

第十七章　戰　友

軍隊内務書綱領に「兵營ハ苦樂ヲ共ニシ死生ヲ同ウスル軍人ノ家庭……」とあるが、共に苦しみ共に樂しみ、死んだら骨を拾ひ合はふといふのが戰友である。世の中には友達とか友人とかいふ者を見ると、大抵利慾を以て交はり、或は趣味を同一にする者の交はりである。故に利害が相反するか趣味が變つたりすれば、忽ち斷交し昨日の友は今日は路傍の人となるが、世人は一向怪しまないで平氣である。人情輕薄に趨り、心と心とを以てする君子の交はりは實に霄壤の差がある。硝烟彈雨の下に於て一令を以て水火も辭する事なき戰友同志の働きは如何であらう。戰友は何事につけてもお互に助け合ひ、善きにつけ、悲しいことにつけ慰め合ふやうに心と心との堅い結合があつて始めて戰場に活躍

が出來るのである。

されば戰友は若し其の一方が過ちがあれば他の者はその責の半分を負はねばならぬ。惡い行爲は克く戒め決して再び其の過ちを犯さぬやう諫めてやらねばならぬ。

一樹の蔭、一河の流れを汲むも、他生の緣があるからである。斯く一班に集り寢食を共にし勤務に演習に苦樂を共にするといふことは前世からの因緣と思はねばならぬ。而もその目的とする所は、一身一家の利益でなく、祖國守護の赤誠を如實に現はす御奉公である。

されば戰友の交はりは世の中の所謂友人氣質とは餘程違はねばならぬ。

近頃主義思想の渾沌たる折柄軍隊內に於ても、時に惡思想の宣傳をなすものがある。私情に囚れ、一時の出來心から深入りしてはならぬ。信義の履き違ひと謂ふべきである。勅諭にも「始に能く事の順逆を辨へ理非を考へ」との聖旨も玆に存するものと拜察する。これが爲には我が國體の本義を深く辨へ萬一にも本分を謬ることがあつてはならぬ。勅諭に「始より其事の成し得へきか得へからさるかを審に思考すへし」と、信義を守るには物事を思考するの知識が伴はねばならぬことを御示し遊ばされたものと拜察する。

西郷南洲の偉大なるは、其の人を信ずることの深かつた事に基く。我々は一人でも多く人を信用す

ればそれだけ我が世界が廣くなり、自分の德が高くなる。一國一村一隊戰友の間に相疑ふに至らば、此の世の中は如何なるであらうか。人を信ずれば人も亦絕對に己れを信ずる樣になる。

明治天皇　御　製

ひろき世に交りながらともすれば
　狹くなりゆく人心かな

もろともに助け交はしてむつびあふ
　友ぞ世に立つ力なるべき

嘗て支那事變に師團長として出征せられた阿南將軍は部下各部隊の兵に三人組を編成せしめ常に此の三人は戰鬪に於ても、斥候に於ても、步哨に於ても、駐屯間の勤務、さては外出寢食に至るまで同一の行動を取らしめ相扶け相依らしむること一心同體の如くならしめた。これが爲此の三人組は戰線に於て其の中の勇敢なるもの先に進めば他はこれに誘はれて進み、勇敢なる組は亦他の組を誘導して分隊、小隊の前進を促がし戰力を增大し、駐屯間に於ても相戒めて惡いことは爲さず師團の成績が著しく向上したとのことである。吾人も大いにこれに倣ひ平戰兩時にこれを取入れ研究實施するを可とするものと信ずる。

第十八章　健　康

古語に「健全なる精神は健康なる身體に宿る」とある。如何に大志望を抱くも身體が虚弱では、何事も不成功に終るものである。事を成し業を遂げようとするには其の間に於て幾多の困苦缺乏が來つて其の業務の遂行を妨害するものである。これに堪へ忍ぶもので始めて克く成功し得るものである。之れには先づ意志の鞏固を必要とする。次に身體の健全を心掛けなくてはならない。卽ち身體强健でなくては成功を望めない。健康を得るには衞生を重んじ、食物に注意し、日常被服身體の清潔を圖り餘暇を以て體操を怠るな。これ等が健康を增進する道である。戰場に於ける境遇は千變萬化であり、寒暑を冒し困苦を忍びて猶連日連夜山野を跋涉し、硝烟彈雨の下、危險の地に出入し、悲慘の光景を目擊しつゝ戰鬪に從事せねばならぬ。我等は日常心身を鍛ひ渾身の勇を奮ひ益〻健康の增進を圖り、以て武士の面目を發揮せねばならぬ。

健康は立働くにしくはなし

流るゝ水の腐らぬを見よ

志氣の沈滯、運動の不足は溜り水の如く忽ちにして腐り、身體も害するものである。

第四篇　祝祭日

第一章　四方拜

元旦の未明、宮中に於かせられては、神嘉殿の南庭豫設の假屋内に眞薦を敷き、御屛風二雙を立て廻らし、其の中に御座を設け、燈臺二基を供へさせらる。

陛下には豫てより御潔齋し給ひ、午前五時三十分出御あらせらる。先づ賢所の綾綺殿に於て御束帶を召され、それより設けの座に進ませ給ひて、伊勢皇大神宮、豐受大神宮、四方の天神地祇、神武天皇及び　大正天皇の御陵、氷川神社（武藏國一ノ宮）加茂兩社（山城國一ノ宮）石淸水八幡宮（應神天皇を祭る）熱田神宮（草薙劍を祭る）鹿島神宮（武甕槌命を祭る）香取神宮（經津主命を祭る）を御拜あらせられ、年災を祓ひ、寶祚の無窮と國民の慶福とを祈らせ給ふ。

然る後、歳旦祭の爲賢所、皇靈殿、神殿を拜し給ひ、畢りて入御あらせらる。

抑々四方拜の儀は何れの御代より始まつたか詳らかでない。或は崇神天皇の三年に始るといひ、或は垂仁天皇の十一年に始るといひ、又宇多天皇の寛平年中に始るといふが、いづれも確實でない。但

し宇多天皇御記に、仁和五年正月元日寅の刻、天地、四方、山陵を拜し給ひしことが見られるから、
當時旣に四方拜の御儀式があつたことは疑ひない。

古代に在つては上御一人のみならず、仙洞御所は申す迄もなく、攝關大臣家を始め庶人に至る迄各、其の分に應じてこの儀を行つたものであつて、江家次第等の書に其の儀式が載せてある位である。

然るに近世に至つては士庶人の間には絕えて、ひとり朝廷に於てのみ行はせらる重き御儀式となり、維新前には淸凉殿の東階の前なる御庭に於てこれを行はせ給ひ、東京遷都の後は宮中賢所の前庭なる神樂舍に於て行はせ給ひ、只今の皇居（明治二十二年落成）となりて後は神嘉殿の前庭にて行はせらるゝことゝなつたのである。

歲首に當り、先づ國家國民の彌榮を祈らせ給ふ大御心は、實に畏き極みである。

左に揭ぐる御製を拜誦すれば自ら感涙に堪へぬものがある。

明治天皇御製

新玉のとしを迎へて萬民ひとつ心に國祝ふらし

今上天皇御製

新玉の年の始めにいやますは民をあはれむ心なりけり

第二章　元始祭

元始といふ名稱は古事記の序文に「元始綿邈タリ頼テ先聖ニ而察ス生レ神立ツル人之世ヲ」とあるによられたといふ。

神社祭式に「元始祭、此日、宮中ニ於テ、賢所竝天神、地祇御歴代皇靈ヲ、御親祭アラセラル。是、天津日嗣ノ本始ヲ祝シテ、歳首ニ祀リ給フ義ナルヲ以テ、元始祭ト稱ス」とされてゐる。以て其の意義を知ることが出來やう。天津日嗣の本始とは、一言にしていへば「皇道」である。

其の御祭典の次第は、當日三殿の御装飾を仕へ奉り、大眞賢木（まさかき）を御門の左右に建つること常の如くし、次ぎに掌典長以下參進して、三殿の開扉をなし奉る。この間神樂歌を奏する。次に神饌及び御幣物を供へ奉り、この間神樂歌を奏する。

陛下には豫て御潔齋遊ばせられ、時刻に至りて出御あらせられ、先づ賢所の綾綺殿に於て、御束帶を召させられ、御手水御笏の儀等ありて、それより賢所の御前に進ませ給ふ。掌典長は、御先導をなし奉り、侍從は御裾又は御劍を捧げて隨從する。

これより御幌の中に入らせ給ひて、御玉串を奉り、御拜ありて、御告文を奏させ給ひ、御鈴の儀あ

り。畢りて、皇靈殿の御前に進ませ給ひ、次で神殿の御前に進ませ給ふ。其の御儀は略〻賢所の御前と異なることがないが、たゞ御鈴の儀はないと承る。

かくて御拜畢りて入御あらせ給ふ。

陛下入御の後、皇后、皇太后、親王、同、妃王、同妃、王族、公族の御拜禮あり。次で諸員の拜禮ありて、神饌竝に御幣物等を撤するのである。

一旦閉扉の後、正午更に開扉、午後二時迄臣下の參拜ありて其の儀式を終る。

抑〻この御祭典の儀は、明治維新の後神祇官を再興せられ、其の三年正月三日に、八神、天神、地祇及び歷代の皇靈を鎭祭せしめられ、皇位の元始を祝ひ奉る御祭典を行はせられ、翌四年正月三日にも、天皇陛下神祇省に行幸ましまして御親祭あらせられたのが嚆矢と拜察する。かくて五年の正月三日よりは、元始祭の名稱を用ゐさせ給ふこととなつて、爾來御恒例となり、且其の式を全國の官國幣社より、府縣鄕村社に至る迄、皆この祭を行はしむることゝなつたのである。

第三章　紀元節

紀元節は實に辛酉の年正月朔日、神武天皇が天下を平定し、大和國高市郡畝傍山の東南なる橿原の

地に宮殿を造營せられて、御卽位の大禮を擧げさせ給へる日を記念日とし、皇室に於かせられて國家永遠の繁榮を祈願せらるゝ國家的大祝典日である。

此の意義深き記念日こそは、我が國が國家的に統一せられ、確立せられた時であり、且又皇祖天照大御神の御宏謨の恢弘せられた時である。從つて國民も亦國家永遠の繁榮の實績を回想し、神勅の著々として如實に實現せらるゝ事實を目のあたり拜見して神々に感謝し互に幸福を祝し合ふのである。

此の日を祝日と定められた由來をたづねるに、明治五年十一月九日太陽曆を頒布し、神武天皇御卽位の歳を紀元元年と定め、正月朔日を祝祭日とせられ　神武天皇卽位日と呼んだ。而して此の年の舊曆正月朔日卽ち太陽曆の一月二十九日を　神武天皇御卽位日とした。明治六年三月七日之を紀元節と改稱せられ、次いで辛酉の年正月朔日を太陽曆に換算し七年以後二月十一日を紀元節と改められた。昭和十五年は實に　神武天皇の御卽位紀元二千六百年目に相當して居る。爾來我が國運は年を逐うて隆昌の途をたどり其の途上幾多の暗雲を拂つて恰も日月の炳として四邊を光被するが如きは、一に此の崇高なる國礎を御定め遊ばされたる　神武天皇の御遺德によると申上げねばならぬ。

現今世界に行はるゝ紀元には、耶蘇紀元、マホメツト紀元、孔子紀元、釋迦紀元等があるが、何れ

も宗教的紀元であつて、建國の悠久を誇り國運の進展を祝する建國紀元といふものはない。近時我が國に於ても猥りに西暦紀元を用ひて皇紀を忘るゝが如き傾向は遺憾とするものであり、西暦を我が暦に混用するが如きは絶對排すべきである。

此の日宮中に於かせられては後述の如き次第の御儀式を行はせられ、官幣大社橿原神宮には勅使の參向があつて、例祭を行はせられる。其の他全國の神社に於ても祭祀を行ひ、各官衙、學校夫々嚴肅なる儀式を行ひ、此の佳辰を奉祝してゐる。

大正五年から毎年、建國祭なるものが永田秀次郎氏の主唱によつて擧行せられ、逐年旺盛となり、今や全國の津々浦々までも此の運動が行はるゝに及んで來た事は誠に結構な次第である。之に就て永田秀次郎氏の意見を左に揭げてみる。

建國祭の意義及び精神

吾々が毎年二月十一日を期し、全國の年中行事として、建國祭の施行を主唱するに就てはいろ〳〵の理由があるが、大體其の動機を申上げるなら、近時世界各國を通じ物質文明の餘弊甚だしく、種々の方面に其の缺陷を暴露してゐる。就中之が通弊として、吾々が一日も忽せにすることの出來ないのは精神の修養である。

採長補短と言ふことは、國運發展の上に必要であるが、さりとて我が國には我が國特有の歴史あり、精神ある事を忘れてはならぬ。我が政治及び經濟界其の他すべての方面に於て、實に其の積弊とも目すべきは、緊張の氣分を缺く點にある。卽ち自己の守るべき點を守らないで、徒らに他の缺點とし短所とする所にあこがれ、其の特點と長所とは却つて之を受入れぬ傾きがある。之はお互に國民として大いに自覺しなければならぬ。此の際如何なる精神運動を可とするか、それは國民各自建國の精神に目覺め、我が國本來の理想に基き、高明なる國民精神を發揚するより他に途はないのである。

謹んで歴史を繙くに、我が建國は由來する所最も古く、遠く端を神話時代に發して居る。我が國の高遠なる理想は、旣に天地開闢の昔から炳乎として昭らかである。

乃ち彼の三種の神器は、智、仁、勇を象徵し、現代の平和、光明をかためる自由、博愛の思想と一致し、又、八百萬の神々が天の安の河原で御會同遊ばされたのは、萬機公論に決する譯であつた。君民同治、四民平等々の大義は旣に此の時代から立派に體現して居る。實際かゝる御會同の行はれたかどうかは推測の限りではないが、斯樣の神話の生れるのも、畢竟、我が日本が斯かる事を理想とする爲で、理想が神話化し、神話が理想化せるに外ならぬ。我が國特有の此の理想を更に現實化し、政治、經濟、敎育、宗敎、軍事、產業、凡ゆる方面に適應し、其の運用と效果とを全うするは我が國民の責

任であり又時代の要求である。我が皇祖皇宗若くは我等の祖先は此の尊ぶべき建國の大精神を其の時代毎に適用し、皆それ〴〵見事な成績を示して居る。大化の改新、明治維新も亦我等の祖先が奨順し、建國の精神を發揮した事に因るは申す迄もない。斯くして我が國は三千年來顯著なる發達を遂げた。今後如何なる程度に迄進歩し得るか、國家の進歩發達は亦國民精神の堅實さに俟たなければならぬのであつて、それは徒らに他の模倣ではいかぬ。吾々自ら確乎由るべきものがなければならぬ。

露國の共産主義、伊國の國粹運動、英國の民主主義、米國の個人主義、皆それは其の國の實情に適應せる時代の產物であつて、彼の國々にして初めて行はれるものであり、決して我が國の範とするに足らぬものである。然るに近時思想界の動搖につれ諸種の政治社會運動芽萠し、我が國民精神の發達を阻害し、建國の基礎も動搖せんとするものであるは深憂の至りである。茲に於て吾々は建國祭を興し、在郷軍人、青少年團、學生團、勞働團、宗教、教化、思想團體及婦人團等最も規律ある團體と聯絡し、當日二重橋前廣場に參集し兩陛下の萬歳を三唱するは勿論、各地の神社、佛閣、教會に於て一齊に建國祭を擧げ一面講演會を盛行し、或はラヂオ若くは飛行機を利用し、建國精神の喚起に努める方針である。

宮中の御儀式

此の日、天皇陛下には皇靈殿に於て御親祭を行はせられ、又群臣に酺宴を賜ひ、群臣の參賀を受け

させ給ふ。萬親祭の次第は、午前九時式部職々員著床して皇靈殿を開扉し、神饌及幣物を供し、次で皇族、大勳位、親任官、從一位、勳一等、一等官、侯爵、正二位、二等官、麝香間祗候、錦鷄間祗候著床する。同十時　天皇陛下出御、玉串を奉り御告文を奏し給ひ、次で賢所に御拜畢りて入御し給ふ。

次に皇太子殿下、同妃殿下玉串を奉りて退下せられ、次で皇族以下著床の諸員、宮內省奏任官、掛判任官の拜禮ありて、幣物及神饌を撤し閉扉する。午後二時迄百官の參拜を許され、午後五時より更に夕の祭典が行はれる。當日又皇族、諸大臣、外國使臣其の他を豐明殿に召されて御宴を催される。天皇陛下親しく出御し給ひ先づ勅語を賜はり、內閣總理大臣は我が臣僚を代表して奉答し、次いで外國使臣の首席は外國使臣を代表して奉答するを恒例とする。

神武天皇御事績

神武天皇が東方に向はせられて、大和の國を平定せられたことに就ては、從來主として武力のみに依る御遠征の如く傳へられて居た。これは未だ御聖德の全幅を明らかにせず、却つて眞實の歷史をあやまるのみならず、更に神武天皇の御聖德を損し奉ること丶思ふのである。

抑ゝ　神武天皇の大和國に御發向遊ばされたのは決して單なる御征伐の爲ではなかつた。また實際に於て干戈を御交へ遊ばされたことは極めて少い。唯長髓彥の抵抗があつたのみで、其の他には戰鬪と

いふほどのことはなかつた。これが　神武天皇の御聖德の高い所以であり、所謂、神武而不殺の渾然たる御德の然らしむる所であつて、而も我が建國が支那其の他西洋の國々見る如く殺戮殘虐をこと〻し、士民を威壓して以て其の土地を奪ひ王となつたのとは大いに趣を異にして居る所である。支那に於ては開闢の初めより今日まで二十幾代もの王朝が變り、建國の主と稱し、創業の君と僭する者何れも武勇勝れたる將軍か、然らずんば權謀術數に富める覇者のみで、或は別の天子を弑し、或は之を廢して、自ら天子となり、或は中原に鹿を逐ふと稱し大戰爭を惹起して之に勝つて建國の始祖となつたのである。從つて若し己れに服しない者あれば、其の人を殺し、其の一家を亡ぼし、甚だしきは三族又は九族をも悉く殺戮して了ふことさへあつた。西洋諸國の建國の君主も多くは然りである。然るに我が神武天皇は斯くの如き慘酷なことは微塵も遊ばさず、日向御出發の當時より干戈を以て屈服せしめらる〻御思召がなく、一に宣撫德化を旨とせられた。抑〻　神武天皇の御曾祖父　彥火瓊々杵尊が日向に天降らせられてより御三代の間、日向の國に都せられ聖業の緒を開かせ給へるも、日向の地たるもとより偏鄙にして、而も日本の中心とあまり離隔しあるを以て、　天皇は更に東方に移轉せられて、日本全國を統治するに便なる處を選ばれたき御思召を以て御發足遊ばされたのである。是れ　天皇が特に勝れたる御見識を有せられたる證據であり、また創業の英主として後世から崇め奉られる所以である。

さて愈、日向を御出發遊ばされてより、大和の國境に著かせらるるまでは、唯一度の戰をも遊ばされざりしのみならず、戰鬪の準備さへも整へさせられなかつたらしい。其の證據には、速吸之門に到りし時、珍彥といへる者が、天皇の御一行を歡迎し且つ嚮導をしたのである。又菟狹（今の宇佐）に到られし時は菟狹津彥、菟狹津姫は宮を造りて饗應し奉つたのである。天皇が初めより全國津々浦々皆皇土皇民たるの思召を以て皇化に霑ほすを念とせられ、敢て武威のみを主とせられなかつたからである。其の年は埃宮に、翌年吉備の高嶋宮に著し三年此處に住み給ふた。其の後高嶋宮を出で給ひ難波より東に進み生駒山より大和に入らんとし給ひし時、既に皇族饒速日命を戴いてゐた長髓彥は之を孔舍衙に邀へ擊ち、皇兄五瀨命は流矢に中つて重傷を負ひ給ふた。

天皇は更に路を南に轉じて紀伊の熊野浦に上陸せられ、北進して吉野山中に出で給うた。道臣命嚮導をうけたまはり、大和の菟田（今の宇陀郡）に到り遂に長髓彥の軍と戰はれた。金色の鵄飛び來つて御弓の弭にとまつたのは此の時で　天皇の率ゆる軍が干戈を交へたのは此一戰のみであつた。併し間もなく饒速日命は長髓彥を殺して降參したので大和地方は全く平定した。

神武天皇が大和の橿原に皇居を定め給ふて玆に卽位の大禮を行はせられた。これが辛酉の正月元日であるが、これを換算して太陽曆に引き當てると二月十一日になるのであるから、此の日を紀元節と

して今日奉祝するのである。

第四章　春秋二季皇靈祭

皇靈祭は春秋二季春分、秋分の日を以て、皇靈殿に於て歴朝の　皇靈、皇后、皇妃竝に皇親の御靈を御親拜あらせられ、以て大孝を申べさせ給ふのである。

皇靈祭を春秋二季に行はせらるゝことゝなつたのは、明治維新のことであるが、其の淵源する所は極めて古い。

天照大神高天原をしろしめし給ひ、愛民の道に御心を盡くされ、五穀を得て耕植の道を教へ、蠶を得て紝織の業を勸め、齋殿を建てゝ天神をお祭り遊ばされ崇祖敬神の大義を親しく御垂範あらせられた所に我が國建國の道德的淵源が存する。

天武天皇の十年五月にも、皇祖の御靈を祭らせ給へることがあつた。

持統天皇の御代に貢物の初穗を皇陵(みささぎ)に献せらるゝ荷前(のさき)の御事が始つたとも傳へられ、大寶令にも陵靈を祭り給ふたことが見えてゐる。

淸和天皇の御代以降は十陵八墓の制も定つて、毎年歳末に方り、諸國より上れる調(つき)の物を擇びこれ

を幣物として陵墓に奉ることゝなつた如きは當時の皇靈祭と見る事が出來る。

足利の末代より、天下の兵亂と共に荷前の奉幣も絕え果て、皇靈を祭らせ給ふ特定の御儀式としてはなく明治維新に及んだ。

明治二年六月二十一日上局開議に於て、親王、公卿、麝香間祗候等に勅問を給ふた。

かくて六月二十八日　明治天皇御親ら百官群臣を率ゐさせられ神祇官に行幸ましまして、天神地祇及歷朝の　皇靈を御親拜あらせられて、祭政一致の叡旨を以て國是の大基礎を定められ給ひし事を告げ、遂に神祇官中に神殿を建てさせ給ひ、十二月十七日を以て八神（神產日神、高御產日神、玉積產日神、生產日神、足產日神、大宮賣神、御食津神、事代主神の八神）及び其の他の天神地祇と共に歷朝の皇靈を此の神殿に祭らせ給ふた。是れ今日の皇靈殿の起源である。

明治三年正月三日には、此の神殿に於て祭典を行はせられ、詔を下して朝野の臣民に布告せられた。

明治四年九月十四日、詔を下して神殿を禁苑に造營し、神器と　列聖皇靈とをこゝに奉安し給うた。

明治六年五月皇居の御炎上があつて、賢所は一旦赤阪假皇居に遷らせ給ふた。同年十一月二十二日

神武天皇、後桃園、光格、仁孝、孝明の四　天皇の近陵と　綏靖天皇以下其の他の諸　天皇の皇靈式年を御追祭遊ばさることに定められた。

これまで皇靈祭といふのは歷代の　皇靈をのみ奉祀せられたのであつたが、明治十年に至り更に歷代の　皇后、皇妃、皇親をも皇靈殿に合祀せらるゝことに定め給うた。

然るに代を重ねらるゝこと第百二十三代なるを以て、殆ど每日の樣に御祭典を遊ばす狀況となり、御繁忙に渡らせらるゝより今日の春秋二季皇祭を行はせらるゝに至つた。我が國の民間に於ては、昔から祖先のため春祭、秋祭といふものがあつたが、佛敎も傳來後この風を採り入れたので、益〻追善供養が盛んになり、春秋二季の彼岸に嚴修するやうな慣しとまでなつた。

此の日を選んで皇靈祭を行はせらるゝのは洵に意義深いことゝ拜察する次第である。

明治天皇御製

わが國は神の末なり神まつる

むかしの手ぶり忘るなゆめ

第五章　神武天皇祭

四月三日は我が　皇祖神武天皇の崩御あらせ給ふた日であるから、宮中に於ても　天皇陛下は親しく皇靈殿に出御あらせられ御親祭の典を擧げさせ給ひ、又畝傍山の御陵には奉幣の勅使を御差遣になるのである。

神武天皇は　皇祖にましまして、建國の御功業を遂げさせ給ひ、その御威德は八紘に輝き、今日宇内の齊しく欣仰する金甌無缺の我が國體は、全く　天皇の大業に基する次第であるから、祭日として御親祭あらせ給ふのである。

神武天皇は　御諱を　彥火火出見尊と申し奉り、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四子にましまして、御母は玉依姬命と申し奉つた。生れながらにして明達の君にあらせられたが十五歲の御時、皇太子となりたまひ、後、日向の吾田邑の吾平津媛を納れて妃となし、手研耳命を生ませられた。天孫瓊々杵尊以來既に三代の間、九州の地に都して其の地方を統治あらせられたので、此の頃、西邊の地は既に皇化に浴して居たが、東方の地方は未だ皇威に服して居なかつた。殊に大和國の長髓彥といふ者は、饒速日命を奉じて君主と仰ぎ其の他兄猾、弟猾。兄磯城、弟磯城などいふ者、各〻一地方に占據して自ら君長となり、少しも統一されて居なかつた。そこで　神武天皇は　皇兄、皇子たちを集め給ふて、昔天祖　天照大御神は、天孫瓊々杵尊に授くるに此の豐葦原の瑞穗國を以てし給ふた。而して瓊々杵尊の降臨以來既に年月を經ること久しきに及んだが、時運未だ到らずして、僅かに西邊の地を治むるに止り、東方遠隔の地に皇威を布くに至らなかつた。「朕聞くに、東方に青山四周の佳き國ありて、名を大和國といひ、饒速日命といふ者、天磐船に乘つて此處に降り、今や其の地方を治めて居るといふ

ことである。思ふに彼の地は、我等が還つて都と制め、天業恢弘の基を樹つべき地であらう」と仰せられた。皇兄、皇子たちは皆之を聞いて、天皇の東征の議に賛成し給ふた。

是に於て　神武天皇は、皇兄、皇子と共に舟師を率ゐて東征の途に上り給ふ。先づ日向國高千穗宮を發して、速吸門に到り給ふた時、珍彥といふ者が來り迎へ奉つたに依り名を椎根津彥と賜り、嚮導を命ぜられた。進んで筑紫の菟狹に到り給ふと、此の地の菟狹津彥、菟狹津媛が　天皇を迎へ奉つて、行宮を造り饗を奉つた。

それより　天皇は筑紫の北方なる崗水門を經て安藝國に到り、埃宮に暫し駐り給ふたが、更に吉備國に進んで高島に行宮を定め、三年の間此處に駐つて、舟檝、兵食の準備を整へ、一擧にして天下を平定すべき計畫を定め給ふた。

既にして、皇軍は東に進み進んで、浪速津より河內國草香邑靑雲白肩津に到り、それより龍田を越えて大和國に入らうとしたが、路險しくして行軍が自由でなかつたので、更に道を轉じ、膽駒山を越えて大和國に入らうとした。此の時、長髓彥は全力を盡くして皇軍を孔舍衞坂に邀へ防ぎ戰つたが、不幸にして皇軍利を失ひ、剩へ　皇兄五瀨命は流矢に中つて負傷し給ふた。此の時　天皇は謀つて仰せられるには、「朕は是れ日神の子孫である。然るに今東方に面し、日に向つて賊を討つ。是れ我が勝

利を得ざる所以である。故に今退いて賊に弱きを示し、更に神祇を祭り、日神の威を負うて賊を討つたならば、賊は自ら敗れるに相違ない」と。一先づ軍を還し、茅渟海を廻つて紀伊の方に赴き給ふ。五瀬命はその途中、紀伊國竈山に於て薨去せらる。

天皇は名草邑に名草戸畔を誅し、それより更に進んで熊野に赴き給ふ。此の時、海上遽かに暴風吹き捲り皇軍を乘せた船が甚だしく漂蕩したので　皇兄稻飯命と三毛入野命とは遂に海中に投じて失せ給ふた。然し　天皇は少しも屈せず、皇子手研耳命と共に進んで荒坂津に到り、丹敷戸畔を誅し、尙艱難を冒して益〻前進し給ふた。

然るに邪毒の氣を吐く暴神があつて、頗る暴威を逞しうした爲めに、皇軍は皆病み仆れてしまつた。勇武絕倫の　天皇に於かせられても、今は疲勞困憊して、臥し給ふに至つた。

偶〻此の時、熊野の人に高倉下といふ者がゐた。天照大御神が武甕槌命に命じて靈劍を下し給ふと夢み、覺めて後、其の靈劍を己れの倉の中より發見し、直ちに之を持ち來つて　天皇に獻上した。天皇が此の靈劍を得給ふと同時に、皇軍の志氣は忽ち振ひ起り、加ふるに八咫烏といふもの亦嚮導を務めたので、皇軍は險隘を踏み破つて前進した。菟田にて兄猾を誅し弟猾を降し、又吉野の土酋井光を從服し、更に磯城の八十梟師を討つた。此の時　天皇は椎根津彥及び弟猾をして天香山の土を採り

來つて八十平瓮、嚴瓮などいふ物を作らしめ、天神地祇を丹生川に祭りて大擧して磯城の賊を討ち給ひ、弟磯城は來り降り、兄磯城は遂に誅に服した。

斯くて　天皇は更に進んで長髓彥を征討し給ふ。此の時金色の鵄飛び來つて、天皇の弓弭に止つた。賊兵は迷眩して戰ふ事が出來ず皇軍は勝に乘じ進み撃つた。

長髓彥は既に平定したが、新城戸畔、居勢祝、猪祝、土蜘蛛あり、皇命に叛いたので　天皇は諸將を遣はし此等の者を撃定せしめられた。

是に於て、大和地方は略〻平定した。　天皇は畝傍山の東南橿原の地をトし皇居を經營し給ひ、辛酉の年正月朔日を以て橿原宮に於て、　天皇の御位に卽かせ給ふた。是れ實に我が皇國の紀元元年で、我が億兆が每年二月十一日を以て紀元節として祝賀して神武天皇登極の日を永く記念するのである。

天皇は卽位の後、功を論じ賞を行ひ、又内外の政治、制度を定め給ふ。かくて國内を巡幸遊ばされ、皇威四邊に普く御年百二十七歲を以て橿原宮に崩御あらせられ、畝傍東北陵に奉祀せられたのである。

第六章　靖國神社

九重の雲深き大内山の乾の方、程近き田安臺上に帝都を俯瞰していと嚴かに鎭座まします神は、國

民の熱血的尊崇を捧ぐる我が別格官幣大社靖國神社である。

徳川幕府の末つ方、内憂外患荐りに至り、尊王愛國の志士は雲の如く起ち、盡忠報國の赤誠發する所遂に王政復古の大業を完成した。

上に英邁の　聖君あり、下に忠良の賢臣があつて、君民一致團結、國運の隆々たることは正に旭日昇天の勢である。

かくも我が國が偉大なる發達を遂げたことは、畏れ多くも一天萬乘の　大君の御稜威と國體精華の發揚の然らしむる所ではあるが、又嘉永六年以降、幾多忠勇義烈の士が死を鴻毛の輕きにおいて、只管皇謨の扶翼に努力し國家に殉じた偉勳を忘れることは出來ない。

招魂祭は江戸及京都の兩地で行はれたが、明治二年三月東京に奠都遊ばさるゝや、更に招魂社建設の議起り、長へに祭祀の典を擧げしめられ、畏くも　萬乘の尊を以てして特に崇敬の禮を加へさせ給ふたのである。

元來招魂社なる稱號は國事多端の際に起つた名で、在天の神靈を一時招齋する所であるかの樣に聞え、萬世不易の神靈のましますの社號に妥當を失する感があるので、明治十二年六月四日別格官幣大社に列せらるゝと共に靖國神社と改稱せられたのである。靖國の字は春秋左氏傳の中にある。

我が國は古來正義と平和を以て其の國是とする。從つて上　皇祖列聖常に靖國たれと天下をしろめさんことを御軫念あらせ給ひ、下萬民も亦　聖旨を奉戴して正義と平和の爲め一身を犧牲にし、死するも猶護國の神となり正義と平和を擁護せんことを希つてゐる。靖國の名稱は實に我が國體國是に相應はしいものであると言はねばならぬ。

靖國神社祭神生前の身分官職に就て言へば陸軍、海軍、警察官、公卿、藩主、士、卒、神職、僧侶、婦人、農工商等、苟くも帝國臣民にして國家の爲に忠節を抽んで、高潔なる大精神を發揮して護國の神となりませる人々は皆本神社の祭神として網羅せられてゐる。總數は十七萬九千四百柱（十五年四月迄合祀）の多きに上り、神位燦として輝き、餘光遠く異域に迄も及んでゐる。

靖國神社の祭典は之を例大祭、恒例祭、合祀祭、臨時祭である。當日畏れ多くも特に勅使を御差遣あらせられ、武官には休暇を賜はり、皇族を初め文武官の參拜、幣帛供物の奉納、陸海軍隊の正式參拜、遺族及各團體學校生徒其の他一般國民の參拜等ひきもきらず、眞に盛況を呈するのである。

皇室に於かせられては靖國神社を尊崇し給ふ事大方ならず、君國の爲に殉じたる士も誠に死して餘榮ありといふべきである。

明治天皇御製

我國の爲をつくせる人々の
　名もむさし野にとむる玉がき
靖國の社に齋く鏡こそ
　大和心の光なりけれ
世と共にかたり傳へよ國のため
　命をすてし人のいさをゝ
外國にかばねさらしゝますらをの
　魂も都にけふ歸るらむ

昭憲皇太后御歌

神垣に淚たむけて拜むらし
　歸るを待ちし親も妻子も

方今世道廢れ人心衰へて、人々は極端に物利物慾に趨り、崇高なる我が國體精神を涵養暢達することの極めて緊要なる秋に方り、壯烈義勇の士の實際的事實を知らしめ、益〻我が國民固有の氣魄を練磨せしむることは頗る緊要の事柄である。特に此の機會に於て戰史(最近に於ける)、忠勇美談等を利用して、所屬部隊の戰績若くは先輩戰友の建てたる勳功に就て訓話せられん事を望む次第である。

第七章　天　長　節

總　說

第一節　天長節の由來

天長節は御皇尊御降誕の日を稱し奉り、天長節の文字は聖壽の天地と共に長久ならむことをいふ意である。抑〻天長節の起源は　光仁天皇の寶龜六年に在り。この年天皇聖誕の日を天長節と名づけて令節とせられしを始とす。

その後武家時代に至り久しく中絕せられしを　明治天皇御卽位の後明治元年八月古儀を復し給ひ、御降誕の日を以て天長節と稱し、群臣に賀宴を賜ひ、天下の刑戮を差止めらるゝ旨を御布告あらせられた。その當日には文武百官參賀し、臣民は戶每に國旗を揭げ聖壽の萬歲を祝し奉る。當日觀兵式を行はせ給ひしことは、明治五年を始とす。當年の天長節には陸軍の整列祝砲の儀式を操練場に於て行はせられ　明治天皇親しく臨御ましまして兵を閲はし給ひ、これより恒例となつた。

第二節　天皇陛下の御略歷

今上陛下は明治三十四年四月二十九日午後十時靑山東宮御所に於て御降誕になりました。大正天皇の第一の皇子にあらせられ、御名は　迪宮裕仁親王と申し奉り、兩陛下の御滿足もさることながら、

分けて　明治天皇　昭憲皇太后兩陛下の御喜びは限りなく、國民は津々浦々の末まで祝福を捧げ奉つたのであります。

明治天皇の御思召により、御養育掛として海軍中將川村純義伯爵が選ばるゝことゝなりました。海軍の老將が身魂を打ち込み奉つて四星霜は　陛下にはすこやかに御成長を遂げさせられ、かくして春花秋月日月は水の如く流れ御年滿八歳を迎へさせられました。

明治四十一年四月いよ〳〵學習院初等科に御入學遊ばされました。時の學習院長は乃木大將であつた。明治四十五年七月三十日　明治天皇崩御、大正天皇が御位を御繼ぎ遊ばされ、其の時は　陛下は御年十二歳で皇太子殿下とならせられ、陸海軍少尉におなり遊ばした。

大正三年三月學習院の小學を御卒業になり、四月から東宮御學問所を設けられ、陛下はそこで御勉學遊ばさる。其の時の御學問所の總裁は東郷元帥であつた。大正五年十一月三日には立太子式を行はせられ、大正八年四月二十九日には滿十八歳にならせられましたので御成年式を擧げさせられました。大正十年二月末には御學問所を御卒業後御尊き御身柄を以て親しく外國を訪はせ給ふ。誠に紀元以來未曾有の御壯擧でありますが、三月三日全國民の熱誠をこめた奉送裡に横濱港より御召艦香取に御便乘鵬程萬里曠世の御壯途につかせ給ひ歐洲を御巡遊になり、英國、佛國、白國、和國、伊國と　陛下

は御訪問遊ばされ、九月三日半歳に亙る御外遊も御恙なく　陛下には萬歳歡呼の裡に芽出度く御歸朝遊ばされましたが、この頃より御父君陛下の御惱みいさゝか重らせ給ひ、御全癒の日もはかられぬので大正十年十一月二十五日攝政の大任につかせ給ふことを決議し奉り、直ちにその旨大詔を渙發あらせられた。大正十三年一月二十六日攝政宮殿下には賢所大前において久邇宮良子女王殿下と御結婚の慶典を擧げさせられ、翌十四年十二月六日には照宮內親王殿下御降誕遊ばされ、御芽出度き事の數々が續きましたが、同年十二月　父君陛下の御病俄かに重らせ給ひ、風凍るその二十五日擧國慟哭の裡に神去りました。直ちに踐祚の式を行はせられ、茲に一天萬乘の君として君臨ましますことゝなり、年號も昭和と改元せられて諒闇の悲愁深き中にも洋々たる光明を望んで新日本の歩みは始められた。

第三節　陛下の御聖德

陛下には皇祖皇宗の尊嚴なる御稜威を承繼させ給ひ、御資性叡聖文武御聖德彌〻高くそなはりますことは、我等臣民の眞に恐懼に堪へない所である。その御聖德の程は到底小冊子の書く能ふところでないが左に數例を謹載し以て訓話の資に供したいと思ふ。

陛下學習院初等科に御入學遊ばされた頃、學校は何よりもお好きにおはしました。學習院の御制服、皇族正章の櫻花金モールの輝く學帽を召させ御ランドセルを御背に毎朝七時二十分時計のやうに御規

則正しく鮫ケ橋御門内から御徒歩で御登校遊ばす御姿がいかばかりお可愛らしく、また御たのもしく拜された。當時院長は乃木大將であつた。明治大帝の御旨を拜し、陛下の御教育に當り、殊更、特別の設備も奉らず、選定した御學友十二名と共に他の生徒と御同樣、一切の御差別を拔いて御待遇申上げた。机は白木の御粗末なものであつた。御椅子も木製の堅いものでした。眞夏の日も「暑い」とのたまはせたまふことも、雪の朝も「寒い」とのたまはせらるゝことも御止め申しました。畏くも教官は陛下に對し「かうなさい」「お正しなさい」と御命令申し上げたほどである。陛下は乃木院長を「院長閣下」と呼ばせ給ふた。かくてスパルタ式御教育の下に御智識は日に進み、御身體は愈〻御健康に御成長遊ばされた。

明治三十九年御年六歳の頃、世は日露役の後で稚き宮の御遊戲も街頭の幼兒の好む遊びと同じであらせられ、秩父宮殿下を始め御對手の爲め參殿した御友達と日の丸の旗、ラッパ、銃、洋刀などを取り出させて戰ごつこに餘念なく日を御過ごし遊ばされた。

孝道は我が國に於ける重要な根本道德である。　陛下が御孝道の大御心極めて厚くあらせられることは、御外遊に供奉せる山本少將の謹話の一節巴里の某寶石商にて　陛下が御自身多數の貴重品の中から　皇后陛下に御似合になるだらうかとか色々御吟味になり、終に御土產として頸飾二箇を御買ひ

求めになつた時の如き、又震災の時第一震終る頃急遽御側に參向した侍從長に向はせ給ひ、「まあよかつた兩陛下が日光にゐらしつて此方においでにならないので」と仰せられたと漏れ承る。

十二月十五日約五千の團體七萬四千の青年が分列の爲め二重橋前廣場に參集した。當日は朝來から雨天にて細雨沛然と降りやまず、午後一時頃より參集の陪觀の高官及參加團體の各關係者其の數三千餘名は、玉座の左右定位に就き、皇族各殿下は玉座の右側に近き席に著かれた。

玉座は高さ四尺の臺上に設けられ、金色の菊花御紋章を浮び出せる天幕を以て蔽ひ前面を除く三方は青白の幔幕を以て圍まれた。午後一時過　陛下臨御、開式に先だち宮內省內匠寮の工人四、五人俄かに御座所の邊に集まり三面の幔幕をはづし天幕さへも撤り去つて玉座を雨のぬれるに任せた。間もなく侍從の一人より　聖上陛下に於かせられては朝來の雨に打たるゝ多數青年の身を案じ給ひ、

「朕のみ獨り天幕の下にあるべきでない」

との思召により、內匠寮準備の天幕を撤すべきことを命ぜられ給ふたと主催者側委員に傳達された。何と尊き大御心であらうか。

今上陛下聖德昭に八紘に光被し、國威益〻顯揚し國運の隆盛なる事萬古に類なし。吾々國民はこの聖代に生まれ、安んじて業を勵み、しかも世界列强國民に伍して文明の恩澤に浴するを得るのは、陛

下の御威徳による外はない。

軍人は國家の干城として　陛下の殊遇を辱うしつゝあるものなれば益々忠君愛國の志を堅固にし、愈々君國に報ゆる覺悟をあつくしなくてはならぬ。

第八章　神嘗祭

皇祖　天照大神を國の鎮めと齋き祀ります伊勢大神宮に於ては此の故事に基き、十月十七日　皇祖在すが如く新嘗聞食す御儀式を皇大神宮に於て莊嚴に營ませられ、且之に先だち十六日、豐受大神宮にも新穀を奉られるのである。

日本書紀に「時に天照大神喜びて曰く、斯の物は則ち顯見蒼生の食ひて活くべきものなり。乃ち粟稗麥豆を以て陸田種子と爲し、稻を以て水田種子と爲す。又因つて天の邑君を定む。卽ち其の稻種を以て、始めて天狹田及び長田に殖う。其の秋の垂穎八握にしなひて甚だ快し。又口の裏に繭を含みて、便ち糸を抽くことを得たり。此れより始めて養蠶の道あり。又是の後に素盞嗚尊の爲行甚だ無狀。如何とならば　天照大神天狹田、長田を以て御田と爲し給ふ。時に素盞嗚尊、春は則ち重播種子し且其の畔を毀ち、秋は則ち天斑駒を放ち田の中に伏す。

復　天照大神新嘗聞食す時を見て、ひそかに新宮に放屎す。此れに由て發慍りまして乃ち天石窟に入りまして磐戸を閉して幽居ましぬ。故に六合の內常闇にして晝夜の相代るわきも知らず。時に八百萬神天安河邊に會合ひて其の禱るべき方を計ふ。故思兼神深く謀り遠く慮り、遂に常世の長鳴鳥を聚めて互に長鳴せしむ。」と記されてある。新嘗とは皇祖　天照大神が新稻を聞食すに當り、先づ之を稻穀の神に奉られ、次で聞食されたことであつて、此の爲に新宮を御造り遊ばされたといふことは其の事が如何に嚴肅敬虔の大御心の下に行はれたかを拜察するに餘りあるのである。

宮中に於ては報本反始の大御心より此の森嚴なる御祭典に幣帛及調絹を奉られ外宮は十六日、內宮は十七日進獻の祭を行はせられる。

十七日には御遙拜式と賢所の御親祭とがある。卽ち神嘉殿の南庇に二雙の御屛風を立て廻らし、中に眞薦を敷き其の上に御座を設けて御遙拜の式場をしつらへる。午前十時　天皇陛下出御、親しく御遙拜遊ばされ、更に賢所の大前に進御、御玉串を奉られ御親拜の上御告文を奏させ給ひ、御鈴の儀あつて入御あらせらる。

神宮に奉る新穀は往事、神宮に附屬せる神田があつて、その新穀を大神酒、大神饌として奉つたのであるが、今は神宮司廳より供進し奉る。又調絹は荷前の調絹とも言ひ、租庸調の制度に基く諸國か

らの献上品より選ばれたのであるが、現今は精製謹調せる生絹を奉らる。

此の莊重なる御祭典は其の由來する所甚だ古く中古以來は例幣と稱し、又伊勢に差遣される勅使を例幣使（諸王一人に中臣、齋部各一人を副ふ）と呼んだ。蓋し毎年例として行はせらるゝに依り斯く申したのである。然るに應仁大亂の爲古例の廢ること約二百年に及び、後光明天皇の正德四年に至り詔して祭祀を再興せられ、更に明治維新後神祇官の制をも舊に復し、神嚴なる祭典を施行されることになつた。

陰暦九月豐葦原瑞穗國、萬頃の美田穰る頃、先づ　皇祖へ新稻を聞食す神嘗の御祭典が行はれ、十一月鍬鋤を休むるの時國家大宅の家長におはします　聖上之を聞食さるゝ新嘗の御祭典が、悠久に變りなく奉齋されるといふことは、又神聖無比の我が國體を物語つてゐるものである。

第九章　新嘗祭

新嘗祭は卽ち、十一月二十三日宮中神嘉殿に於て　天皇陛下御親ら當年の新穀を　皇祖　天照大神を始め普く天神地祇に饗られて　陛下御自ら聞食し、以て洪大なる神恩に應へ給ふと共に國民生活の安福を祈り給ふものである。故に莊嚴なる宮中御儀式中にありても特に嚴肅なる重禮である。

皇祖　天照大神皇孫瓊々杵尊降臨に際し

「吾が高天原に聞食す齋庭の穗を以て、亦當に我が子にまかせまつる」と詔はせられ、豐葦原瑞穗の國民が食べ生きる道を授け給ふた。

抑〻我が國體の宇内に冠絶する所以の一つは、我が建國創業が君おはして後に民あり國成れること（君先民後）に存由するのであるが、此の國民の基本食料も亦神意の洪大と　皇室の御仁澤とに依り成生發育せることを深く感銘しなくてはならぬ。

新嘗祭の御精神は明治元年十一月十五日、新嘗祭に關する行政官布告に明示されてゐる。

豐葦原瑞穗の國民中其の最大多數を占むる農民、從つて國民主要生產業たる農事に對する歷代　天皇の勸農愛民の御思召は甚だ深厚なるものがある。

崇神天皇六十二年七月の詔に曰く

「農は天下の大本なり。民の恃みて生くる所なり。今河内狹山の埴田水少し、是を以て其の國の百姓農事を怠る。其れ池溝を開きて民業を寬めよ」と、即ち冬十月依網池を造り、又十一月苅坂ノ池を作る。」

仁德天皇の十一年十月、津ノ國の土地卑濕にして田畑道路共に開けざるを以て、宮北の郊原を掘り南水を引きて西海に入れ、堀江と名づけられた。又　天皇の三年課役を免ぜられ給ふた事は世に名高

きことである。

天皇一日高殿に登りて炊烟の起たざるを瞰はし、封畿の內に於ても尙給せざるものあり。況や畿外をやと詔ひ、三年課役を免ぜられた。之が爲風雨時に順ひ、五穀豐かに穰りて炊烟亦繁きに至つたのであるが、宮殿は朽壞し風雨は隙を通ずるに至つた。此の時

「天の君を立つるは百姓の爲なり。然らば卽ち　君は百姓を以て本と爲す。是を以て古の聖王は一人飢寒すれば之を顧みて身を責む。今百姓貧しきは卽ち朕貧しきなり。百姓富めば朕富めるなり。未だ百姓富みて君の貧しき事はあらず」の詔があつた。かくて七年の後始めて民の願を納れて宮殿の修築を許さるゝや、百姓大いに喜び互に老を扶け幼を携へて日夜工事に努めたので、日ならずして修築を終へたのである。千五百年後の今日尙君臣一體の美を想像し得るではないか。

明治天皇御製

暑しともいはれざりけりにえかへる
　水田に立てるしづを思へば

國民の業にいそしむ世の中を
　見るにまされる樂はなし

今上陛下畏くも宮城吹上御苑內、六十六坪の水田と二畝の陸稲畑に播種耕耘の勞を親しくせらるゝと承る。

斯く愛民勸農の御精神を以て一貫せられ給ふのであるから、年の初め播種に先だち民に代つて豐作祈願の祭を營まれ、秋更けて五穀實る頃、天下の爲に新嘗祭を行ひ給ふことも亦神代よりの御傳へである。

天孫瓊々杵尊が日向高千穗峯に降臨の後、高千穗宮に於て天甜酒(醴酒)を釀し、渟浪田(潤地の名)の稻を用ひて飯米と爲して、天神に奉ぜられたるもの、卽ち大嘗祭の淵源である。古は大嘗とも新嘗とも云ひて兩者の別が無かつたのであるが、天武天皇の御時、卽位の始めに行はせ給ふ大祀を大嘗、每年秋行はせらるゝ例祀を新嘗と稱へられた。次で大寶、養老の制成るに及び、仲冬下の卯日を以て祭日と定められ、後世まで大なる變化なく施行されて來た。

然るに應仁の亂以後は國家の大禮も中絕の止むなきに至り、凡そ二百二十年を經て　東山天皇の貞享四年再興され、更に　光格天皇寬政三年には神嘉殿を造築された。明治元年に至り新嘗祭に就て布告あり、其の後多少の改變ありて、明治二十二年後は神嘉殿に於て祭典を行はせらるゝこととなつた。

十一月十日、伊勢神宮及び官國幣社に幣帛を頒たせ給ふ御儀がある。十一月二十二日に至れば綾綺

殿に於て鎭魂祭を行はせらる。之は　聖上を始め、皇后宮、皇太后宮の御魂を鎭め、寶壽の無窮を祈り奉る御儀式である。

翌二十三日　天皇陛下神嘉殿に出御あり、親しく御祭典を擧げさせらる。當日は午後二時御殿の御裝飾をなしたる後、五時四十分齋火の御燈を點じ各所に庭燎を焚く。かくて　陛下出御あり、隔殿の御座に著御あるや神饌の行立及神樂歌あり。次で　陛下本殿の御座に進御、御手づから神饌を御供進になり、御告文を奏せられてから御直會の儀とて神に捧げ給ひしと同じ御饌酒を御躬からも聞食す。

御儀畢れば神饌を撤せさせ給ひ、又行立ありて入御遊ばさる。而して入御の前には親王、王、王族、公族の御拜禮あり。次で諸官の拜禮ありて夕の御次第を終る。

翌二十四日は午前一時、掌典長は神殿を整へたる後　陛下出御ありて、霜おく秋の夜を畏れ多くも曉にかけて御親祭遊ばさる。此の御儀式の次第はすべて夕の御儀に異ならない。又神宮には勅使をして奉幣せしめられ、賢所皇靈殿及神殿の御祭典は同日中掌典をして奉仕せしめられる。

農桑は古來我が國民の主要衣食である。皇祖之を天上に殖ゑしめ、皇孫降臨に當り之を授け給ふたことは實に皇道の始めである。而して歷代　天皇におかせられては　皇祖の神意を深く體せられて、每年祈年及新嘗の兩祭を以て國民の安福を祈らせらるゝのみならず、又日夜宸襟を惱し給ふのである。

我が皇國が地球上に嚴存する所以は、一に此の皇道の發揚、卽ち皇謨の扶翼に存するのである。徒らに歐米の奇說を擔ぐの徒は須く國史の硏鑽に活眼を開かねばならぬ。

第十章　明治節

總說

明治大帝の聖德鴻業を國民として永久に欽仰奉謝し奉らんため、昭和二年、第五十四帝國議會に於て明治天皇の天長節として國民に印象深き十一月三日を明治節として制定せられた旨の建議案が滿場一致を以て可決せられ、宮中に於かせられてもその通り御制定になつたのである。

明治天皇は　孝明天皇の第二皇子にましまし、嘉永五年九月二十二日(陽曆十一月三日)御降誕あらせられ、御諱を　睦仁と申し奉り　祐宮と稱へ奉つた。萬延元年　皇太子に立たせ給ひ、慶應三年御年十六歲にて御踐祚遊ばされた。

當時天下の形勢は內政に外交に未曾有の激變を來たし、到底舊來の制度を墨守し難きに至つた。慶應三年十月將軍慶喜、大政を奉還せんことを奏請し、朝廷は之を御許しになり、是に於て源賴朝幕府を鎌倉に開いて以來、六百七十餘年の久しきに亙り、武家の手に委せられた兵政の權を收めて、萬機親裁の制に復せしめ給ふ。

明治元年三月十四日、天皇紫宸殿に出御あらせられ公卿、諸侯を率ゐて、天神地祇を祀り、五箇條の御誓文を宣し給ひ、維新の政綱と共に、開國進取の國是を定め給ふ。

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ。

二、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ。

三、官武一途、庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。

四、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ。

五、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。

これ實に我が國の立憲政體の濫觴であつて、明治新政の基礎は玆に定まつた。この年七月、江戸を東京と改め、八月　天皇陛下は紫宸殿に卽位の禮を擧げ給ひ、次で明治と改め、一世一元の制を定め給ひ、十月東京に行幸、十二月一度京都に還幸し給ひ、翌年三月再び東京に行幸し給ひ、永く東京を帝都と定め給ふ。

明治二年、薩、長、土、肥の四藩主、主として其の藩籍を奉還せんことを奏請した。次で他の諸藩も亦多く之に倣ひ、朝廷之を許し、明治四年藩を廢し府知事、縣知事を任命、こゝに全國統一の政治行はるゝに至つた。

明治元年諸外國と和親を結び、外交は萬國公法により施行すべき旨布告せられ、維新開國と共に西洋文物は漸次輸入せられ、百般の制度、風俗等悉く彼等を模倣するに至つた。明治二年電信線を東京と橫濱間に架し、四年郵便制を東京、京都及大阪の間に行ひ、翌五年鐵道を東京と橫濱との間に通じた。又學制を發布し小學を設け、學齡に達せる男女兒を入學せしめ中、大學の學校も次第に設けられた。同六年徵兵の制を設け全國皆兵の主義を取り、士庶の貴賤を問はず丁年に達すれば悉く兵役に服すべき義務あるものと定めらる。

明治二十二年二月十一日紀元節の佳辰に於て、さきに伊藤博文をして起草せしめた帝國憲法、皇室典範を發布し、翌二十三年十月、憲法の定むる所により第一回帝國議會を東京に召集し、車駕親臨開院式を擧げらる。我が國立憲政治の基礎茲に定まり、大いに國運の隆昌を致し、國民の幸福を進め給ふ。その御鴻業は、千古に比なく、仰ぎ見るだに畏き極みである。

明治二十七、八年の日淸戰役、同三十三年の淸國義和團事變、越えて三十七、八年の日露戰役に於て我が陸海軍は曠古の大捷を博した。明治四十三年八月韓國皇帝は其の統治權を我に讓つたので、天皇は之を我が國に倂合し、朝鮮と改め總督を置き統轄せしめらる。

かくて國運益〻發展せんとする時に當り、明治四十五年七月圖らずも、天皇御病あり、三十日終

に崩御あらせらる。次で九月伏見桃山陵に葬り奉る。

天皇は夙に維新の政を行ひ給ひ、內治を刷新し、外交を伸張し、憲法を制定して祖訓を昭かにし、教育勅語を賜り萬民を導き給ふ。是に於て諸般の文物蔚然として起り、國運は日に月に進み、終に世界列强と伍するに至り、領土の擴張、國運の隆昌、千古未だ見ざる域に達した。その盛德鴻業、萬こめて萬民共に仰ぎ奉り、列國共に驚嘆する所である。されば、その御惱重らせ給ふや、朝野萬民の熱誠をこめて祈願する樣、實に歷史上その比を見ない所である。終に崩御の事あるに及んでは、遠近億兆考妣を喪ふが如く、只管恐懼哀悼して、殆ど自失するが如き有樣であつだ。

御聖德の一端

明治天皇を稽へ奉るに、聖君中の聖君として瞻仰し奉る。廣大無邊で筆舌のよくする所でないが、今左に二、三、述べることにする。(側近者の謹話)

第一節　兵の身の上を案じさせ給ふ

日淸戰爭や日露戰爭の折の御心痛は、御口にこそ、御顏にこそ、めつたに御表はしになりませんでしたが、御心の中を推し奉れば、唯もう勿體ない限りで、折々の御製を拜しては、淚を流さぬものとてありませんでした。或時は「あゝ此の雪では、嘸、兵隊は寒いことだらう。こゝに居てさへこの寒

さなれば」

と遠く滿洲の野に働く將士の上を御案じ遊ばされ、又或時は、「力とたのむ子等迄も國家に捧げた老人の心を思ひやらせ給うて、「氣の毒な事ぢや、これも、あれも御國の爲めぢや」と仰せられては、御感慨無量に拜せられました。

兒等はみな軍のにはに出ではてゝ

翁やひとり山田もるらむ

第二節　採長補短

この採長補短の御精神が明治文化の根本であつたことを思ふと同時に、それがためには、一扇風機に對してすら、斯くの如き周到にして綿密なる御注意が拂はれたことを知る時、私共世人は動もすれば明治の文化を、たゞ西洋文明の輸入にあるかのやうに思ふが斷じてさうではない。

よきを採り惡しきを捨てゝ外國に

おとらぬ國となすよしもがな

進步には根柢があり、方針があり、順序がなくてはならぬ。政治に産業に、すべて各般の事業が、悉く一段一段ときまりをつけて、漸進的に順序よく進んだればこそ、明治の文化があのやうに健全な

發達を遂げたのである。さうしてそれは畢竟、大帝が如何に進むにしても過ぎ去つたことを確かにして、新らしきに流れざる御愼重なる大御心の致す所であると思ふ。

いそのかみ古きためしをたづねつゝ
新しき世のことも定めむ

第三節　温 古 知 新　奏上袋

所謂溫古知新の御精神が、其の根本義でおはしたことゝ思ふ。

明治大帝が、御質素に渡らせ給ふたことは、側近者は常に感激して居た。御座所に伺候する內閣大臣其の他文武の顯官が、みな目のあたりこれを見奉りて何れも感激して居たことである。

從つて大帝はいかなる些細のものでも、御粗末に遊ばされなかつた。廢物利用と申し上げようか、大抵の人々が捨てゝ顧みないやうなものでも、大帝は色々に御工夫を遊ばして御使用になる。今も忘れることの出來ぬのは「奏上袋」の一條である。これは各省から御親裁を仰ぐべき書類を省別にして入れて御前に奉る紙袋で、二重封筒の形に作られて居る。私共は、これを「奏上袋」と稱へて居る。

大帝は此の袋の端をナイフで御裂き遊ばされて大きく御展げになる。

「どう遊ばされるのであらうか」

私共は、始め其の御意の程が判らなかつた。大きな紙袋を御裂きになつて、それを何に御使用遊ばされるのか、全く想像出來なかつた。

すると大帝は、此の袋の裏紙へ御歌を御記しなされてゐた。すら〳〵と御認めになつては、紙面が一ぱいになると、御机の御抽斗へ御入れになつて置かれる。

大帝の其の折々に御詠吟になつた御歌は、皆この奏上袋の裏紙に御認めになつたもので、新しい紙や色紙や短冊に御認めになつたのではない。かうして御登遐になるまで、外の用紙は、御使ひ遊ばされなかつたのである。

第四節　御一代に十萬首

他に對して御奬勵になるばかりでなく、非常な御勉强で、折に觸れ、時に及んで詠み出で給ふた御製が、御一代に拾萬首に上られたことは、只數の上から申しても、前人の曾て及ばない所でありますが、況して和歌としての御價値に至つては、私如きものゝ彼此申すまでもないことで「歌聖」の稱、これを盡くして餘蘊なきを思ひ奉る。

岩倉具定公が、宮内大臣の當時、折々拜謁に出でられると、ふと御側にお置きになるものがある。よく窺ふと奏上袋に認められた御製の御下書であつたことを、嘗て私に物語られたが、御忙しい御政

務の御餘暇にも、常に御歌のことを御念頭に置かせ給ふたことが、これによつても十分に拜察されます。その御熱心さは、私共の本務とするものでさへとても及ばぬ所で誠に感佩の外はありません。(御歌所寄人)

第十一章　大正天皇祭（十二月二十五日）

大正天皇は　御諱を　嘉仁と申し奉り　明治天皇第三皇子として明治十二年八月三十一日御降誕ましました。

明治天皇御登遐の日踐祚し給ひ、大正と改元し朝見の式を行はれ、祖宗の宏謨に遵ひ先帝の遺業を紹述し給ひ、大正四年十一月十日即位の大禮を京都に擧げ給ふた。同三年歐洲全土に大動亂が勃發し、その影響東洋にも波及し、獨逸はその租借せる支那の膠州灣に於ても日夜戰備を怠らず東洋の平和も頗る危險に瀕した。依つて我が國に於ても獨逸に宣戰を布告し、青島を攻圍し東洋の根據地を覆し、日英同盟の義務により遠く地中海上に海軍の活動を見るに至つた。

然るに歐洲の戰亂は益〻擴大し、米國も遂に英、佛聯合軍に加はり、獨、墺に宣戰するに至つた。加之、露國には革命起り、國内紛糾に陷り、シベリヤ方面に於ても秩序全く紊亂した。その危急を救

援せんとて七年八月我が國に於ても軍隊を派遣しシベリヤの野に兵を動かすに至つた。

是より先　天皇御病あり、久しく癒え給はず、終に大政を親らし給ふこと能はざるに至つた。之を以て皇室典範の規定により、皇族會議及び樞密院の議を經て、大正十年十一月二十五日　皇太子裕仁親王攝政の任に就き給ひ國政を決裁し給ふに至つた。

大正天皇は守成の明君におはしまして前緒を承け給ひて、益〻內治に外交に御心を盡くさせられ、進んで世界大戰に參加して遠く國威を海外に示し一躍して皇國の地位を世界最强の列にまで進ましめ給ふた。

されば我が皇國の臣民たるものは、宜しく國史の聖跡と皇國の地位とに鑑み、益〻國運の發展に勉め、世界無比の國體を擁護し、光輝ある國史を汚さず、更に進んでは東西文明の融和を圖り、世界人類の福祉を進め、以つて天壤無窮の皇運を扶翼せなければならぬ。

第十二章　陸軍記念日

總　說

陸軍記念日制定の趣旨

陸軍記念日が制定せられたのは明治三十九年一月二十五日で、當時の陸軍大臣寺内正毅より全軍に對し左の如き布告が發せられてゐる。

明治三十七八年戰役に於ける陸軍記念日を三月十日と定む。爾後毎年同日を以て陸軍一般祝意を表すべし

尙之と同時に陸軍次官石本新六の名を以て左の如き記念日設定趣意書が發布せられてゐる。

明治三十七八年戰役記念日設定趣意書

今回の戰役は我が國曠古の大業、空前の壯圖にして、皇威を宣揚し、國權を伸張し、我が武維れ揚れり。是れ我が國史上に一大光彩を加へたるものにして、この偉績は軍隊の永く後來に忘るべからざる所なり。是に於てか年に一定の日を期し、その洪勳に對し祝意を表する爲、適當の式典を行ひ或は相會して往を談じ來を語ると共に戰歿者の英靈を慰め以て後進者を砥礪薫陶し、益〻陸軍の進步を圖ること頗る有效の事なりとす。而して從來の戰役に徵するに、各部隊又關係者に於て隨意記念日を定め一部若くは一戰鬪の記念會等を行ふものなきにあらずと雖も、是等記念會等はその範圍狹小なるが爲、年を經て所を變るに隨ひ關係者の減少若くは部隊長の更迭等に依り、自然永續せざるの傾向ありて永遠に之が目的を達すること能はず。加之是等記念日はその數多きに從ひ益〻其の價値を減ずるに

至るが故に、今回の大戰役の爲めには特に陸軍全般に亙る記念日を定め、本戰役に干與せる者は勿論後來陸軍に從事する者をして本戰役の偉績を懷想し祝意を表せしむるを最良の手段と認む。是れ獨り戰歿者の英靈を慰藉するのみならず、軍隊の士氣を振勵し精神上多大の裨益を收得し、猶後世に至るまで能く本戰役の洪勳を欽仰せしむることを得べし。奉天の大會戰は今回の戰役中我が軍隊の大部分が參與し各軍に關係ある戰鬪にして、その三月十日は戰況最も良好なりし日とす。是れ特に同日を選び陸軍全般に亙る本戰役の記念日と定めたる所以なり。

第一節　開戰前の情勢

日清戰役後滿洲占領の野望に燃えた露國は、獨、佛二國を誘つて皇國に對し、血で贖つた遼東半島の還附を要求した。滿洲の土の上に始めて打樹てられた皇國の國旗は血涙と共に下されねばならぬことゝなつた。淸國を討つこと既に重荷であつた當時の皇國としては、强大なる三國の威嚇を受けては、其の理不盡なる要求と雖も容るゝの外なく、我が國民は如何に正義の主張も力の伴はざる限り唯机上の空論にも過ぎざることを如實に痛感せしめられた次第で、遼東半島還附の詔勅を拜讀しつゝ悲憤の涙をしぼつた。

然るに露國は、其の忠言の舌の根も乾かざるに、滿洲占領に著手するに至つたので、全國民の憤激

は彌が上にも昂じ、臥薪嘗膽十年の忍苦を誓つた。

露國は敢て自ら省みざるのみか、其の態度は全く傍若無人にして、明治二十九年には露清協定を締結して東清鐵道の敷設權を得、三十年には旅順、大連の租借權を獲得し、北清事變の勃發を好機として滿洲の軍事的占領を敢行し、其の鋒鋩は更に朝鮮半島に及び、皇國の大なる脅威となつた。由來國際間に一抹の暗影を認むるに際しては、戰備を整へ必勝不敗の態勢を確立することが極めて肝要であるが、當時皇國は日清戰役後の諸整理、特に軍備擴充の途中にあるに反し、露國は我に對し五十倍の面積、三倍の人口、五倍の步兵師團を有する世界最强の陸軍國であつたので、政府は戰爭を覺悟して積極的に要求を提示することが出來ず、只管自衞の爲之と如何にして衝突を避くるかの策を練つてゐたのであつた。

明治三十五年一月日英同盟締結せらるゝや露國は同年三月露佛同盟の效力範圍を極東に擴張することを宣言し、又同年四月には淸國と滿洲還附に關する條約を締結して一部の撤兵を實行したが、明治三十六年四月の第二期撤兵期に至るや遽かに之を中止し、淸國政府に對し滿洲還附の代償を求むるのみならず、營口に增兵し、鴨綠江右岸に兵力を移動して朝鮮半島を脅威する等其の極東政策に激變を示すに至つた。

第二節　戰爭開始前朝野の辛苦

斯くの如く明治三十五年は東亞の天地漸く多事にして、暗雲既に滿洲の山野に低迷し、猛鷲の爪牙は將に朝鮮半島に加へられんとする形勢にあつたので、政府は軍備を充實して自衛の方策を樹てんと欲し、海軍擴張案及之が財源たるべき地租稅增徵案を第十七帝國議會に提出した。衆議院は遂に解散となり、政府は止むなく地租稅率を改正し、辛うじて第十八議會を通過した。陸軍としては兵器彈藥の製造すら繰延の悲運に陷つたので、如何にして其の急に應ずべきかは當局の最も焦慮した所であつた。

明治三十六年四月に至るや、露國は第二期撤兵を中止し、又五月中旬には鴨綠江下流の龍巖浦を占領し、東方經營の步を進むるに至つたので、參謀總長大山巖は五月十二日東亞の形勢を察し速かに皇國軍備の充實整頓を圖るの必要なるを闕下に上奏した。

當時皇國としては、强大なる侵略國に對しては、防勢を以ては國防を安固ならしむることが出來ず、又攻勢を採つて敗るれば國家を滅亡に至らしむるの虞ある難局に直面してゐたので、陸軍に於ても、皇國の防衞上積極案に出づべきや、將た消極案に止むべきやに關し幾多の意見を生じたが、大山參謀總長は斷乎として次の意見を上奏し　聖斷の資に供し奉ると同時に、之を內閣に提出した。(意見書略)

政府に於ては露國の第二期撤兵中止以來朝鮮確保の決心を採用せるものゝ、對露直接交涉は極力避

けて事態の穩便なる解決を求めんとしてゐたが、朝鮮に關する意見書が上聞に達し、其の翌六月廿三日に御前會議が開かれ、東洋平和の爲には皇國は武力に訴ふるも淸國、朝鮮の獨立及領土保全を確保する事を要すとの結論に達し、露國に對し直接交渉を開始するに決せられた。此の交渉に於ても皇國は努めて平和裡に解決せんとし、讓步に讓步を重ねたが、露國は毫も誠意を披瀝せず、時日の遷延を策し、戰力の整備充實に努めた。彼我主張の相違點は、皇國が東亞の平和と既得權との關係上淸國の獨立と領土保全とに重點を置けるに反し、露國は朝鮮問題のみに限定して滿洲は日本の利益外なりとする點であつたが、遂には朝鮮北部に中立地帶を設置せんことを要求して來るが如く、主張の根本に甚だしき相違があつたので、愈〻開戰の避くべからざるを痛感するに至つた。

當時國內に於ても露國の橫暴に憤激し、政府の軟弱なる外交を非難し、日露開戰を主張するの聲漸く盛んとなり、明治三十六年十二月十日開會の第十九帝國議會に於ては、衆議院は內閣彈劾の奉答文案を滿場一致議決するに至つたので政府は衆議院の解散を奏請するに至つた。かゝる國家浮沈の境に於て、宸襟を惱し奉つた事は恐懼に堪へない次第であつた。

當時極東方面に集中せる露軍に對し、我が野戰軍兵力の劣勢は掩ふことが出來ず、勝利獲得の爲には我が兵力集中の迅速を利用し、敵の集結中に逐次之を殲滅するの外に途がなかつたので、陸軍當局

は政戰兩略の一致を主張し、一刻も早く開戰を決行せんことを促したが、政府は他に期する所があつたのか此の議を容るゝに至らなかつた。然るに日露の交渉は遷延に遷延を重ね、明治三十七年一月末日に至るも尚其の回答に接せざるのみか、彼の極東に於ける兵備は著々増强せられ、今や露國に對して一日の偸安を許さざるに至つた。

第三節　開戰後の情勢

明治三十七年二月四日遂に開戰となつたが、我が軍は野戰に攻城に連戰連勝、破竹の勢を以て敵を擊破し、明治三十八年二月下旬以來約二十五萬の兵力を以て、奉天附近の陣地を占領せる約三十七萬の露軍を攻擊し、沍寒氷雪の中に力戰健鬪すること十餘日、遂に頑强死守の敵を擊破して多大の損害を與へ、數萬の將兵を捕虜にして曠古の大捷を博し、皇國の武威を中外に發揚した。彼我參加兵力は全戰役間の最大を數ふる會戰であり、而も三月十日は戰況我に最も有利に發展し、日露陸戰の總決算をなした日であるので、今日之を陸軍記念日、否國家の記念日となし、本戰役の洪勳を欽仰すると共に、護國の神となつた幾多先輩の英靈を慰藉し、且後進者を砥礪薫陶して益〻軍隊の士氣を振起せんとするのである。

顧るに全日露戰役間を通じ、我が軍は露軍に對し物質的に何等の優越をも發見することが出來ず、

常に寡兵と鈍器を以て戰つた。然るに拘らず、常に連戰連勝敵を壓伏したことは、唯〻御稜威に依るといふ外はないが、指揮官統帥の優越と、將兵の忠君愛國の精神並に不撓不屈の熱誠、更に銃後の擧國的後援の賜と言はねばならぬ。

奉天占領ノ時ノ勅語（明治三十八年三月十三日）

奉天ハ客秋以來敵軍此ニ鞏固ナル防禦工事ヲ設ケ優勢ノ兵ヲ備ヘ必勝ヲ期シ衡ヲ爭ハントセシ所ナリ我滿洲軍ハ機先ヲ制シ驀然攻進沍寒氷雪中力戰健鬪十餘晝夜ヲ連ネ遂ニ頑强死守ノ敵ヲ擊破シ數萬ノ將卒ヲ虜ニシ多大ノ損害ヲ與ヘ之ヲ鐵嶺方向ニ驅逐シ曠古ノ大捷ヲ博シ帝國ノ威武ヲ中外ニ發揚セリ

朕深ク爾將卒ノ能ク堅忍持久絕大ノ勳功ヲ奏シタルコトヲ嘉ス尙ホ益〻奮勵セヨ

要するに明治三十七、八年戰役に於ては、我が先輩は擧國一致未曾有の國難を打開して國家的事業を敢行し、滿洲の野から妖雲を拂ひ、國民の信念を强化し、日本をして世界の日本たらしめた。此の戰果たるや洵に偉大で皇國の劃期的飛躍を實現し、皇國の正を履んで懼れない態度を世界に示し、道義日本の眞姿を顯出した。併し乍ら戰勝の裏面を觀察せば、平素に於ける戰爭準備業務の不備が戰爭指導を困難ならしめたことは前述の如くであつて、之が爲長期戰に入るの止むなきに至らしめたが、

將來之を繰返すことのないやう努力せねばならぬ。

第十三章　海軍記念日

總說

第一節　露國太平洋政策の梗概

第十六世紀の末葉から二百餘年に亙つて西伯利亞の大部分を併合した露國は、第十八世紀の末葉太平洋上に進出し皇紀二四六六（一八〇六）年には樺太を略取し、更に進んで千島列島や蝦夷及小笠原を窺覦したのであるが、更にアラスカを取り北米西岸を南下するに及んで、英、米兩國の容易ならざる敵となつた。

ペリー提督は英國に對抗せんが爲め一時露國と結ばうとしたと言はれてゐるが、大體に於て露國は英米に壓迫されて意の儘に發展することが出來ず、遂に皇紀二五二七（一八六七）年アラスカは米國に讓渡し、又皇紀二五二一（一八六一）年三月一旦占領した對馬を同年九月放棄せざるを得ざるに至つた。

樺太及千島に關する日露間の關係問題は中々解決するに至らなかつたが、皇紀二五三五（一八七五）

年（明治八年）になつて一條約が締結され、日本は樺太を放棄し其の代償として露國は千島に關する發言權を放棄した。國力の不足とは言ひながら實に遺憾千萬である。今樺太全島を持つて居つたならば國家の自給自足上如何程有利であつたか分らない。

其の後露國の對日壓迫は下火となつたけれども、朝鮮問題で日、淸兩國が衝突し韓國は內外共に不安狀態に陷つたことに著眼して、兵制改革や其の他の問題に手を出し、更に皇紀二五四四（一八八四）年には元山灣の北西隅に在る松田灣の割讓を韓國政府に迫つたのみならず、當時露國と政治的及經濟的に接近し居つた佛國は澎湖列島を占領中であつたから、英國は皇紀二五四五（一八八五）年四月東洋に於ける勢力均衡を維持しやうとして、朝鮮南岸の巨文島を占據した。然し乍ら露國が松田灣を放棄するに及んで皇紀二五四七（一八八七）年二月二十七日英國は巨文島を放棄した。

明治十七年（一八八四）朝鮮問題で日、淸兩國の關係は危殆に瀕して爾來一弛一張十年を經て開戰となつたのであるが、此の間露國は列强の思惑を憚つてか比較的愼重な態度に出た。併しながら皇國が連戰連勝し、明治二十八年（一八九五）四月媾和條約が締結され、其の結果遼東半島が日本の版圖に歸すると云ふと、露國は之を以て「啻に淸國の首府を危くするの惧があるのみならず、之と同時に韓國の獨立をも有名無實なものたらしめ、極東永遠の平和に對し障碍を及ぼすものである」と宣言し、

佛、獨兩國と共に强硬な抗議を提出し、一年有餘の戰爭に疲弊した皇國をして遼東半島還附の止むなきに至らしめ、以て一は他日の活動に備へたのみならず、一は清國の歡心を買ひ、更に又清國から皇國に支拂ふべき償金の貸與を斡旋する等彌〻恩惠を施し、誘惑威嚇又は賄賂など有ゆる惡辣なる手段を弄して、明治二十九年遂に露淸銀行を北京に建て、次で東淸鐵道の敷設權を得て直ちに其の起工に著手したが露淸兩國間に對日攻守同盟が成立したのは此の時である。若し三國干涉がなかつたら日露戰爭は起らなかつたかも知れず、縱ひ起つたとしても違つた形式を採つたであらう。帝國民の所謂臥薪嘗膽は之に端を發したのである。

明治三十年十一月淸國山東省で土匪の爲獨逸の宣教師二名が殺害されたことを口實として獨逸は膠州灣を占領し、翌年一月になつて之を租借した。處が素々膠州灣は曾て露國が淸國の承諾を得て冬期軍艦碇泊地と定めた場所であつたので、露國は之を口實とし又他の强國の侵略に對して滿洲を防禦する爲と稱して、三月二十七日第一には旅順及大連灣を二十五箇年間租借し更に更新繼續する事、第二には右租借地に兵備を施し陸海軍を集中する事、第三には東淸鐵道幹線から旅順、大連に接續する鐵道及營口から鴨綠江に至る間の海岸適宜の場所に至る支線を敷設し得る事を淸國に强要して其の目的を遂した。「ウイツテ」に從へば此の點に就て露、獨兩皇帝の間には豫め默契が成立して居たといふ事

であるが、支那の領土保全を口實として二年前皇國から奪つた遼東半島は易々と露國の占有に歸したのであるから、皇國官民の憤慨は殆んど絶頂に達せんとした。

明治三十三年團匪事件が起ると、露國は動亂が滿洲にも波及したのを口實として大々的に出兵し、鐵道保護と稱して滿洲全部を占領した。團匪事件は列國の共同出兵に依つて間もなく鎭定したのであるが、露國は依然滿洲から撤兵しなかつたのみならず、淸國を强壓して事實上滿洲を占有しやうとした。斯樣な露國の態度は日本に重大な脅威を與へた事は勿論であつたが、之より先、露國は英國とは現今の奉山鐵道問題で又米國とは牛莊事件及商埠地開設問題で衝突した。斯くして露國は日英米三國を向ふに廻はして滿洲の獨占權を得やうとして種々畫策したのであるが、容易に其の目的を達せず、明治三十五年一月三十一日には日英同盟條約が締結されたるを以て露國は遂に同年四月八日滿洲還附條約を締結するの止むを得ざるに至つた。然しながら明治三十五年十二月二日遼河右岸の撤兵を終つたのみで依然滿洲占領を解除せず、更に進んで明治三十六年四月十八日彼の有名な七箇條の條約を淸國に對して强制しようとしたが、日、英、米三國が淸國政府に警告を與へたので、淸國政府は之に力を得て四月廿五日になつて斷然露國側の要求を拒絶した。淸國政府としては以夷制夷を行つた譯であるが、依然たる露國の滿洲占領に對しては如何ともすること能はずであつた。

露國は滿洲に於て前述のやうな侵略を恣にしたのみならず、朝鮮に於て爪牙を露はし、朝鮮からも日本の勢力を驅逐しやうとした。卽ち日清開戰以來內政改革問題に關し、日韓兩國の間に釁を生じたのに乘じ巧に排日熱を煽り、爲に日露の軋轢極度に達し、其の結果遂に明治二十八年十月九日閔妃殺害事件を惹起するに至つた。爾來數箇月の間露國は殆んど韓廷の實權を握り橫暴を逞しうしたのであるが、翌年六月に至り日露議定書が露都で調印され、皇國は辛うじて旣得權を擁護することが出來た。然し其の後に於ても露國は往々議定書の精神を無視して傍若無人の振舞を敢てせるを以て、啻に韓人の感情を害したのみならず英、米兩國からも白眼視されることになつた。玆に於て露國も止むを得ず明治三十一年四月二十五日東京で新議定書に署名することに同意した。

然るに其の翌年韓國政府が馬山浦を開港しやうとした時、露國政府は港內景勝の地を買收し、之に海軍根據地を設け、旅順と浦鹽との中繼地としやうとしたが、邦人に先んぜられて目的を達せず、翌年三月栗九味を買收したのみに終つた。

斯くの如く一時露國政府は韓國で消極的態度を採つたが、之は固より本心ではなく明治卅六年四月には若干の露兵が鴨綠江を渡つて韓國に侵入し來り、北韓地方に著々軍事及產業施設を行ふに至つた。

以上は日露戰爭直前に至る迄の日露兩國の關係の梗概であつて、次で日露交渉が開始され、皇國は滿洲は露國に讓り、韓國の獨立を擁護するに止めやうとする讓步的態度に出たのであつたが、皇國の決意を知らざる露國は恫喝に依り主張を貫徹し得べしと多寡を括り、毫も妥協の色を示さず、遂に交渉は決裂し、露國は却つて不意を襲はれ開戰劈頭大打擊を被ることになつたのである。

皇國は日露戰爭前百餘年に亙つて執拗な露國の東進政策に對抗したのであるが、戰爭後形勢は一變した。露國の脅威は餘程薄らいだが之と同時に海洋方面からも脅威を感ずるやうになつた。

而も新しい脅威は露國の夫れにも增して辛辣であり、根氣强い皇國民の確乎たる決意を要する所以である。

第二節　海上作戰の概要

露國の太平洋艦隊は主力を旅順に置き、裝甲巡洋艦數隻より成る有力なる一艦隊を浦鹽に配して居つたが、帝國は殆んど全海軍力を佐世保に集中し、地形上皇國は露國艦隊を二分し所謂內線の利を占めて居つた。是れ卽ち明治三十七年二月初旬日露戰爭勃發當時に於ける彼我海軍兵力配備の概況であるが、尙此の外皇國が伊太利で買收した日進、春日の兩艦は新嘉坡を出て東航し。極東派遣の途上に在つた露國の小艦隊は地中海に淹留して居つた。

そこで愈〻開戰に決するや皇國海軍は一支隊を仁川に派遣して露國警備艦ワリヤーグとコレーツを擊破すると同時に、主力を以て旅順港外碇泊の敵主力艦隊に痛擊を加へ、更に轉じて浦鹽を砲擊し、八面六臂敵の出鼻を挫き、爾後之をして退嬰の餘儀なきに至らしめたが、第一軍を無事に朝鮮に上陸し得たのは全く其の賜である。

黃海方面に集中された露國海軍に對する皇國海軍の第一擊は、能く之を「マハン」の所謂要塞艦隊たらしめたのであるが、未だ敵兵力を全滅したといふ譯でなく其の結果六月廿三日及八月十日の兩回に亙つて封鎖戰を行つたが何れも失敗に終り、浦鹽艦隊も屢〻日本海を游弋し、或は太平洋に出で或は對馬海峽を侵し、通商破壞又は輸送船脅威には多少の成果を擧げたけれども、八月十四日蔚山沖に敗れ再起不能の大打擊を受けた。

旅順に在つた敵主力艦隊は、數回の封鎖戰に敗れた後も尙餘喘を保つて居たが開城の直前大部分は攻圍軍の砲擊に沈み、若干は我が海軍の攻擊に潰え殘部は中立港に逃走した。斯くして開戰當初太平洋に在つた露國海軍は全滅した。

之より先、露國政府は戰勢の挽回を圖らうとして太平洋第二艦隊の極東派遣計畫を樹てたが、該計畫が公表されたのは實に明治三十七年四月三十日であつた。當時は完成された艦船が少數であつたの

で急遽全國の工業力を動員し、次のやうな順序で艦隊の出發準備を終へ十月十五日リバウ軍港を出發遙々征途に上つたのである。

十月中旬といへば旅順要塞の攻略作戰は思ふやうに進捗せず、之と同時に彼我の野戰軍は沙河を隔てゝ相對峙し、敵は益〻兵力を増加しつゝあつた時であるから、所謂バルチック艦隊出發の飛報に接した皇國は上下悲壯な決意に燃えたのであつた。

バルチック艦隊は出發後、北海で英國漁船砲撃事件を起し英、露の國交を一時危地に陥れたが、其の進航は意外に疾く、十一月上旬北阿タンジール港で二隊に分れ、主力は喜望峰を迂回し、支隊はスエズ運河經由印度洋に進出し、明治三十八年一月上旬豫定會合點であるマダカスカル島の北岸ノシベに於て首尾よく兩隊は合同を遂げ、十一月中旬本國を出發した一部隊も既に地中海に入つたのであつたが、此の時圖らずも旅順開城の情報に接した。誠に戰運といふものは一弛一張である。

明治三十七年十二月中旬迄に、旅順に在つた敵艦隊の大部分を撃破し去つた皇國艦隊は幾何もなくして先づ本國に引揚げて艦船の修理を行ひ、次で翌年二月中旬から逐次鎭海灣に集中し、一方浦鹽を監視すると共に教育訓練を勵行し所謂逸を以て勞を待つた。

第三節　日本海々戰

三月十六日四十餘隻より成る敵の艦隊はカムラン灣に向つてノシベを出港した。是れより先き第二艦隊の出發後編成されたネボガドフ少將を司令官とせる戰艦一隻、海防艦三隻、裝甲巡洋艦一隻、運送船、工作船、病院船等七隻計十二隻より成る第三艦隊は二月十五日第二艦隊に合すべく既にタボウを出發したのであつた。

我が將兵の訓練は敵が接近して來ると同時に日に夜に白熱化して來た。彼の東郷長官の訓示の通り鋭意戰鬪力の培養に努めた。然るに四月五日マラツカ海峽に入り十二日カムラン灣に到著したロ提督は第三艦隊の合同を待たず浦鹽に急航せんと欲したが、露國軍司令部の容るゝ所とならず、荏苒其の來著を待つこと一ケ月、五月九日カムラン灣の北四十餘里にあるヴアンフオン灣に於て漸く第三艦隊と會合した。そこで五月十四日愈〻朝鮮海峽に向つて航行を開始し、臺灣の南方より八重山列島の東方を迂回して同十五日には上海の沖合に到達し、一部の運送船隊を上海に放ちロ提督は總艦船三十八隻を率ゐ北上した。

我が艦隊は東郷長官、加藤參謀長、秋山參謀、上村、片岡、出羽、三須、瓜生、島村、東郷、山田等の名將と軍議を凝らした。敵は五月下旬を以て朝鮮海峽を經て浦鹽に向ふものと判定し、嚴密なる

配備の下に對馬海峽を扼したのである。第三、第四、第五、第六戰隊は對馬附近に、或は五島方面に假裝巡洋艦數隻は遠く海峽の西方海面に出動して專ら哨戒に從事し、主力第一、第二戰隊は鎭海附近にあつて敵の北上に備へてゐた。炭水は滿載せられ、火砲其の他整備せられ、將兵の士氣はいやが上にも高潮した。かくて五月廿六日の夜は過ぎて大海戰日なる廿七日の朝となつた。午前四時三十分頃哨艦信濃丸から「敵艦見ゆ」との警報を傳へた。東鄕司令長官聯合艦隊に直ちに出動を命じ之を擊滅せんとして、「天氣晴朗なれども波高し」との第一の報告を大本營に打電し、總艦隊を率ゐ沖ノ島の北方を指して鎭海灣を出動した。時に午前六時であつた。旗艦三笠を先頭に、濛々たる煤煙を天空に靡かせ威風堂々海上を壓した。

和泉から敵艦隊の編成、陣形、針路、速力等に至るまで詳細の狀況を報告した。敵が對州東水道を通過せんとするを知つた我が聯合艦隊は之を沖ノ島附近に邀擊するに決し午後一時過ぎ同島の北方に達し、敵航路の前方を扼し、網を張つた狀況に占位した。午後一時半頃南西遙か水平線上には、黃土色の煙突が折柄の濛氣の中からズラリと竝ぶのが見えた。蜿蜒長蛇の如く海上を蔽ふて航行する有樣は敵ながら壯觀であつた。我が軍は旗艦三笠には東鄕長官以下幕僚は双眼鏡をとり敵情視察に餘念がない。敵艦は二列縱陣の隊形にて右翼列の先頭にはボロヂノ型戰艦四隻より成る一隊を左翼列には

オスラビヤ、シソイウエリヤ、ナワリン、ナヒモフの四隻より成る一隊を位置せしめ、其の後方にはニコライ一世外三十隻の艦船が數海里に亙り續航した。午後二時頃三笠の檣頭に一旒の信號が揭げられた。

「皇國の興廢此の一戰にあり各員一層奮勵努力せよ」

との信號である。眞に然りで此の一戰に敗れんか、制海權は敵に委ね、滿洲軍との交通、連絡共に不可能となり、沿岸は敵の爲に封鎖せられ、國民生活の必需品は斷たれ實に重大なる窮乏に陷るのである。

併し先頭にある三笠は敵前八千米に於て突然として取舵を採つた。後續の諸艦も之に順つた。正に東鄕長官の英斷である。之は誠に愚策であつて机上に於ては斯くの如き策は決して採らないが、皇國の興廢を双肩に擔ひたる長官の英斷といはねばならぬ。敵が「しめた、我は勝つた」といつたと言ふのは實に此の刹那であつた。轉回の爲に各艦の位置が一時一點に止まるのを見て、敵は猛射を始めた。三笠の附近は巨彈の雨注で爆煙と水煙で艦影を沒した程であつた。我が方に於ては中々射擊開始はせず、敵の先頭を壓迫する爲に距離を詰め丁字の戰法を採つた。午後二時十分頃遂に「擊方始め」の命は出た。待ちに待つた將兵は猛烈なる射擊を開始した。距離は六千四百米、かくて日本海々戰の幕は

切つて落された。間もなくオスラビヤは大火災を起し、距離愈〻近づいて五千米となり、我が砲火は益〻激烈となり遂にスウオーロフ及びアレキサンダー三世に火災を生ぜしめ、又餘の諸艦も相繼いで火災を生ぜしめた。三時を過ぐる頃旗艦スウオーロウ及び他の二、三艦は大損害を被り列外に出で、次でオウビヤは沈沒し隊形は混亂し漸次南方及南東方に轉進し始めた。敵のロ提督も頭部に重傷を負ひ遂に列外に脫出した。之が爲に敵艦隊は四分五裂の狀態となり、各〻血路を求めて北に南に遁走し始めた。何れも我が艦隊の包圍や追擊を受け、遂にアレキサンダー三世、ボロジー、スウオーロフの如き主力は擊沈せられ、其の他の艦船も大破損を受けロ提督はネボガドフ少將に艦隊の指揮を讓り驅逐艦に乘り脫出した。

かくて我が主力艦隊は北々西方に敵を索めて進んだが、時既に日沒に近く夕陽西に傾き視界自ら狹小となつたので七時半頃爾後は驅逐艦、水雷艇に讓り、全軍には翌朝鬱陵島に集合すべきを電命し、長官は第一戰隊を率ゐて戰場を去り北上して敵の退路に備へた。

日本人の性格に適した魚雷攻擊は我が海軍の强味であると共に、實に國民の誇りである。第一、第二、驅逐隊及び第九艇隊は北方より、第三、第四、第五驅逐隊は東方より、第一、第十、第十五、第十七、第十八、第二十艇隊は南方より殆んど三面包圍の形を以て敵に肉薄した。朝來の風は稍〻靜まつたが、

波濤猶高く船の動揺五、六十度に達し、羅針は殆んど其の用をしない。怒濤を被りながら、突撃に次ぐ突撃を以てし、一艇去れば一艇迫り、發射した魚雷は敵の前後左右から矢の如く突進しては命中爆發する。晝を欺く敵の探海燈は其處此處に輝き、眼もくらむ許りである。かゝる中を所謂當るを幸ひ薙ぎ倒したのである。或は敵の列中に突入し、機砲の彈雨の中を魚雷を發射したるなど、如何に猛烈であつたかを想像する事が出來やう。之に反し敵は大損害を被り各艦艇分離し、只ネボカドフ司令官の率ゐるニコライ一世アリヨオル、アプラキシン、センヤーヴィン、イズムルード等の一隊が辛うじて戰場を脱出し得たに過ぎなかつた。

昨夜來北上して浦鹽へ遁走を企てたネボカドフ一隊と我が主力艦隊とが再び遭遇した。敗敵は戰ふ意志なく投降をした。我が海軍は秋山參謀を派遣し、午後一時半頃同少將は幕僚を従へ水雷艇に乘り三笠に東郷長官を訪ふた。長官は將官室に會見し正式の降服を受けた。東海の名提督東郷大將と西露老將ネボカドフ少將の半白の鬚髯をふるはしながら降を乞へる、此の歴史的光景は實に光輝ある最後の一場面であつた。

然るに刻々報告が集まつて見ると三十八隻中十九隻は撃沈、五隻は捕獲二隻は抑留、其の他は中立國に入りて武裝解除。浦鹽に遁走せしもの巡洋艦一、驅逐艦二のみ、敵將ロ提督以下六千餘名の俘虜、

死傷數千に及んだ。之に反し我が戰死傷者七百餘、水雷艇三隻沈沒したのみ。敵と比較するに我が艦隊は寔に千古比類なき海戰上の大勝利を博したといふより外ないのである。

日本海々戰後ニ賜ハリタル勅語（明治三十八年五月三十日）

聯合艦隊ハ敵艦隊ヲ朝鮮海峽ニ邀擊シ奮戰數日遂ニ之ヲ殲滅シテ空前ノ偉功ヲ奏シタリ朕ハ汝等ノ忠烈ニ依リ祖宗ノ神靈ニ對フルヲ懌フ惟フニ前途ハ尙遼遠ナリ汝等愈〻奮勵シ以テ戰果ヲ全ウセヨ

帝國は擧國一致して露國を討ち戰勝の榮冠を得たのであるが、此の擧國一致國防に任ずるといふことは皇國建國の精神である。又對露作戰には皇國の地理的位置が非常に大きな役割を演じたが、其の原因は　天祖が大和民族の疆土として此の大八洲を選ばれたといふ建國の事實である。皇國建國の精神と事實とが國防の最大要素であるといふことは吾人の常に忘れてはならない事柄である。

第十四章　滿洲事變

總説

第一節　原因の主なるもの

一、萬寶山事件

萬寶山事件は中村大尉事件と共に滿洲に於ける日支間の危機を釀せる直接原因として廣く認められる。

萬寶山は長春（新京）の南十八哩（三十粁）に位する一小村にして伊通河に沿ふ低濕地である。此の地に於て支那人仲介業者赫永德といふ者皇紀二五九一年四月十六日附契約を以て長農水田公司の爲支那人地主より廣大なる一劃の地を商租した。契約中には縣長其の條項の承認を肯ぜざる場合には契約は無效なるべき旨規定せられた。此の後暫時右商租はこの土地全部を朝鮮人の一團に再商租した。この第二契約はその實施につき官憲の承認を必要とする規定を含まず、又朝鮮人が灌漑用水溝及附屬の小溝を構築する事を當然のことゝ見做して居た。赫永德は先づ支那人地主との原商租契約に對する支那側の正式承認を取付くることなくして朝鮮人農民に對しこの土地の再商租した。第二契約締結直朝鮮人は數哩に亙り灌漑溝又は水道の開鑿を開始し、伊通河の水を引いて此の低濕地に之を分ち、土地の水田耕作に適せしめんとした。然るに何れの商租契約の當事者にも非ざる支那人の大面積の耕地伊通河と、朝鮮人の右商租地との間に介在したるを以て、右水道は該耕地を横斷した。朝鮮人は灌漑溝により其の土地に十分の水を引き來る爲め伊通河に堰を築かんとした。既に相當の長さの灌漑溝

完成せる後水道に依り其の土地を横切られたる支那農民は群を爲して蜂起し萬寶山當局に抗議し彼等の爲め干渉せんことを請願した。其の結果支那地方官憲は現場に警察官を派し朝鮮人に對し即時開鑿工事を停止し同地より退去せんことを命じた。之と同時に在長春日本領事は朝鮮人保護の爲め領事館警察官を派遣した。日支代表間の地方的交渉は問題の解決に成功しなかつた。其の後暫時にして兩國側共增援警察官を派して互に抗議、反駁すると共に交渉を試みた。

六月八日、兩國側は其の警察隊を撤去し萬寶山に於ける事情の共同調査を行ふことに意見一致した。この共同調査の結果、原商租契約は若し支那縣長の承認なき時は全契約は「無效」となるべき旨の規定を有したること、竝に縣長の承認は未だ與へられたることなきこと明かとなつた。然るに共同調査員は、其の調査の結果につき、何等意見の一致を見るを得なかつた。卽ち支那側に於ては灌漑溝の開鑿は之により其の地を横切られたる支那農民の權利を侵害せること明白なりと主張、日本側に於ては朝鮮人は其の商租手續の誤謬につき何等責任無かりしにも拘はらず右誤解の故に排斥せらるゝことは公正ならず、故に其の工事繼續を許可せらるべきなりと主張した。其の後幾何もなく朝鮮人は日本領事館警察官の援助を得て水道開鑿を續行した。

七月一日の事件はかゝる事態より惹起せられた。同日灌漑溝に依り、其の土地を切斷せられた四百

名の支那農民の一隊は農具及び矛槍を携へ朝鮮人を驅逐し灌漑溝の大部分を埋立てた。茲に於て、日本領事館警察官は右暴徒を解散せしめ、朝鮮人を保護する爲發砲したが何等被害はなかつた。支那農民は撤退し、日本警察官は朝鮮人が水溝及伊通河の堰を完成する迄現場に駐屯した。支那地方官憲は在長春日本領事、警察官、朝鮮人の行動に就て抗議を繼續した。

日本側は朝鮮人の居住及び借地の特權は間島協約に依り限定せられずして、南滿洲を通じ、一般日本臣民に附與せられたる居住及商租に關する權利に包含せらるゝが故に、朝鮮人は萬寶山に於て居住及び商租に關する條約上の權利ありと主張す。尙朝鮮人の地位は他の日本臣民の地位と同一である。又朝鮮人は米の耕作計畫を爲せるのみならず、日本官憲は租借契約を取扱ひたる支那人仲介者の不始末に對し責任を負ふことを得ず。日本政府は萬寶山より領事館警察官撤退に同意するも朝鮮人小作人は依然同地に留まり、其の米作地の耕作を繼續した。同年九月迄には萬寶山事件の完全なる解決を見なかつた。

二、中村大尉事件

中村大尉は皇紀二五九一年盛夏の候滿洲の一僻地に於て支那兵の爲殺害された。大尉は日本現役陸軍將校で日本政府の使命を有して同方面に赴いたものであり、ハルピン通過の際、支那官憲は同大尉

の護照を檢査せるが同大尉は農業技師と自稱した。其の際同大尉はその旅行地域は匪賊橫行地域なる旨警告せられた。同大尉は武器を携帶し、且賣藥を所持してゐた。六月九日中村大尉は三名の通譯者及び助手を伴ひ東支鐵道西部伊勒克特驛を出發した。同大尉が洮南の方向に於て奥地へ相當の距離にある一地點に到達せる際一行は屯墾軍第三團長關玉衡の指揮する支那兵に監禁せられ、數日後六月二十七日頃同大尉及び一行は支那兵の爲に射殺せられ死體は右行爲の證據湮滅の爲燒き棄てられた。

中村大尉及びその一行の殺害は不正であつて、日本軍隊及び國民に對する侮辱である。之に對し支那側は事件の公式調査を遷延し、事件の責任を回避し、且支那官憲は事件の眞相を確むる爲にあらゆる努力を爲しつゝありと稱するも何等の誠意もなかつた。

支那側は最初中村大尉及び一行は慣習上內地旅行の際、外國人が所持すべき許可證を檢査する期間監禁せられたること、同大尉と一行は好遇されたといふも然らず左樣でない。大尉が遁走を企てつゝある際、步哨に射殺せられたることを主張した。又大尉は身邊に日本軍地圖一葉及日記帳二册を含む書類を携帶せることを發見せられたが、右は同大尉が軍事探偵若くは特別軍事的使命を帶びたる將校であることを證するに足るとその責任を免がれてゐる。

七月十七日大尉死去の報がチチハル日本總領事の許に到達せるが、同月末在奉天日本官憲は支那地

方官憲に對し中村大尉が支那兵に依り殺害せられたる確實なる證據を有する旨を通告した。八月十七日在奉天日本軍當局は中村大尉殺害の最初の報道を公表した。同日林總領事、事件調査の爲め、東京日本陸軍參謀本部より滿洲へ派遣せられたる森少佐は遼寧省主席臧式毅と會見したが、臧首席は即時同事件を調査すべきを約した。其の後直ちに北平の一病院に病臥中の張學良元帥及在南京外交部長に通告し、又二名の支那人調査員を任命し、直ちに殺害の現場へ赴いた。右二名の調査員は九月三日又獨立して調査した。森少佐は九月四日奉天に歸つた。同日林總領事は支那參謀長榮臻將軍を訪問し、同將軍より支那調査員の報告は不確實且不滿足なりしを以て、再度調査の必要あるべき旨の通告に接した。榮臻將軍は滿洲事態の新たなる進展に關し張學良元帥と商議の爲め九月四日北平に赴き九月七日奉天に歸還した。

張學良元帥は滿洲に於ける事態の重大なるを知り、臧式毅主席及榮臻將軍に對し遲滯なく中村事件の現地再調査を訓令した。張學良元帥は本事件に對し、日本陸軍が多大なる關心を有することを日本軍事顧問より知り、事件を有效的に解決せんと欲し柴山少佐を東京に派遣した。同少佐は九月十二日東京に到著したが、其の後張學良元帥は中村事件の速急且公平なる結末を得んことを切望せる旨を述べた。其の間張元帥は滿洲に關する日支紛爭問題解決のため高級官吏湯爾和を外務大臣幣原男爵と協

議せしむる爲め東京に派遣した。湯爾和は幣原男、南大將、其の他陸軍高級武官と會談した。南京政府は該事件につき一切與らざる旨述べたと報道した。

第二回支那調査團は殺害の現場を視察後九月十六日朝歸り現地報告をなした。十八日午後日本領事は榮臻將軍を訪問し、其の際同將軍は關玉衡團長は九月十六日中村大尉殺害の責により奉天に召喚せられ、卽時軍法會議により處斷せられる旨述べた。幾多の日本將校中土肥原大佐は中村大尉の死去に對し關團長は奉天に於て檻禁せられ、その軍法會議の日取が一週間以内と知り、中村事件の滿足なる解決を圖らんとする支那側の努力の誠意如何に就き疑惑を表はしたが、外交々渉は九月十八日夜迄は好都合に進展しつゝあつた。

中村事件は他の如何なる事件よりも一層日本人を憤慨せしめ、遂には滿洲に關する日支懸案解決の爲實力行使を可とするの激論を聞くに至つた。本事件自體の重大性は當時萬寶山事件、朝鮮に於ける排支暴動、日本陸軍の滿鮮國境圖們江渡河演習竝に青島に於ける日本愛國團體の活動に對し行はれた支那人の暴行等に依り日支關係は緊張せる際なるを以て一層增大された。中村大尉は現役陸軍將校なる事實は强硬迅速なる軍事行動を理由として、之が爲めに滿洲及日本國に於て國民大會行はれた。

斯くて日支關係は幾多の紛議及事件の結果著しく緊張した。兩國間三百の懸案があり、此の懸案の

事件處理に平和的手段の手續に依り處理する爲め多少の努力が爲されたるが立證せられ居るも、而も右手續は未だ十分用ひ盡くされなかつた。特に軍部は中村事件の卽時解決を主張し、就中帝國在鄕軍人會は輿論喚起に力あつた。九月中支那問題に關する一般的感情は中村事件を焦点として頗る强大となり、滿洲に於て幾多問題を未解決の儘放棄する政策は支那官憲を以て日本を輕蔑視せしむるに至らしめた。

第二節　滿洲事變勃發　昭和六年九月十八日夜

河本中尉は兵六名を率ゐ、九月十八日夜、警戒任務を受け奉天北方の南滿洲鐵道線路に沿ひ演習を行つてゐた。奉天の方向に南進しつゝあつたが、同夜は晴れたるも暗夜で視界廣からず。彼等が小道の線路を橫斷せる地點に達せる時稍〻後方に當つて爆發の大音響を耳にせるを以て方向を轉じて走り還りたる處、約二百米行きたる地點の下り線軌道片側の一部分が爆破されてゐた。右爆破は二軌道接合點に起つたもので、兩軌道の尖端は全く引離され、之が爲め線路は三十一吋の間隙を生じた。爆破點に達するや步哨は線路兩側の畑地から射擊された。河本中尉は直ちに部下に散開應戰を命じた。此處に於て約五六名と覺ゆる攻擊隊は射擊を止め北方に退却した。我が步哨は追擊したが約二百米の地點に於て約三、四百名に達する一層有力なる部隊の爲め再び射擊された。河本中尉は此の優勢なる部

隊に包圍せらるゝ危險を認め、部下の一名に約千五百米の地點に夜間演習中の第三中隊長に報告せしめ、同時に他の一名に在奉天大隊本部に救援を求めしめた。

此の時長春發南下列車の接近しつゝあるを聞いたが列車が破損線迄に到達して轉覆を恐れ、列車に警告を與へん爲に線路上に音響信號を設置した。然るに列車は全速力にて進行し來り爆破地點に達するや動搖し一方に傾くを認めたるも回復し停車することなく通過した。時に午後十時半であつた。

戰鬪は次で再開せられ、第三中隊を率ゐる川島大尉は旣に爆音を聞いて南下の途中、河本中尉の傳令と遭ひ、之に案內され現場に向ひ、十時五十分頃到着した。一方大隊長島本中佐は電話に接するや、直ちに奉天にある第一、第四中隊に現場に向ふべきを命じ、又撫順の第二中隊に出來得る限り速かに之に加はるべきを命じた。右の二中隊は奉天より汽車にて柳條溝に來り其所より徒步にて夜半現場に到着した。

島本中佐は其の兵力約五百に過ぎず、而して北大營支那軍一萬を超えるものと信じたるに拘らず彼は「攻擊は最善の防禦なり」と信じ、直ちに營舍の攻擊を命じた。兵營は線路から幅約二百五十米の水溜りを隔てあり、爲めに部隊にて橫斷は困難であつた。支那軍は右地面を越え擊退されつゝある際、野田中尉は第三中隊の一部を以て彼等の退路を絕つ爲めに、鐵道に沿ひ進出すべきを命ぜられた。日

本軍が煌々と點燈しある北大營に到達するや、第三中隊は攻撃を行ひ、左翼隅を占領した。右攻撃に對し營內の支那軍は頑强に抵抗し、激戰數時間に及んだ。第一中隊は右翼、第四中隊は中央部を攻擊す。午前五時營舍南門は其の直前にある附屬家屋內に支那軍の放置せる大砲よりの二彈により破壞された。同六時全兵舍は完全に占領された。此の戰鬪に我が戰死二、負傷二十二、支那兵戰死三百二十、負傷二十名を出した。

一方平田大佐は午後十時四十分頃島本中佐より鐵道の破壞されたことを電話報告を受け島本中佐の行動を是認し、自ら城內攻擊に當るべきを決定し、午後十一時三十分迄に軍隊の集合を完了し攻擊を開始した。而して抵抗を受けず、時々市街上に戰鬪ありたるも支那警察との間に行はれたもので、彼の死者七十五名を生じた。午前二時四十分市の城壁を乘り越え午前三時四十分之を占領した。午前四時五十分第二師團司令部及第十六聯隊の一部は遼陽を出發せる旨の情報に接した。兵工廠、飛行場は午前七時半占領した。次で東大營を攻擊し、午後一時戰鬪を見ずして之を占領した。本庄中將は午前三時半旅順を出發し正午奉天に到著した。

九月十八日―十九日長春占領、九月二十一日吉林占領

兵約一萬、砲四十門を有する長春の北寬城子及南嶺支那兵營は、九月十八日夜同地駐屯の第二師團

歩兵第四聯隊及第一鐵道守備大隊（長谷部少將指揮下にあり）を以て攻撃せしめた。同地に於て多少支那軍の抵抗があつたが、夜半戰鬪開始して南嶺は十九日午前十一時、寬城子兵營は午後三時占領した。我が戰死將校三名、兵六十八名、負傷者は將校三名、兵八十五名であつた。吉林は發砲を見ずして九月二十一日占領した。次で錦州爆擊、嫩江鐵橋戰鬪、錦州、ハルピン占領となり、山海關卽ち長城直下に至るまで、張學良軍は完全に滿洲を撤退した譯である。

第三節　滿洲の秩序回復

九月十八日事件の結果奉天市の行政及び奉天省の行政は完全に破壞せられ、他の二省も影響を蒙つた。全滿洲の政治の中心、大連に次ぐ經濟的中心地であつた同市の著名の官公吏、敎育界、商業界の主要人物の大多數は直ちに家族と共に遁走した。

奉天市の秩序及市政復活、警官、監獄看守人に至る迄失踪した。行政機關は崩壞、電燈、自動車、市電、電話等の復舊中にある。土肥原大佐は奉天市長に就任し三日以內に市政は正常復活した。

第四節　獨立國家の創立

昭和七年三月九日新都新京に於て　溥儀氏は執政として就任式を擧行された。新國家の政策は「道義、仁慈、愛撫」を基礎とすべき旨宣言を發せられた。十日には新政府の幹部卽ち內閣の閣僚、立法

院長、監察院長、參議院總裁及副總裁、各省長及び特別區長、各省防備司令、其の他高官の任命があつた。而して滿洲國建設に關する通告は三月十二日諸外國に通告し、新國家としての承認を要求することゝなつた。

以上を以て滿洲事變は終局を告げ、爾來著々として發達を遂げ今や日滿兩帝國は互に提携して經濟萬般に亙り圓滿なる進歩發展を圖りつゝある。

第十五章　支那事變

昭和十二年七月七日、蘆溝橋に於ける支那軍の不法射擊に端を發した北支事變は、次第に發展して遂に未曾有の大事變と化し、皇軍絶大の活躍と擧國一致の奮起とに依つて、今や目覺しき戰果と共に東亞の新勢に一大轉換をなさうとしてゐる。

北支、中支、南支と到る處席卷し、今や、蔣政權は四川省の重慶に於て餘喘を保つのみで、日章旗の飜がへる所に更生東亞の曙光は輝きつゝあるのである。

帝國の歴史始まつて以來斯くも大規模なる聖戰に乘り出した試しなく、又この世界的意義の今日程重大なることもない。この聖戰の上に幾多忠勇なる將兵は尊き身命を捧げ、英靈は永へに聖業の貫徹

を見護り援けることであらうし、帝國の宏遠なる理想達成に對する國民の熱誠漸く高潮しつゝあるも亦自然のことである。

帝國不動の國是はいふ迄もなく滿洲及支那と提携して東亞平和の樞軸を形成し、之を核心とする世界の平和に貢献するにある。之は實に肇國以來の大理想たる八紘一宇の大精神に基くもので、過去、現在、未來を通じ、永遠に亙つて一貫不動のものである。從つて之に協力せんとするものは如何なる民族たるとを問はず、衷心親和の慶福を共にすべく、之に反し之を妨ぐる者に對しては止むなく聖戰は續けられねばならぬ。支那事變は固より支那が隣交の誼を忘れ信義を失ひ、永年排日抗日を以て國策とし帝國の權益を侵して飽くなき暴狀を極めたることに原因し、聖戰の目的は支那に反省を求むる爲の涙の鐵拳に他ならぬ。然るに國民政府は何等反省の色なきのみならず、我が國是に逆行して飽くまでも長期抵抗を續け、民衆を塗炭の苦みに陷れつゝ益〻東亞の禍亂を増大するの愚擧に出で、今や我が威武の前に全く度し難き自棄的暴狀を恣にして最後の抗戰に狂奔しつゝある。

帝國當面の最大事業は、專ら新興政權を扶け頑迷なる國民政府を潰滅し、或は之を傘下に抱合して新支那の建設を期するにあつて、此の方針は將來に亙り絶對に變更せらるゝことはなく、聖戰の目的は唯この一點に集中される。之が爲には如何なる困難を排除するも、飽くまでも所期の目的達成に向

つて邁進せねばならぬ。
思ふに事變の前途は猶遼遠である。戰局の方面のみに於ても更に幾段階を經ねばならぬであらうし、更に國內に於ては國家總力の結合並に之を以てする戰ひと、大陸に對しては新支那の建設と共に日滿支の提携を完成する等建設の方面に至つては前途洋々たるものがある。況して東亞を繞る國際全般の情勢は複雜怪奇を極め、事變の處理解決をして愈〻多難ならしむるものがあり、帝國をして一日の偸安をも許す能はざる實情にある。
然るに事變の長期に亙るに從ひ、第一線將兵の勞苦は固よりのこと、國民全體の負擔は益〻增大し思想、經濟方面に於ても一層擧國一致の覺悟を必要と思はしむるものがある。若し此の際、苟も國民に倦怠の氣分を生じ、緊張に缺くが如き事があつたならば、聖業貫徹の力を減弱し、九仭の功を一簣に缺くに至るのである。
國民は須らく聖戰の意義と時局の重大性とを更に的確に認識し、大いに國民的信念を振起して、銃後の熱誠、堅忍持久の氣風を益〻增進し、以て飽くまでも事變の目的達成に奮起すべきである。

軍隊精神教育の參考 終

（出文協承認 ア60067號）

製本 毛利

昭和十五年九月五日印刷
昭和十五年九月十日發行
昭和十七年五月十三日第二十版
（二〇〇〇部）

軍隊精神教育の參考
（電略クセ）

㊝定價九十錢
送料十二錢

東京市四谷區鹽町一丁目廿一番地
著作兼發行者 齊藤市平

東京市牛込區早稻田鶴卷町一四二
印刷所 青木印刷所
主任 齊藤正治

東京市四谷區鹽町一丁目廿一番地
（四谷見付―陸軍省間電車通）
發行所 株式會社 尚兵館
會員番號 一二二、五一一號
電話四谷（三三）七四七番
（三三）一二一番
振替東京七二五六一番
（電略シヨ）

配給元 東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社